

7 水管第 291 号
令和 7 年 5 月 2 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 江藤 拓

特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量の設定及びその当初配分等について（諮問第 476 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量等を別紙 1 のとおり定めたいので、同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和 7 管理年度における漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更の取扱いについて、別紙 2 の取扱いとしたいので漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和七管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

- 1 -

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和七管理年度（令和7年7月1日から翌年6月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 まさば及びごまさば太平洋系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

139,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

- 2 -

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	8,600
青森県	現行水準
岩手県	5,800
宮城県	現行水準
福島県	現行水準
茨城県	現行水準
千葉県	現行水準
東京都	現行水準
神奈川県	現行水準
静岡県	現行水準
愛知県	現行水準

- 3 -

三重県	8,000
大阪府	現行水準
和歌山県	現行水準
岡山県	現行水準
広島県	現行水準
徳島県	現行水準
香川県	現行水準
愛媛県	現行水準
高知県	現行水準
大分県	現行水準
宮崎県	4,200

- 4 -

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ

れ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業 (漁獲割当てによる管理を行う管理区分)	30,500
まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業 (漁獲量の総量の管理を行う管理区分)	12,800
まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業	5,700
まさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第二 まさば及びごまさば対馬暖流系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

208,700トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
秋田県	現行水準
山形県	現行水準
新潟県	現行水準
富山県	現行水準
石川県	7,800
福井県	現行水準

京都府	現行水準
兵庫県	現行水準
鳥取県	現行水準
島根県	20,500
山口県	2,600
福岡県	現行水準
佐賀県	現行水準
長崎県	36,900
熊本県	現行水準
鹿児島県	9,700

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群 大中型まき網漁業	95,200
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群 その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第三 ずわいがに太平洋北部系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

20トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
宮城県	現行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
ずわいがに太平洋北部系群沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	19
ずわいがに太平洋北部系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第四 ずわいがに日本海系群A海域

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

3,700トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
富山県	47
石川県	397
福井県	294
京都府	30
島根県	現行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
ずわいがに日本海系群A海域沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	2,672
ずわいがに日本海系群A海域その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第五 ずわいがに日本海系群B海域

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

910トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
秋田県	27
山形県	128
新潟県	686

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
--------	-----------

ずわいがに日本海系群B海域沖合底びき網漁業 及びずわいがに漁業	69
ずわいがに日本海系群B海域その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第六 ずわいがに北海道西部系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

43トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	43

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
ずわいがに北海道西部系群大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第七 ずわいがにオホーツク海南部

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

1,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	125

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
ずわいがにオホーツク海南部沖合底びき網漁業 及びずわいがに漁業	875

ずわいがにオホーツク海南部その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。
------------------------	---------------------

第八 まだら本州太平洋北部系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

11,800トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
青森県	試行水準
岩手県	試行水準

宮城県	試行水準
福島県	試行水準
茨城県	試行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まだら本州太平洋北部系群沖合底びき網漁業	試行水準
まだら本州太平洋北部系群その他大臣許可漁業	試行水準

第九 まだら本州日本海北部系群

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

2,600トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
青森県	試行水準
秋田県	試行水準
山形県	試行水準
新潟県	試行水準
富山県	試行水準
石川県	試行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まだら本州日本海北部系群沖合底びき網漁業	試行水準
まだら本州日本海北部系群その他大臣許可漁業	試行水準

第十 まだら北海道太平洋

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

24,100トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	試行水準

青森県	試行水準
-----	------

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まだら北海道太平洋沖合底びき網漁業	試行水準
まだら北海道太平洋その他大臣許可漁業	試行水準

第十一 まだら北海道日本海

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

14,000トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ

同表の右欄に掲げる数量とする。

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	試行水準

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
まだら北海道日本海沖合底びき網漁業	試行水準
まだら北海道日本海その他大臣許可漁業	試行水準

令和 7 管理年度における漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに日本海系群 A 海域、ずわいがに日本海系群 B 海域、ずわいがにオホーツク海南部）

1 背景

令和 6 管理年度において、まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群 A 海域、ずわいがに日本海系 B 海域並びにずわいがにオホーツク海南部の漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更のうち、以下に掲げるものについては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、事前に水産政策審議会の意見を聴いた上で同意を得ておき、事後報告で対応できるとされてきた。

- (1) まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群
資源管理基本方針別紙 2 に定めた方法（いわゆる「75%ルール」）に則り行う、国の留保からの配分に伴う数量の変更
- (2) まさば及びごまさば太平洋系群
資源管理基本方針別紙 2 に基づき、「まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）」の漁獲可能期間の終了に伴い確定した大臣管理漁獲可能量の未利用分の国の留保への繰り入れ及び国の留保からの「まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）」への追加配分に伴う数量の変更
- (3) まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群
変更前の資源管理基本方針別紙 2 に定めた方法に則り行う、令和 5 管理年度の漁獲可能量の未利用分の繰り越しに伴う令和 6 管理年度の漁獲可能量の変更
- (4) ずわいがに日本海系群 A 海域、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群
資源管理基本方針別紙 2 に基づき、配分を受ける者（数量を明示した都道府県及び大臣管理区分に限る。）の間の合意による数量を用いた国の留保からの配分に伴う数量の変更
- (5) 全資源
特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（令和 2 年 12 月 1 日付水産庁資源管理部長通知、令和 4 年 12 月 26 日最終改正。）に則り都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で行う融通に伴う数量の変更

2 令和 7 管理年度の取扱い

- (1) 上記1(1)、(2)、(4)、(5)に掲げる数量の変更については、引き続き事後報告で対応できることとする。なお、令和6管理年度における「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」は、令和7管理年度においては、「まさば及びごまさば対馬暖流系群」とするものとする。
- (2) まさば及びごまさば対馬暖流系群について、令和6管理年度の暫定的措置として資源管理基本方針別紙2に定めた方法に則り行う、令和7管理年度の漁獲可能量の変更については、事後報告で対応できることとする。

3 数量変更に伴う手続

農林水産大臣は、変更した漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量を遅滞なく公表する（漁業法第15条第6項において準用する同条第5項）。また、都道府県別漁獲可能量を変更したときは、これを通知する（漁業法第15条第6項において準用する同条第4項）。

都道府県知事は、上記通知を受けたときは、漁業法第16条第5項の規定で準用する同条第2項から第4項までの手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

4 上記2によるもの以外の変更の取扱い

上記2によるもの以外の変更の漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更を行おうとするときは、水産政策審議会の意見を聴かななければならない（漁業法第15条第6項において準用する同条第3項）。



分布域

水産政策審議会第137回資源管理分科会資料
ズワイガニ太平洋北部系群



国内では、ズワイガニは日本海、オホーツク海および茨城県以北の太平洋岸沖に分布しており、太平洋北部系群はこのうち東北地方太平洋岸沖（東北海域）に分布する群である。

青森県～茨城県沖の水深150～750mに分布している。

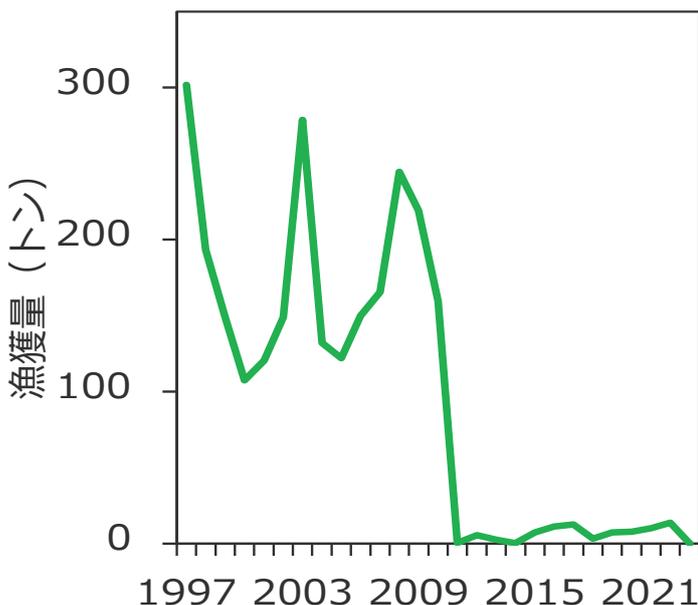
東北海域での生活史、特に季節的な浅深移動や南北方向の移動の詳細は明らかになっていない。

1

水産政策審議会第137回資源管理分科会資料
ズワイガニ太平洋北部系群



漁獲量の推移

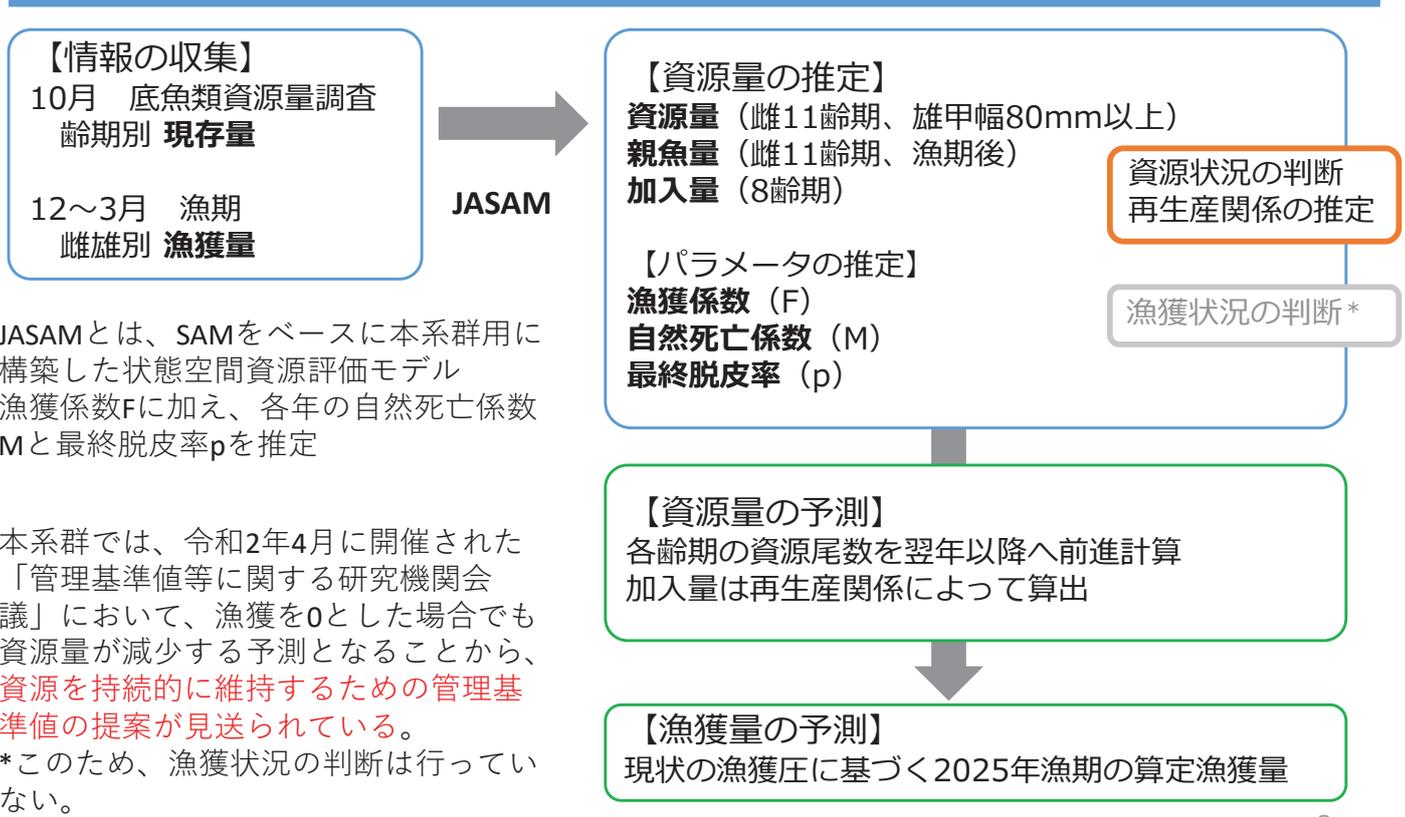


漁獲量の多くは福島県が占めている。

東日本大震災以降、福島県船が操業休止した影響で漁獲量は激減しており、2021年漁期の漁獲量は9.9トン、2022年漁期は13.7トン、2023年漁期は0トンであった。

2

資源評価の流れ

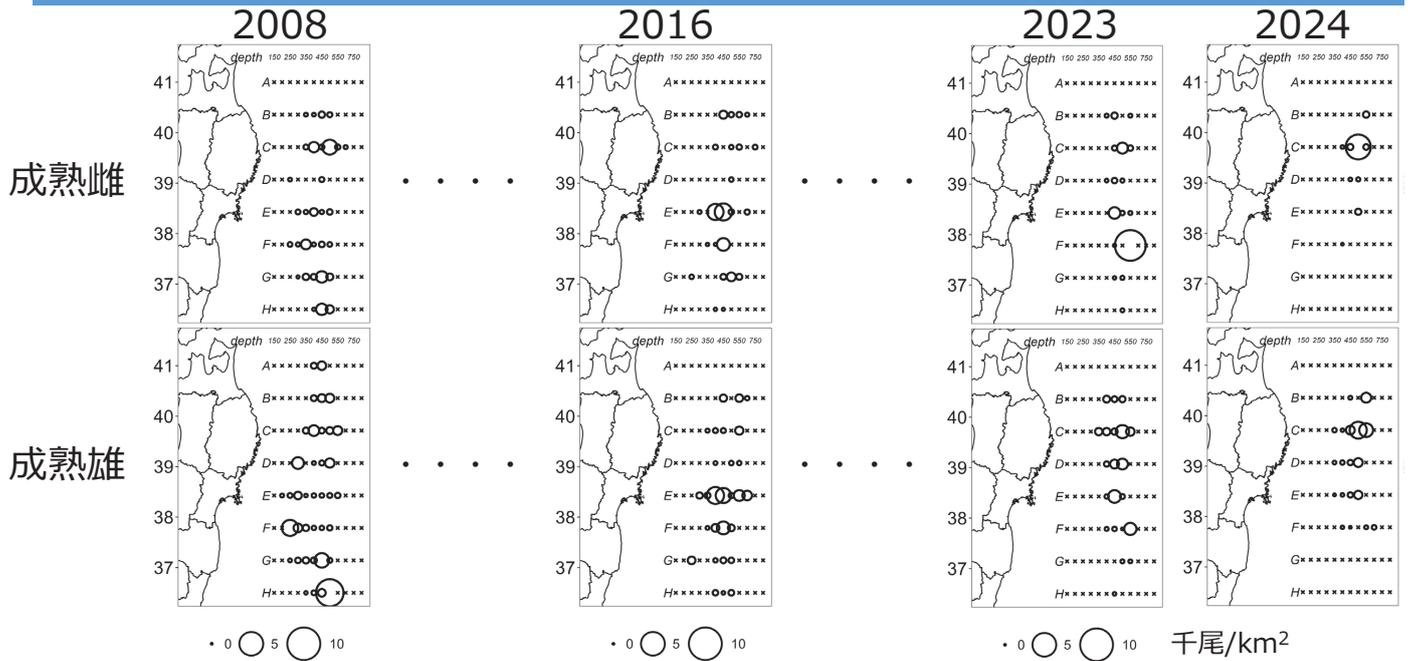


JASAMとは、SAMをベースに本系群用に構築した状態空間資源評価モデル
漁獲係数Fに加え、各年の自然死亡係数Mと最終脱皮率pを推定

本系群では、令和2年4月に開催された「管理基準値等に関する研究機関会議」において、漁獲を0とした場合でも資源量が減少する予測となることから、**資源を持続的に維持するための管理基準値の提案が見送られている。**
*このため、漁獲状況の判断は行っていない。



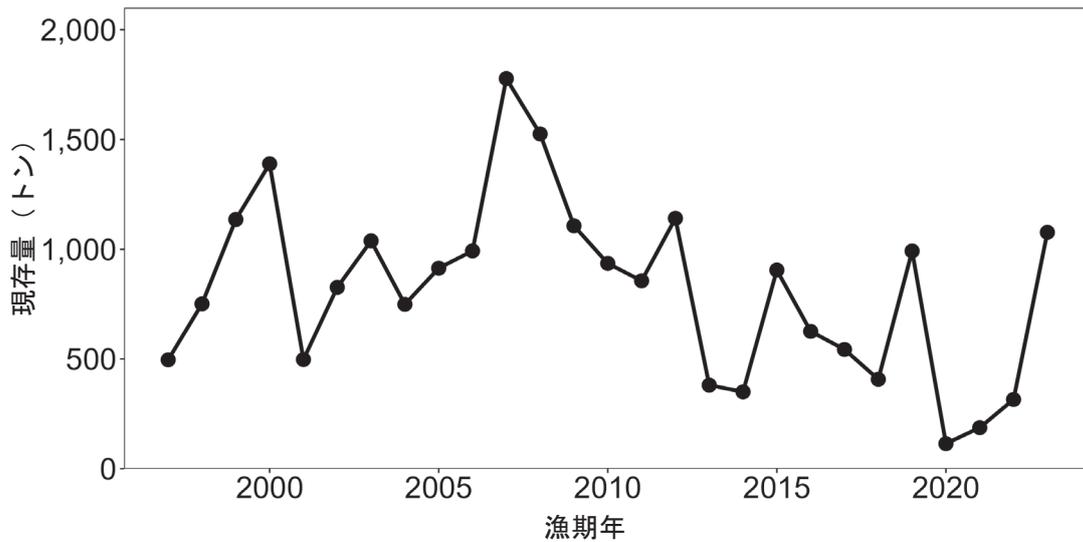
調査で得られた分布密度の年変化



1997年以降、毎年秋季に着底トロール調査を行い、本系群の分布密度を把握し、現存量を推定している。長期的に分布エリアの減少が認められている。2023年、2024年は岩手～福島北部が分布の中心となっており、雌では2023年は福島、2024年は岩手沖で高密度分布が見られた。



資源量指標値（現存量）の推移



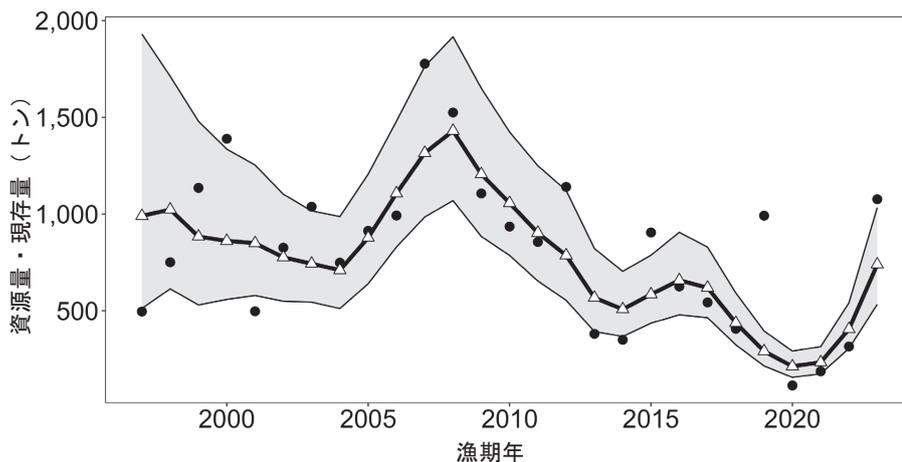
着底トロール調査の結果に基づき、現存量を推定した。

雌雄合計の現存量は、1997～2007年漁期に496～1,777トンの間を変動した後、長期的には減少傾向を示していた。2020年漁期には調査開始以降最低の114トンを記録したが、2021年漁期以降増加に転じた。2023年漁期は福島県沖の高密度点の影響により過去7番目に多い1,077トンと推定された。

5



資源量の推移



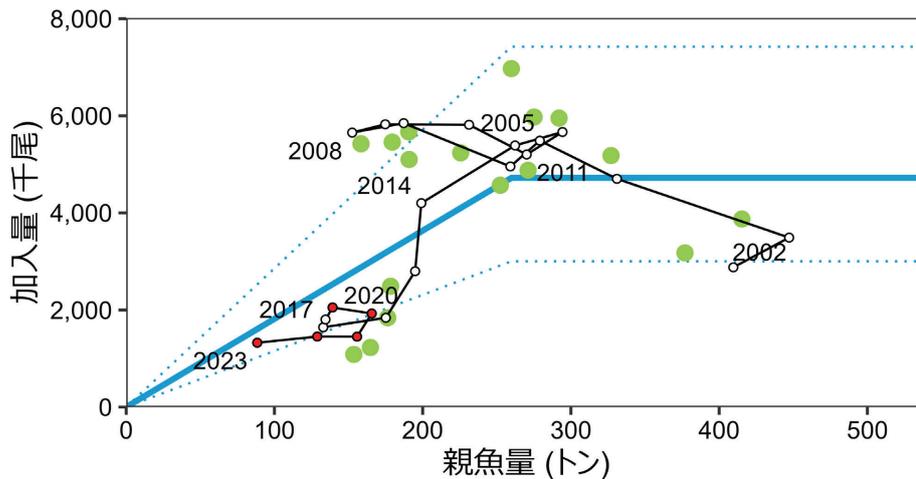
着底トロール調査で得られた現存量（黒丸）をもとに、不確実性（調査の観測誤差や資源動態の過程誤差など）を考慮した資源動態モデル（JASAM）を用いて、本系群の資源量（白三角）を推定した。

雌雄合計の資源量は、1997～2008年漁期に710～1,430トンの間を変動した後、減少傾向を示した。2021年漁期以降は増加に転じ、2023年漁期は739トン（雌が345トン、雄が394トン）と推定された。

※図中の網掛けは推定値の95%信頼区間を示す。



再生産関係



関数形: HS, 自己相関: 1, 最適化法L2, AICc: 29.93

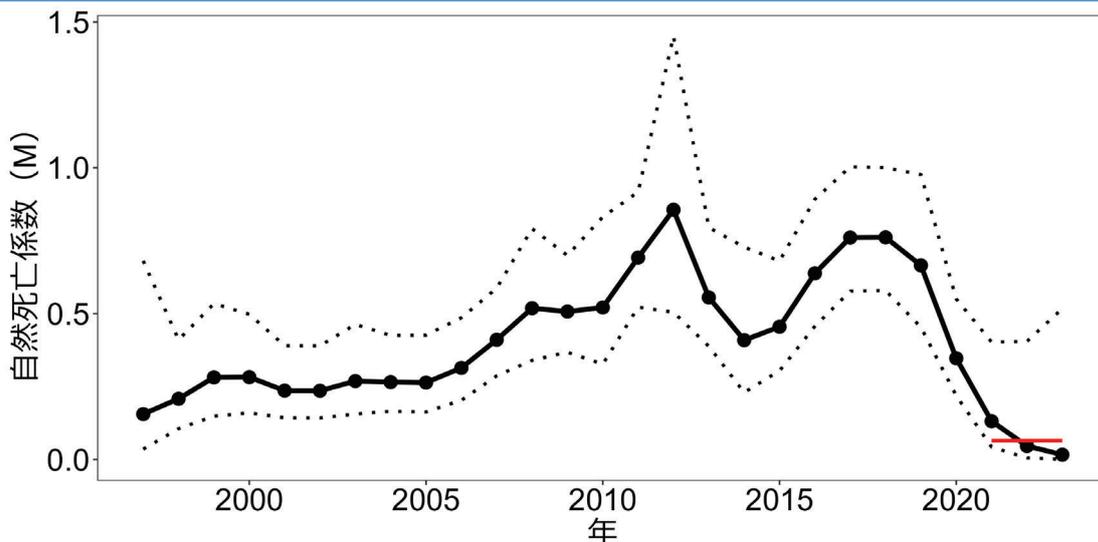
1997～2013年の親魚量（雌の漁期後資源量）と2002～2018年の加入量に対し、加入量の変動傾向（再生産関係から予測されるよりも良いまたは悪い加入が一定期間続く効果）を考慮したホッカー・スティック型の再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

緑丸は再生産関係を推定した時の観測値、白丸と赤丸は2024年度資源評価で更新された観測値である（赤丸は直近5年の値）。図中の数字は加入年を示す。

本系群では孵化から加入（8齢期）までの年数が明らかでないため、日本海系群と同様に5年と仮定した。なお、本系群で漁獲対象となるのは11齢期以降である。



自然死亡係数（M）の推移



本系群の自然死亡係数（M）をJASAMによって推定した。点線は95%信頼区間、赤線は直近3年間の平均値（ $M=0.065$ ）である。

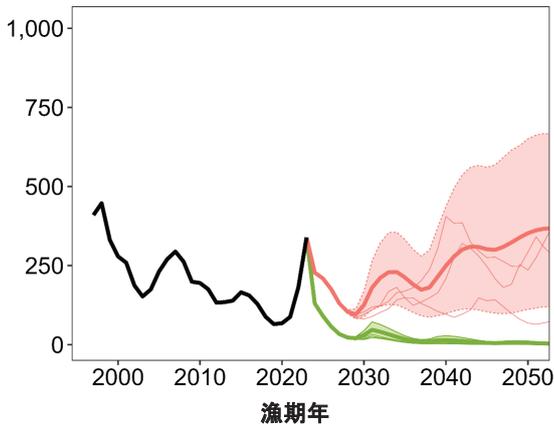
Mは2019年以降低下傾向を示している。しかし、本年度評価において推定された直近年（2023年）のMの値は非現実的な値であること、不確実性が高いことから、将来予測に用いるMは1997～2023年の平均値（ $M=0.400$ ）を使用することとした。

Mの上昇傾向の原因については東北海域での底水温の上昇との関連、震災後の生態系の変化（捕食者の増加等）による影響が指摘されているが、その詳細は明らかになっていない。



将来予測および管理基準値等の検討

将来の親魚量（トン）



本系群の管理基準値等の検討について

本系群では、管理基準値が提案されていないものの、2021年漁期以降の漁獲シナリオは「ずわいが太平洋北部系群をとることを目的とする操業を避ける」とされている。

直近年（2023年）の親魚量の動向は増加傾向にあると判断されており、またMに1997～2023年の平均値を仮定した場合の将来予測では、資源量は緩やかに増加すると推定された。一方で、2023年漁期は主漁場で操業が行われたにもかかわらず、その漁獲量は0トンであり、本系群を取り巻く状況は決して楽観的ではない。このため、本年度の資源評価において管理基準値案、漁獲管理規則案については提案しない。

現状のMが続いた場合の将来予測

推定された再生産関係と現状の漁獲圧（2021～2023年漁期の平均値）で漁業を行った場合の将来予測を行った。Mに本年度の資源評価における値（1997～2023年の平均値、 $M=0.400$ 、赤線）と、昨年度の資源評価における値（令和4年度資源評価を踏襲、2019～2021年の平均値、 $M=0.679$ 、緑線）を仮定した場合を示した。より低いMの値を仮定したことにより、資源は緩やかに増加すると推定された。

図中の太実線は平均値、網掛けはシミュレーション結果の80%が含まれる予測区間である（5千回のシミュレーションを試行）。



ズワイガニ（日本海系群A海域）

① 2024年9月27日公開

ズワイガニは我が国周辺では日本海、オホーツク海、および茨城県以北の太平洋沿岸に分布し、本評価群はこのうち本州日本海沿岸の富山県以西島根県以東に分布する群である。本海域の漁獲量や資源量等は漁期年（7月～翌年6月）の数値を示す。



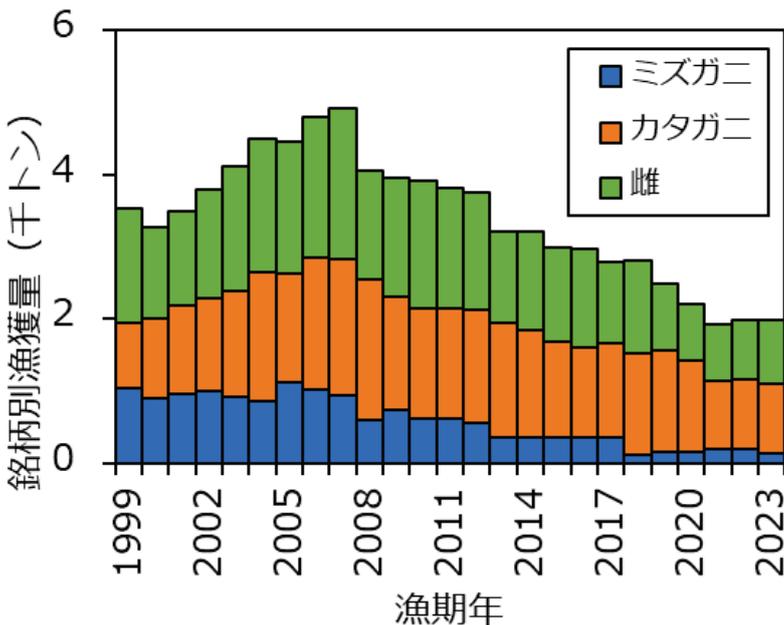
ずわいがに 漁業規制海域図



2024年9月27日公開

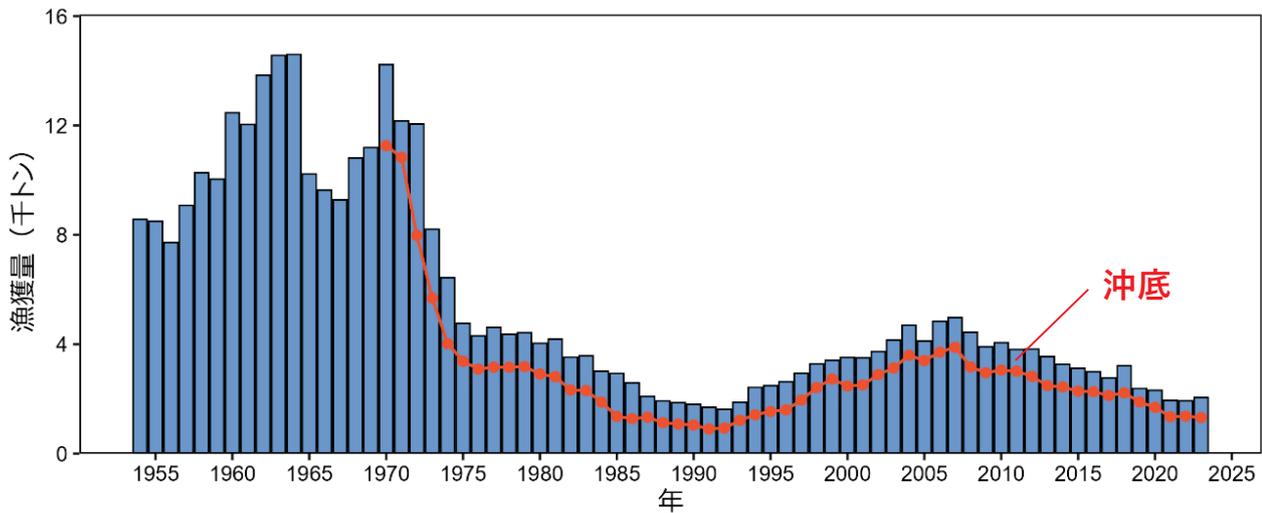


漁獲量（ミスガニ、カタガニ、雌）





漁獲量の長期的変化

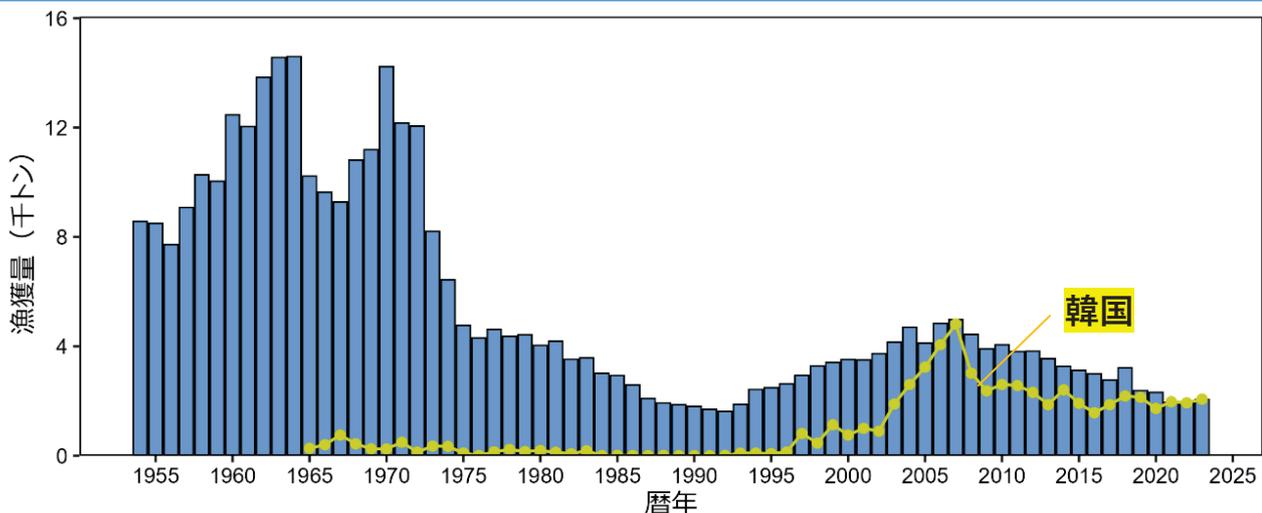


参考図2 (詳細版図3-1)

漁業・養殖業生産統計年報 (農林統計) に基づく漁獲量 (暦年、棒グラフ) および
沖底の漁獲成績報告書による漁獲量 (漁期年、赤折れ線)



漁獲量の長期的変化



参考図3 (詳細版図7-1)

漁業・養殖業生産統計年報 (農林統計) に基づくA海域全体の漁獲量 (棒グラフ)
および韓国における漁獲量 (折れ線グラフ、いずれも暦年集計)



資源評価の方法 (調査船調査・生活史・漁獲スケジュール)

*ここからスタート

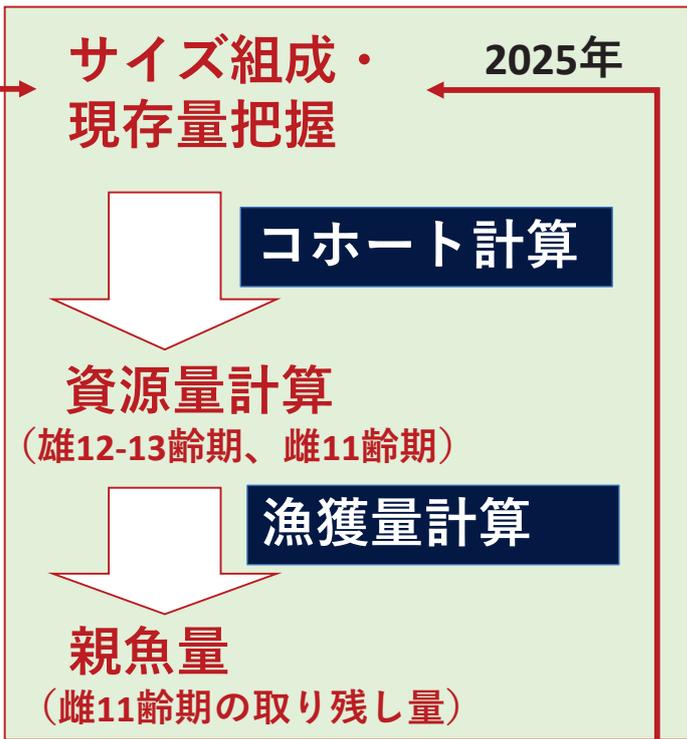
4-6月 **調査船調査** 2024年

9月  脱皮、死亡、
成長、加入

11月 **漁獲開始**

メスガニ	11月
カタガニ	12月
ミズガニ	翌2月

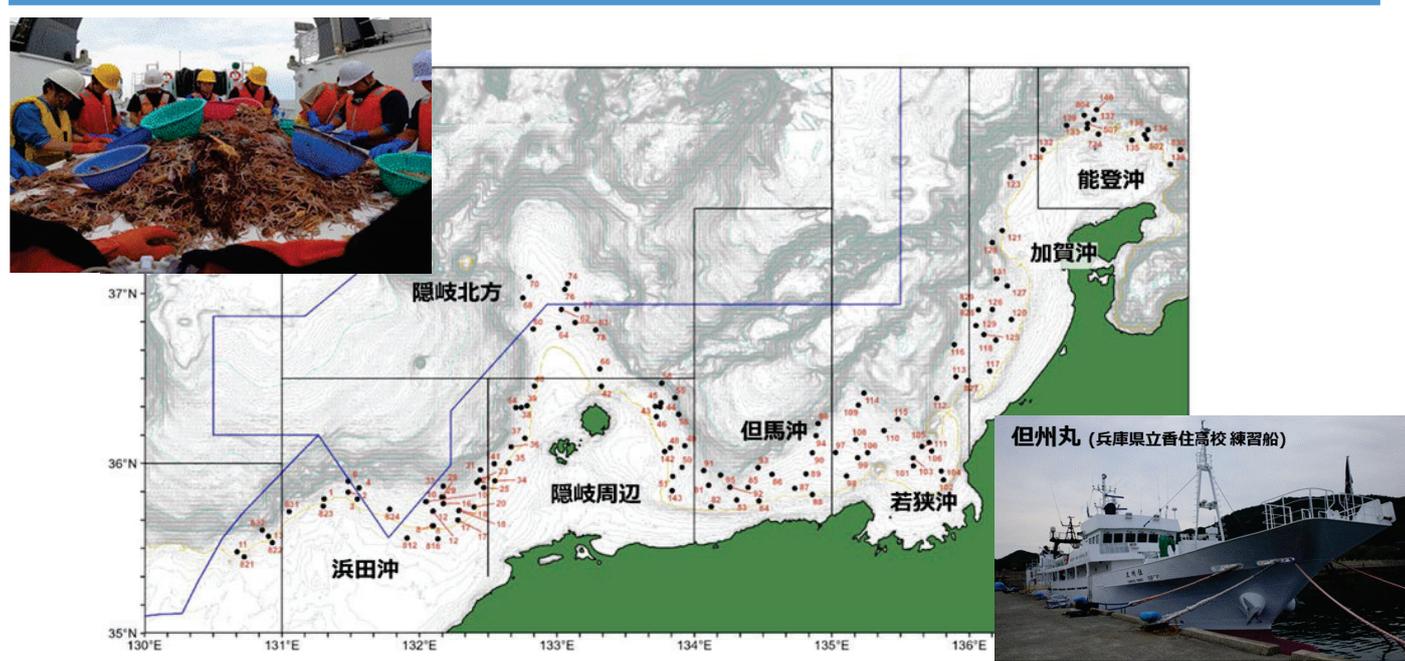
現状の漁獲圧 (2024年の予想漁獲量)
漁獲シナリオ (2025年のABC)
漁獲終了



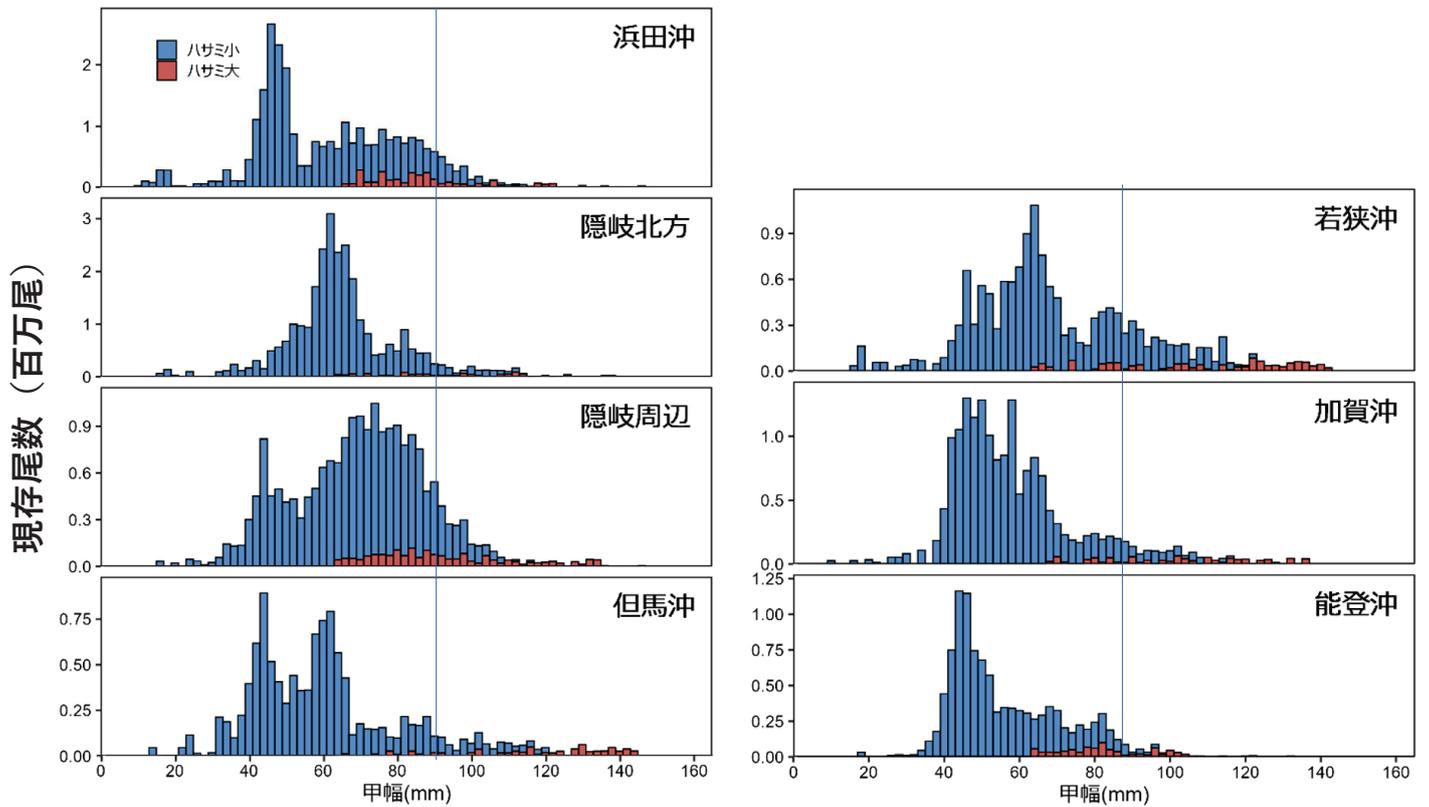
漁獲後に推定されるサイズ組成から2025年の現存量・資源量予測



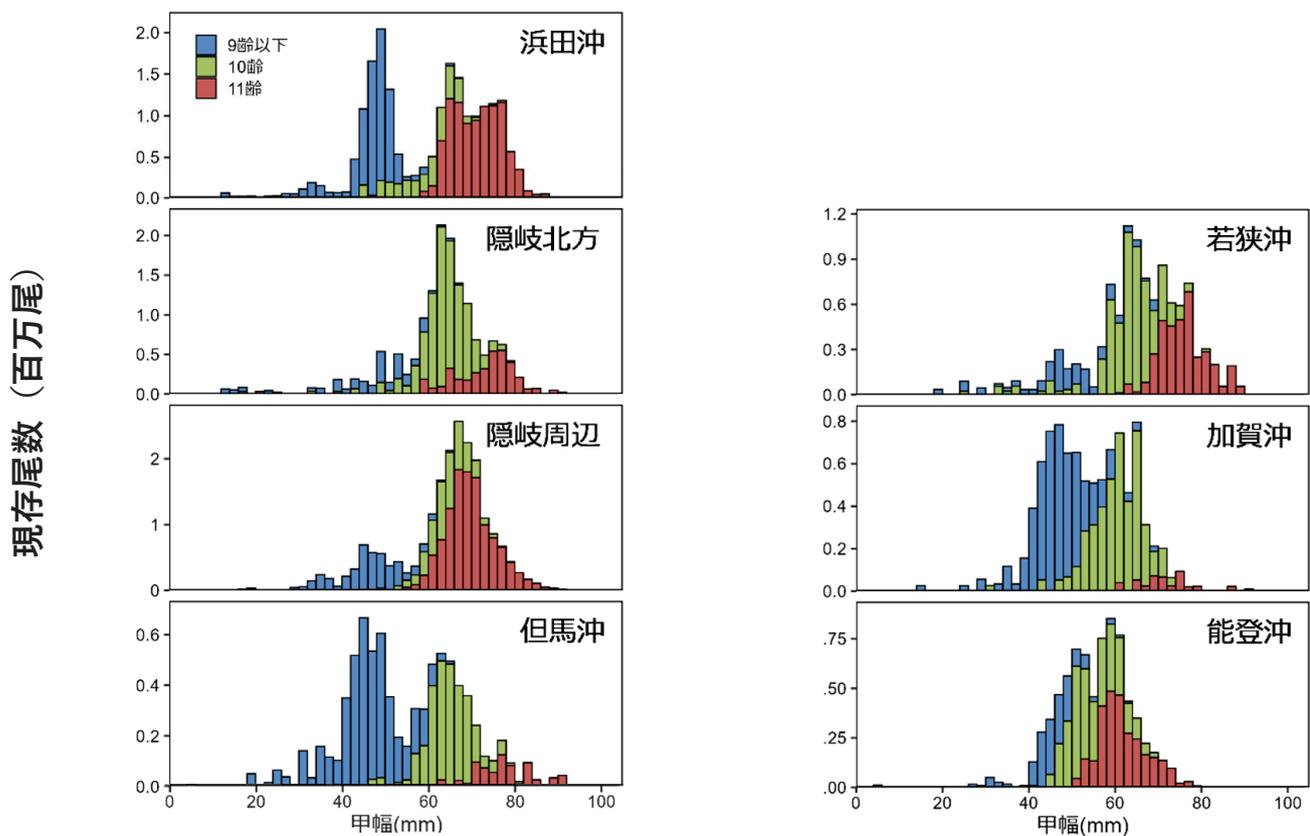
調査海域図 (トロール調査)



参考図 3 (詳細版補足図4-1) 2024年の調査海域図
135点 (水深 200-500m) で調査を実施、面積密度法で
資源量を推定



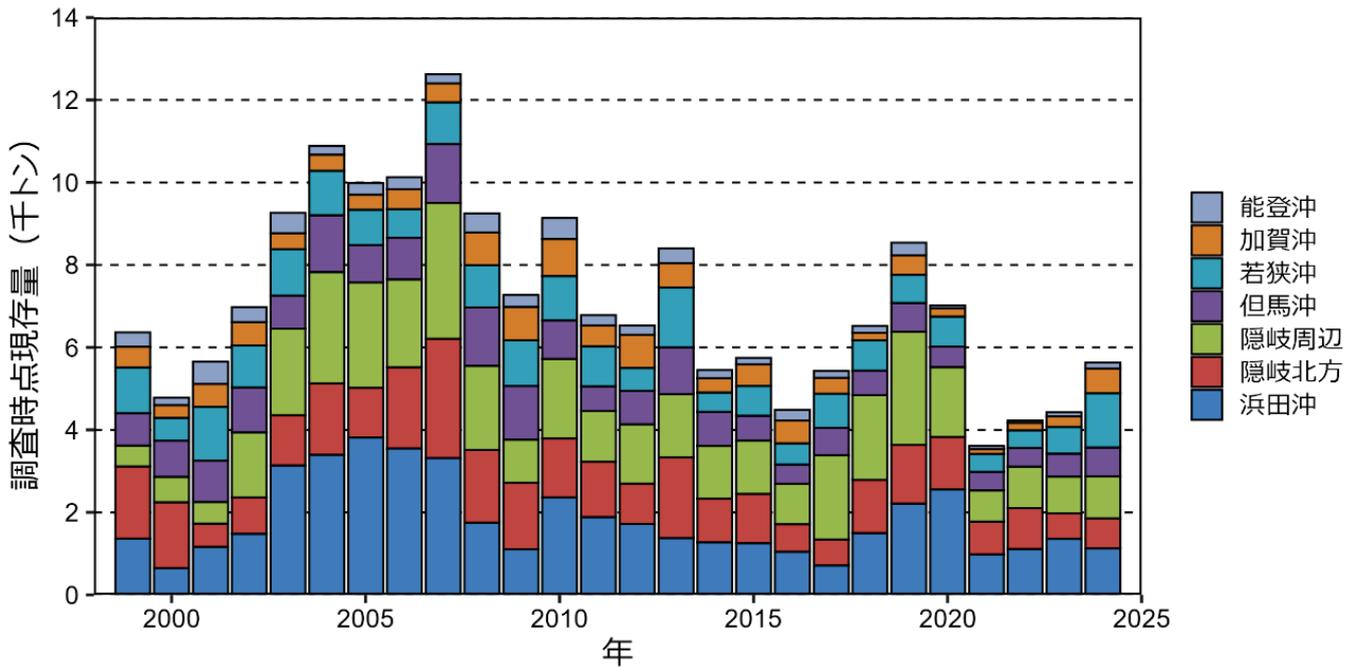
参考図4 (詳細版補足図4-2)
 トロール調査より推定された海域別甲幅組成 (雄)



参考図5 (詳細版補足図4-2)
 トロール調査より推定された海域別甲幅組成 (雌)



海域別の現存量（調査結果）「雄」

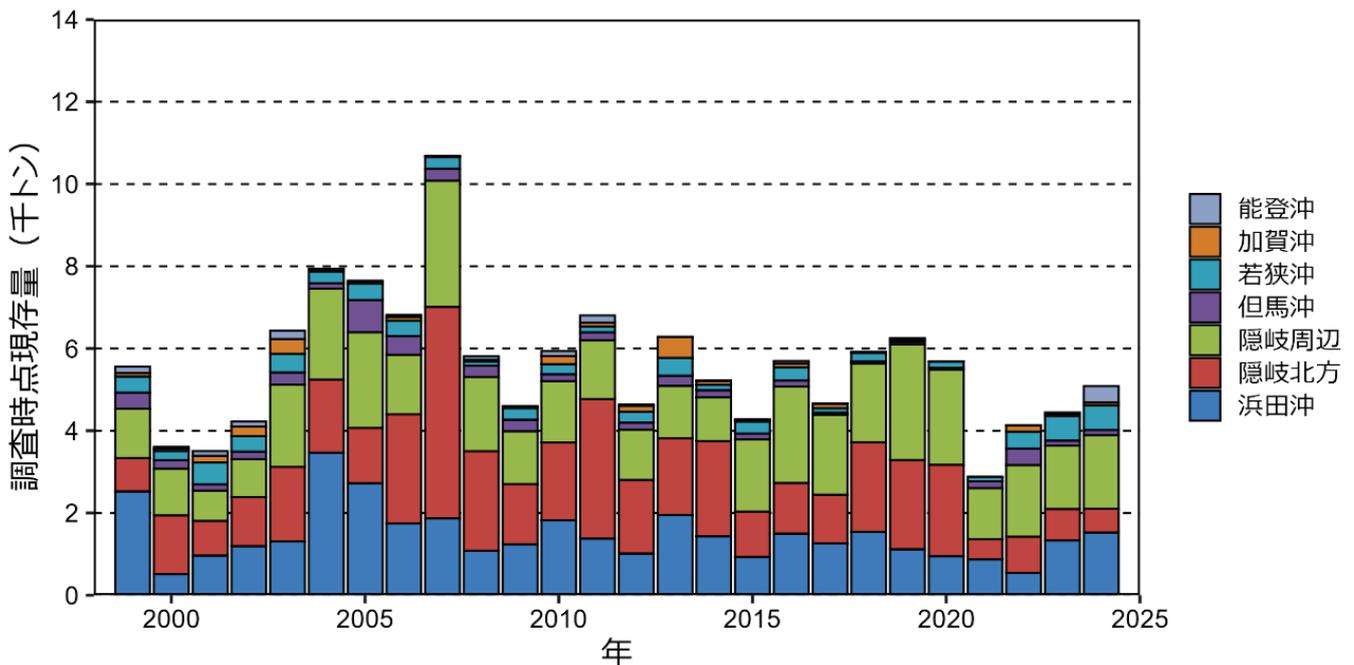


参考図 6（詳細版補足図4-3）

トロール調査から推定された海域別現存量
雄：甲幅90 mm以上の現存量を示す。

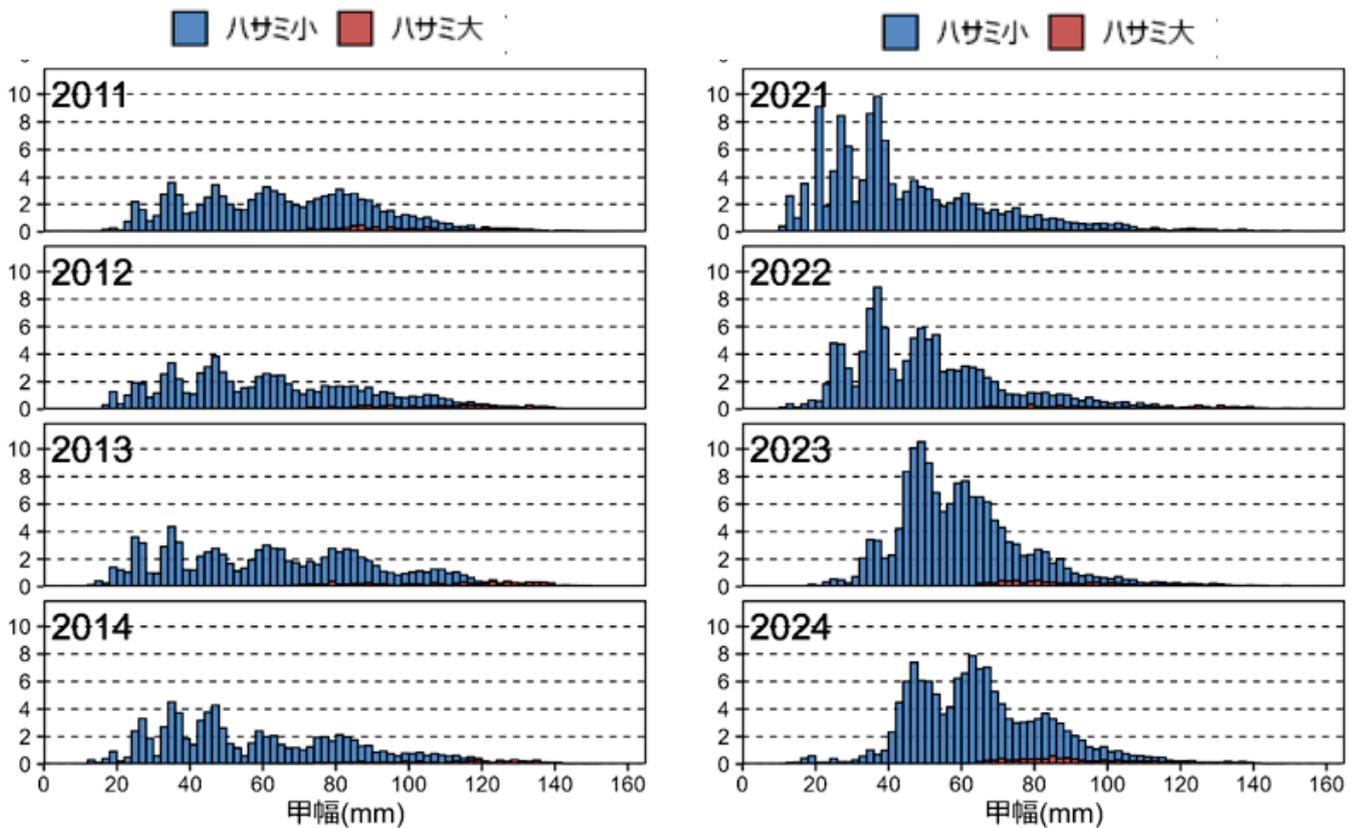


海域別の現存量（調査結果）「雌」



参考図 7（詳細版補足図4-3）

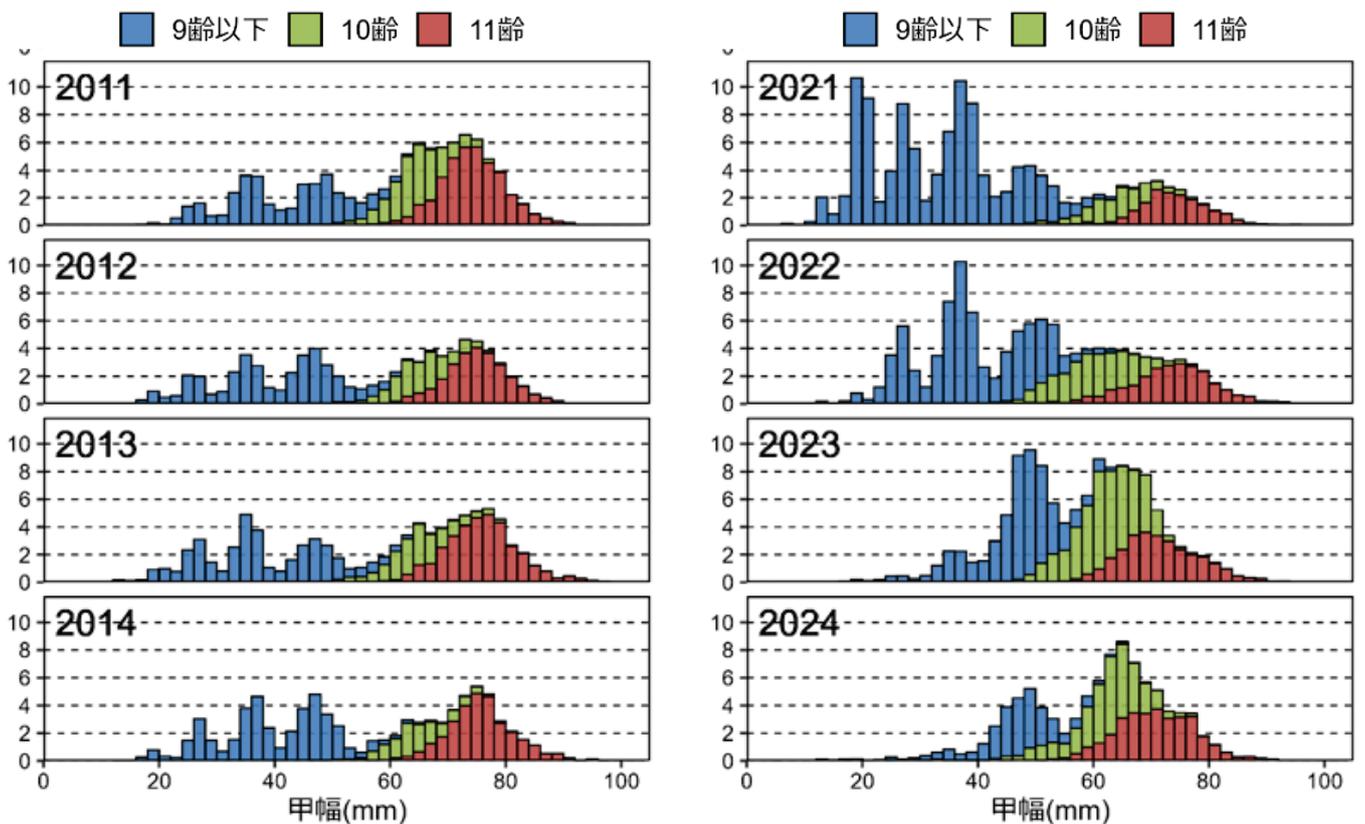
トロール調査から推定された海域別現存量
雌：11齢の現存量を示す。



参考図 8 (詳細版図4-3)

トロール調査から推定された近年の雄の甲幅組成

調査時点で鉗脚の大きい個体 (ハサミ大) は最終脱皮後、漁獲開始時点のカタガニに相当。



参考図 9 (詳細版図4-4)

トロール調査から推定された近年の雌の甲幅組成

調査時点の9、10、11歳はそれぞれ、漁獲開始時点の未熟、アカコおよびクロコに相当。



資源量（ミスガニ、カタガニ、雌）

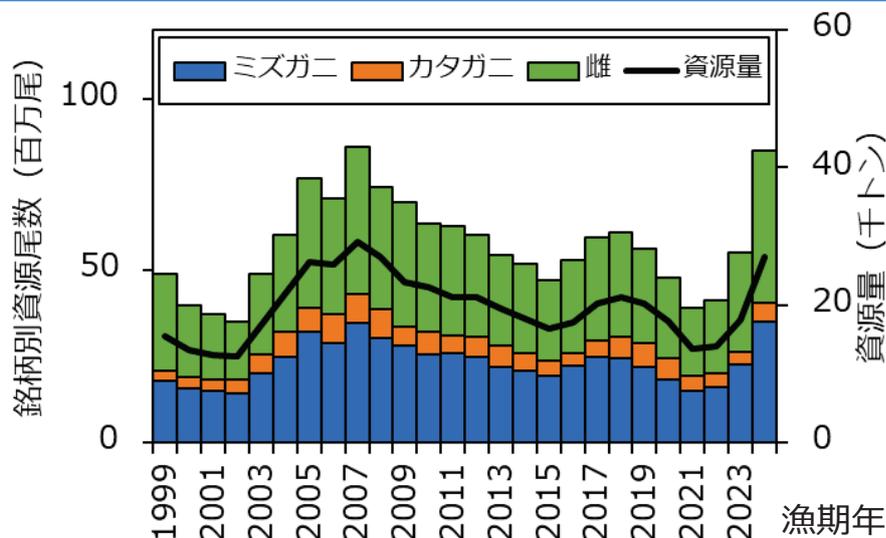


図3 資源量と銘柄別資源尾数

資源量は、2002～2007年漁期にかけて増加したが、2008年漁期以降減少した。

2016～2018年漁期は再び増加したが、2019～2021年漁期にかけて再び減少した。2022年漁期以降は再び増加し、2024年漁期の資源量は2.7万トンと予測された。

資源尾数はミスガニと雌で多く、カタガニは少ない。



再生産関係

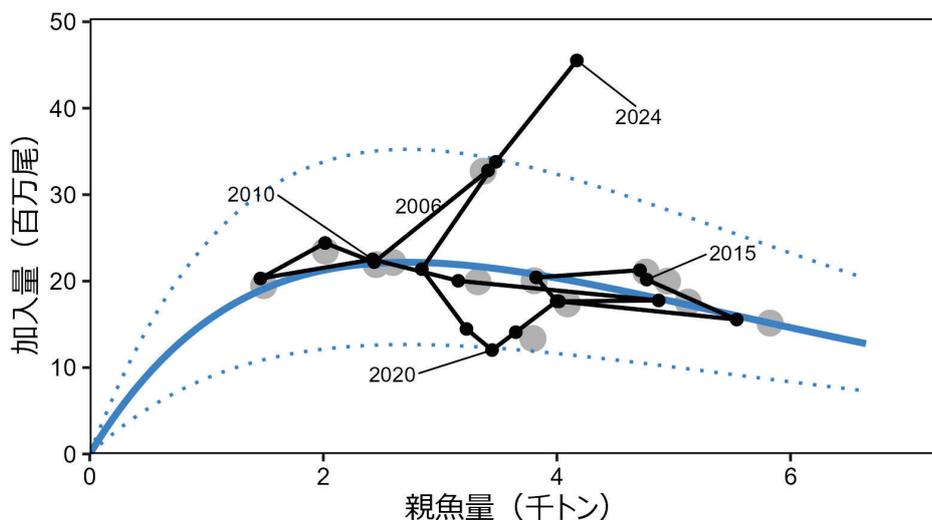


図4 再生産関係

1999～2012年漁期の親魚量（雌の漁期後資源量）と2006～2019年の加入量（7歳10齢期雌雄）に対し、リッカー型の再生産関係（青太線）を適用した。

図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

灰丸は再生産関係を推定した時の観測値、黒丸は2024年度資源評価で更新された観測値である。図中の数字は加入年を示す。



漁獲量曲線とMSYの推定

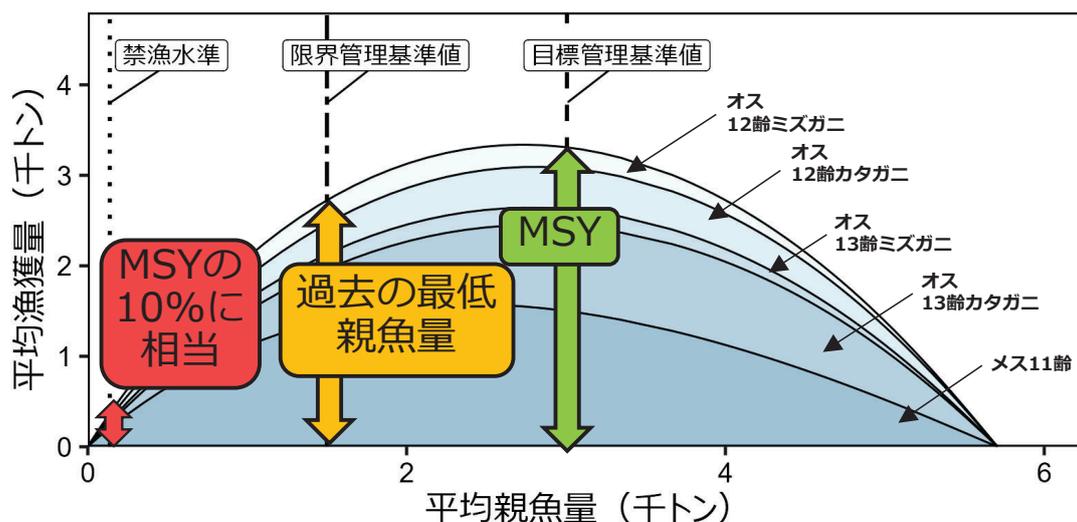


図5 管理基準値と禁漁水準

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は3.0千トンと算定される。

目標管理基準値はSBmsy、限界管理基準値は過去の最低親魚量、禁漁水準はMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量である。



管理基準値・管理目標

目標管理基準値	限界管理基準値	禁漁水準	2023年漁期後の親魚量
3.0千トン	1.5千トン	0.1千トン	4.2千トン

MSY	2023年漁期の漁獲量
3.7千トン	2.0千トン

図5 管理基準値と禁漁水準

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は3.0千トンと算定される。

目標管理基準値はSBmsy、限界管理基準値は過去の最低親魚量、禁漁水準はMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量である。



神戸プロット (漁獲圧と親魚量)

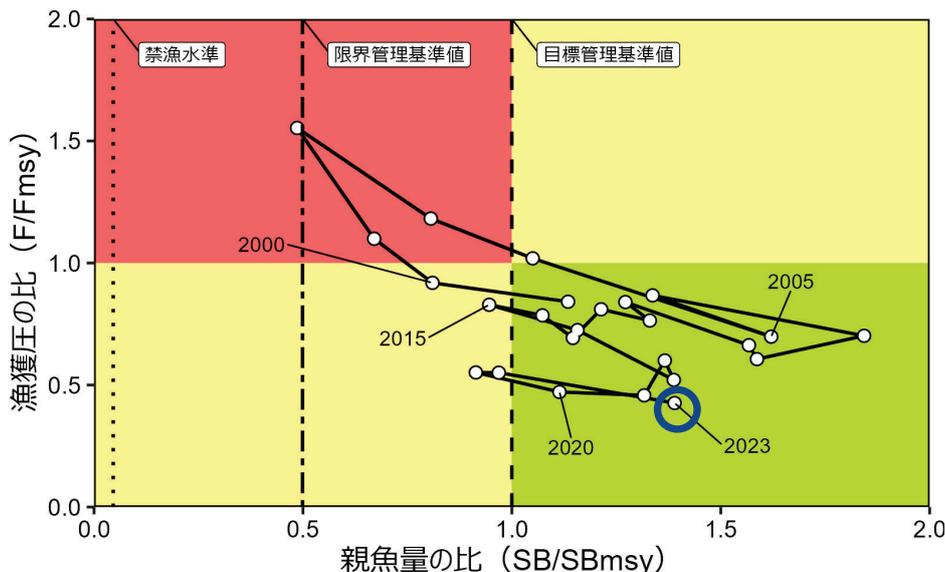


図6 神戸プロット (神戸チャート)

親魚量 (SB) は、2004年漁期以降、多くの漁期年で最大持続生産量 (MSY) を実現する親魚量 (SBmsy) を上回っており、2023年漁期もSBmsyを上回っている。

漁獲圧 (F) は、2005年漁期以降、多くの漁期年でSBmsyを維持する漁獲圧 (Fmsy) を下回っており、2023年漁期もFmsyを下回っている。



漁獲シナリオ (0.8Fmsy)

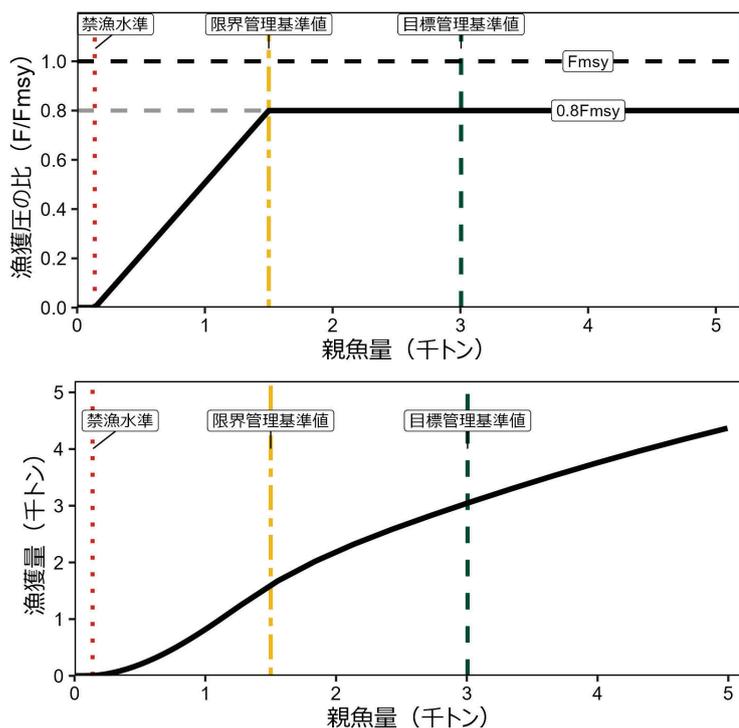


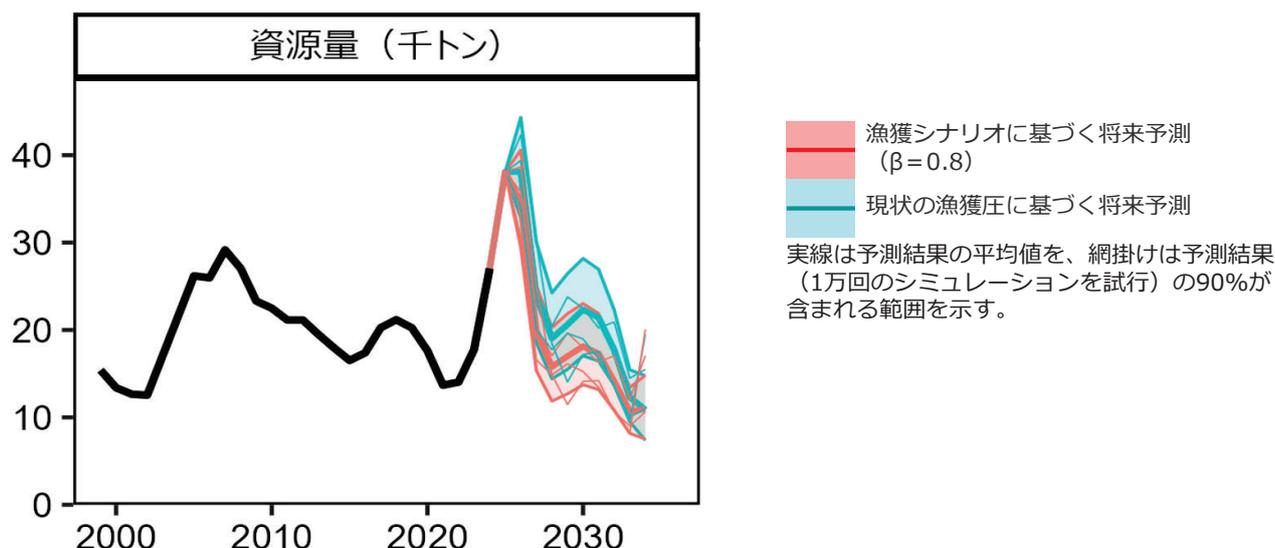
図7 漁獲管理規則 (上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量)

Fmsyに乗じる調整係数である β を0.8とした場合の漁獲管理規則を黒い太線で示す。

下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。



将来予測（資源量）



参考図（詳細版5-2） 漁獲シナリオで定められた管理基準値に基づく将来予測（赤色）と現状の漁獲圧（F2021-2023）で漁獲を続けた場合の将来予測（青色）



将来予測（漁獲量）

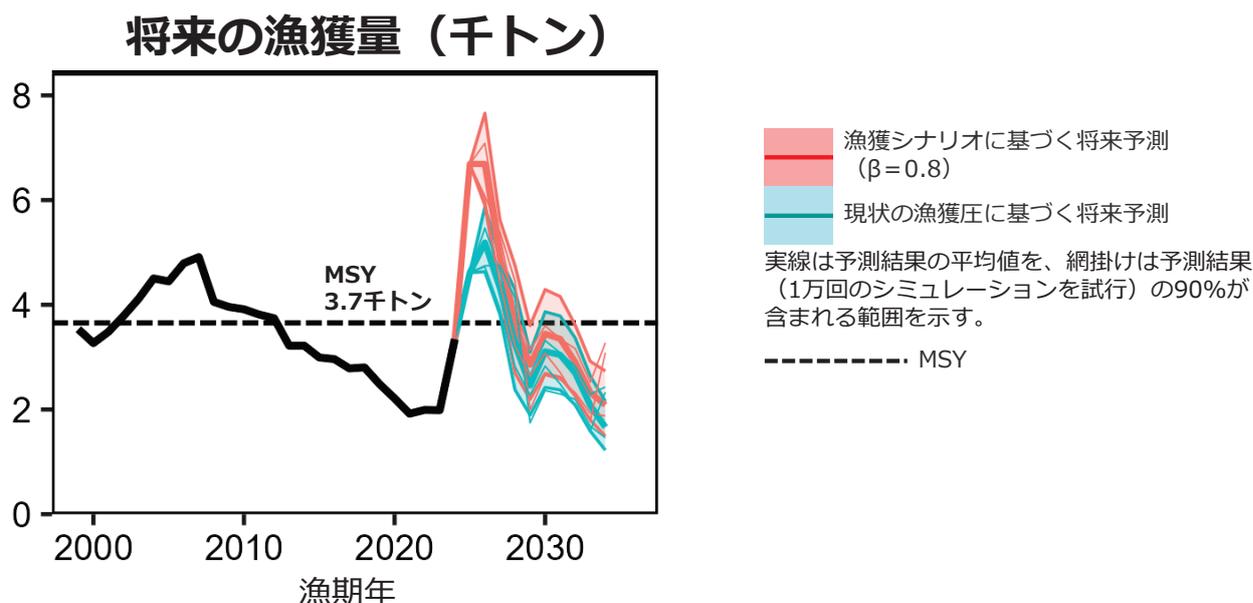


図8 漁獲シナリオの下での親魚量と漁獲量の将来予測（現状の漁獲圧は参考）

β を0.8とした場合の漁獲管理規則に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。親魚量の平均値は目標管理基準値付近で、漁獲量の平均値はMSY水準よりやや低い水準でそれぞれ推移する。



将来予測（親魚量）

将来の親魚量（千トン）

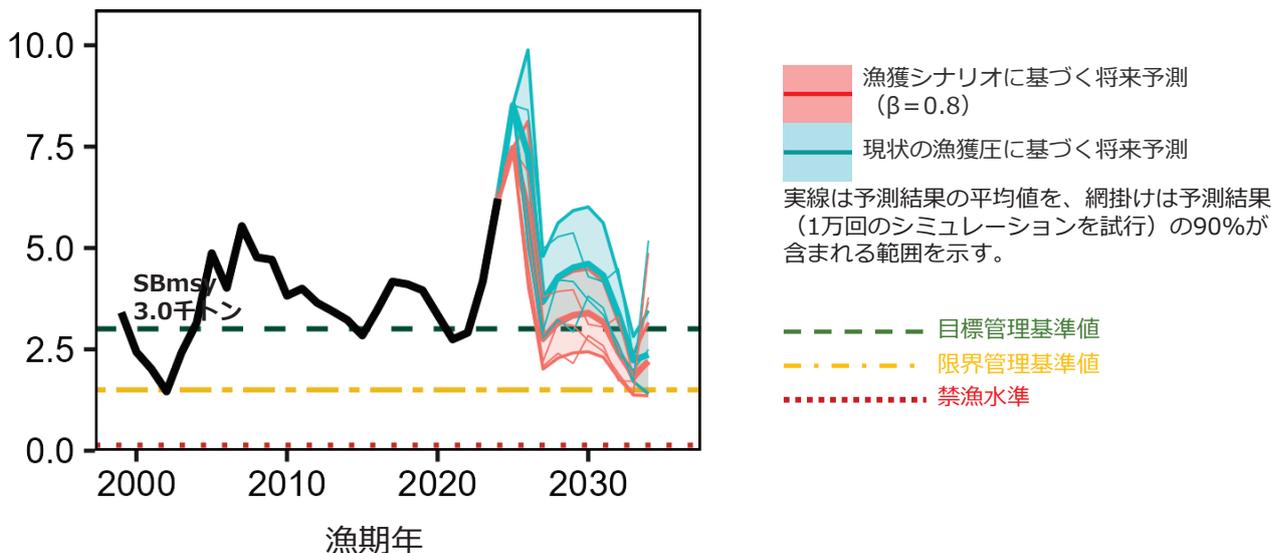


図8 漁獲シナリオの下での親魚量と漁獲量の将来予測（現状の漁獲圧は参考）

β を0.8とした場合の漁獲管理規則に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。親魚量の平均値は目標管理基準値付近で、漁獲量の平均値はMSY水準よりやや低い水準でそれぞれ推移する。



将来予測による目標達成確率

表1. 将来の平均親魚量（千トン）

		2030年漁期に親魚量が目標管理基準値（3.0千トン）を上回る確率						
β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
1.0	6.2	6.8	5.2	2.3	2.6	2.7	2.8	32%
0.9		7.1	5.6	2.5	2.9	3.0	3.1	48%
0.8		7.5	6.0	2.8	3.2	3.3	3.4	65%
0.7		7.8	6.4	3.1	3.5	3.7	3.8	81%
現状の漁獲圧		8.5	7.3	3.7	4.3	4.5	4.6	96%

表2. 将来の平均漁獲量（千トン）

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
1.0	3.3	7.9	7.3	4.9	3.6	2.9	3.4
0.9		7.3	7.0	5.0	3.7	2.9	3.5
0.8		6.7	6.7	4.9	3.6	2.9	3.4
0.7		6.0	6.3	4.8	3.6	2.8	3.4
現状の漁獲圧		4.6	5.2	4.3	3.2	2.5	3.1

漁獲シナリオに基づき漁獲した場合の平均親魚量と平均漁獲量の将来予測を示す。漁獲シナリオでは、 β に0.8を用いた漁獲管理規則で漁獲を行う（赤枠）。2024年漁期の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧（2021～2023年漁期の平均： $\beta=0.51$ 相当）により仮定した。

この漁獲シナリオに従うと、2025年漁期の平均漁獲量は6.7千トン、2030年漁期後に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は65%と予測される。併せて、 β を0.7～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧の場合の将来予測結果も示した。

※ 表の値は今後の資源評価により更新される。



2025年漁期のABC

表3. ABC要約表

2025年漁期のABC (千トン)		
6.7		
2025年漁期後の親魚量予測 平均値 (千トン)	現状の漁獲圧に対する比 (F/F2021-2023)	2025年漁期の漁獲割合 (%)
7.5	1.57	17.6



留意事項

表3. ABC要約表

2025年漁期のABC (千トン)		
6.7		
2025年漁期後の親魚量予測 平均値 (千トン)	現状の漁獲圧に対する比 (F/F2021-2023)	2025年漁期の漁獲割合 (%)
7.5	1.57	17.6

漁獲管理規則に基づく漁獲圧は現状の漁獲圧の1.57倍となっており、漁獲管理規則に基づく2025年および2026年の予測漁獲量は2000年以降の最大値を上回る。資源量はその後減少することが見込まれ、2025年および2026年の予測資源量が過大であった場合、資源への悪影響が懸念される。

以上の状況を踏まえると、本資源の利用にあたっては漁獲管理規則から算定されるABCに加えて、**省令および自主規制などによる資源の保護を遵守した現状の漁獲圧による管理**も今後の安定的な資源利用を図る上では重要である。



ズワイガニ（日本海系群B海域）

① 2024年9月27日公開

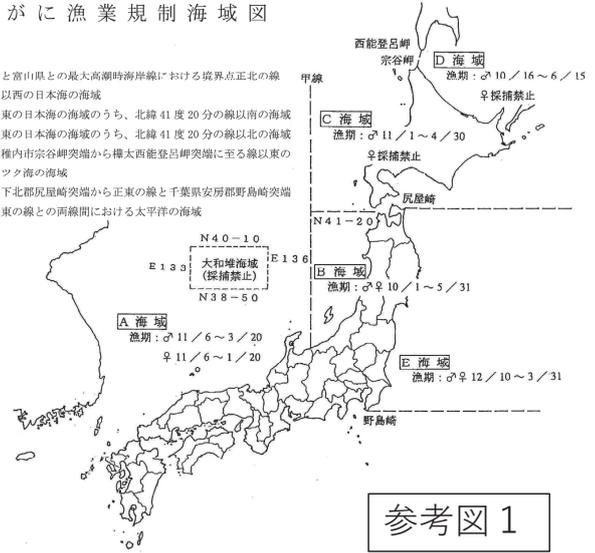
ズワイガニは我が国周辺では日本海、オホーツク海、および茨城県以北の太平洋沿岸に分布し、本評価群はこのうち本州日本海沿岸の新潟県以北秋田県以南に分布する群である。本海域の漁獲量や資源量等は漁期年（7月～翌年6月）の数値を示す。漁期は10月～翌年5月。



ずわいがに漁業規制海域図

〔規制海域〕

- A海域：新潟県と富山県との最大高潮時海岸線¹における境界点正北の線（甲線）以西の日本海の海域
B海域：甲線以东の日本海の海域のうち、北緯41度20分の線以南の海域
C海域：甲線以东の日本海の海域のうち、北緯41度20分の線以北の海域
D海域：北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線以东のオホーツク海の海域
E海域：青森県下北郡尻屋崎突端から正東の線と千葉県安房郡野島崎突端から正東の線との両線間における太平洋の海域



1

2024年9月27日公開



漁獲量の長期的変化

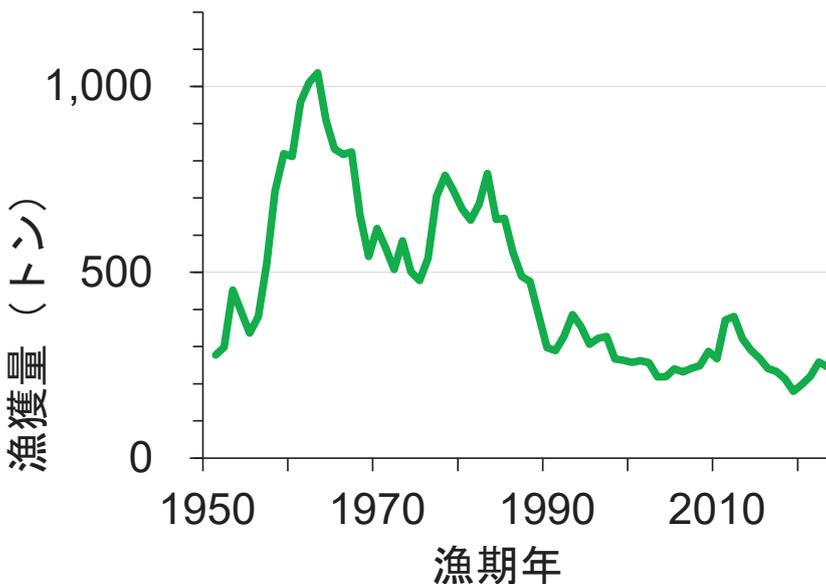


図2 漁獲量の推移

漁獲量には、1960年代に約1,000トン、1980年代に約800トンのピークがみられる。

その後は減少し、1990年代以降は200～400トンで推移している。

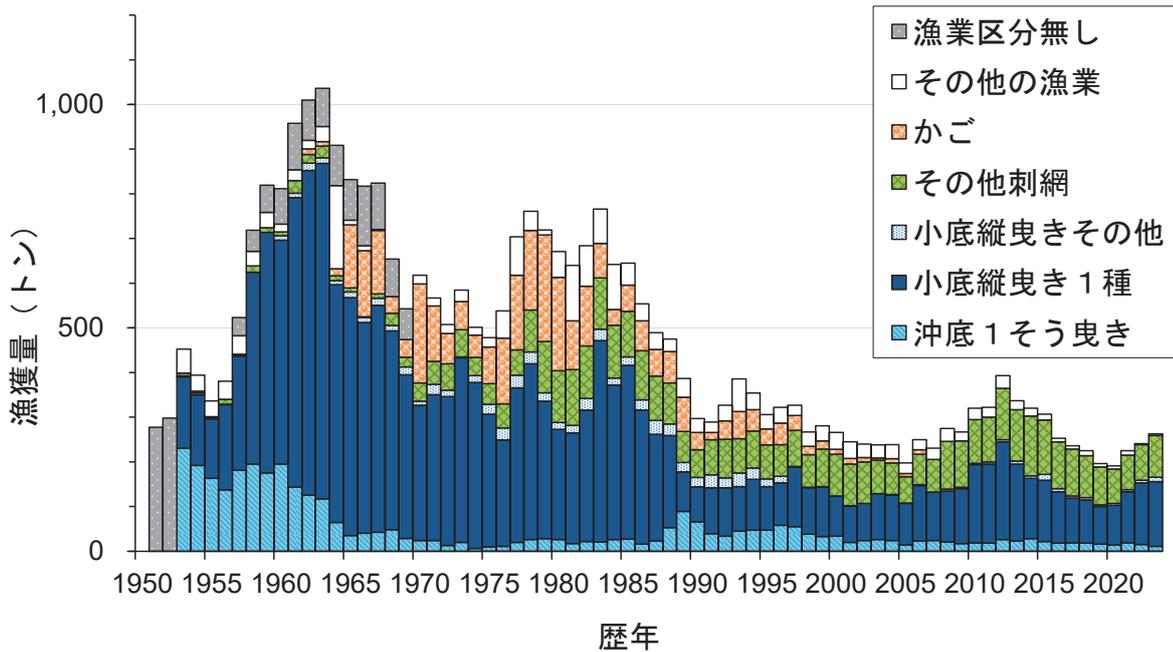
2023年漁期の漁獲量は246トンであった。

2

35



漁獲量（漁業種類別）

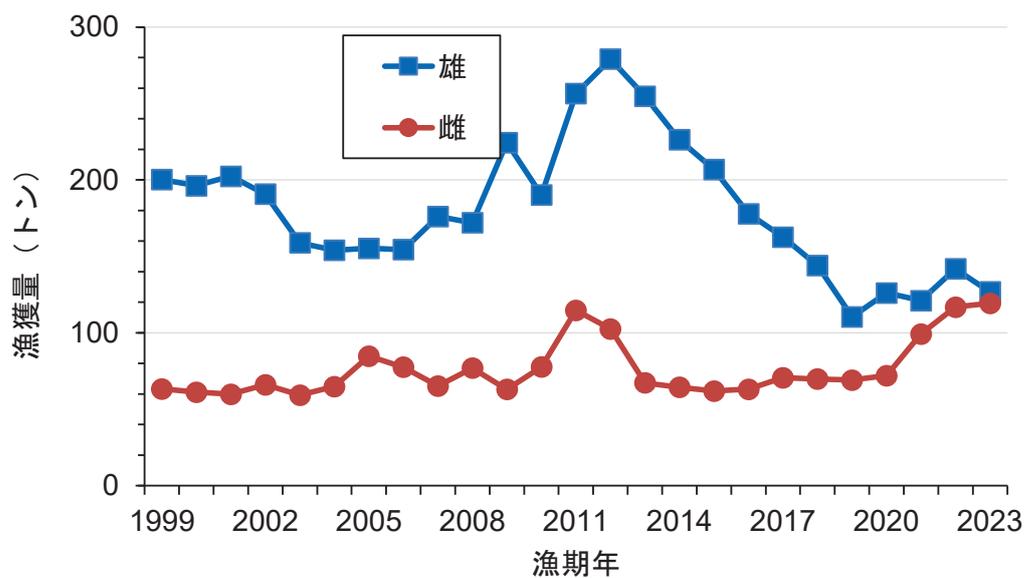


参考図2（詳細版図3-1）ズワイガニの漁業種類別漁獲量（暦年）

3



漁獲量（雌雄別）



参考図3（詳細版図3-2）ズワイガニの雌雄別漁獲量（漁期年）

* 漁期年（7月～翌6月）



資源評価の方法 (調査船調査・漁獲スケジュール)

2023年漁期
漁期中間

1月

*ここからスタート 2024年

調査船調査

7月

2024年漁期・2025年漁期
漁期中間

1月

現状の漁獲圧 (2024年の予想漁獲量)
漁獲シナリオ (2025年のABC)

資源量計算
雄12-13齢期、
雌11齢期

過去5年平均
資源量

現存量把握

資源量予測

漁獲量計算

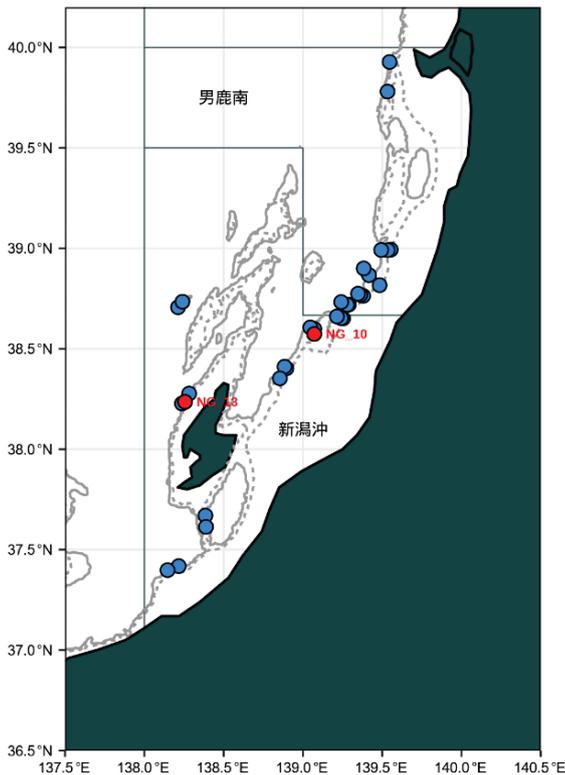
親魚量
(雌11齢期の取り残し量)

5

2024年9月27日公開



調査海域図 (かにかご調査)



参考図4 (詳細版補足図2-1)

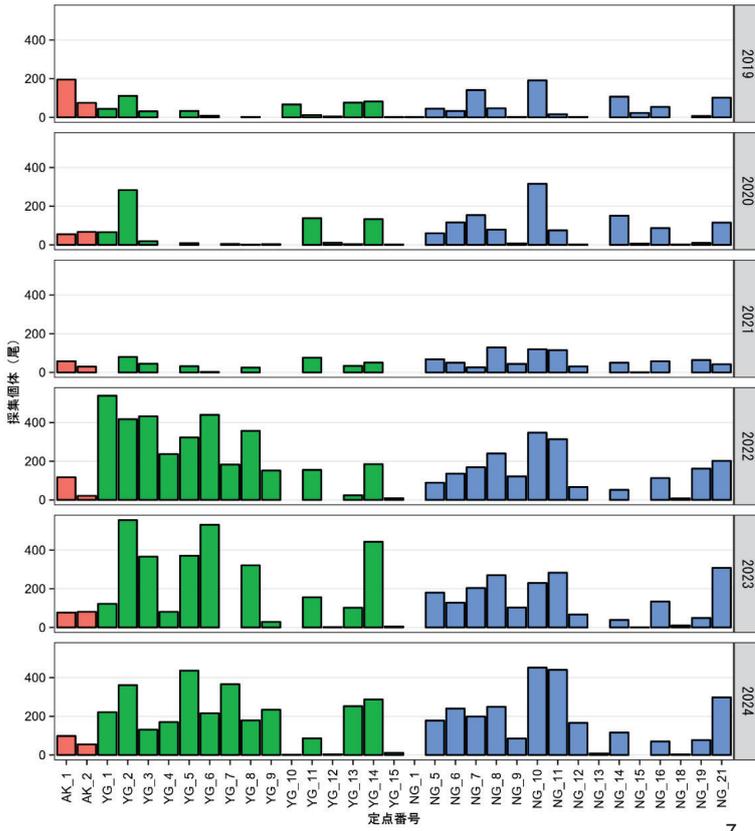
2024年かご調査の調査点
赤丸は特異点として解析から除外
した定点を示す。

6

37



採集個体数：雄（かにかご調査）

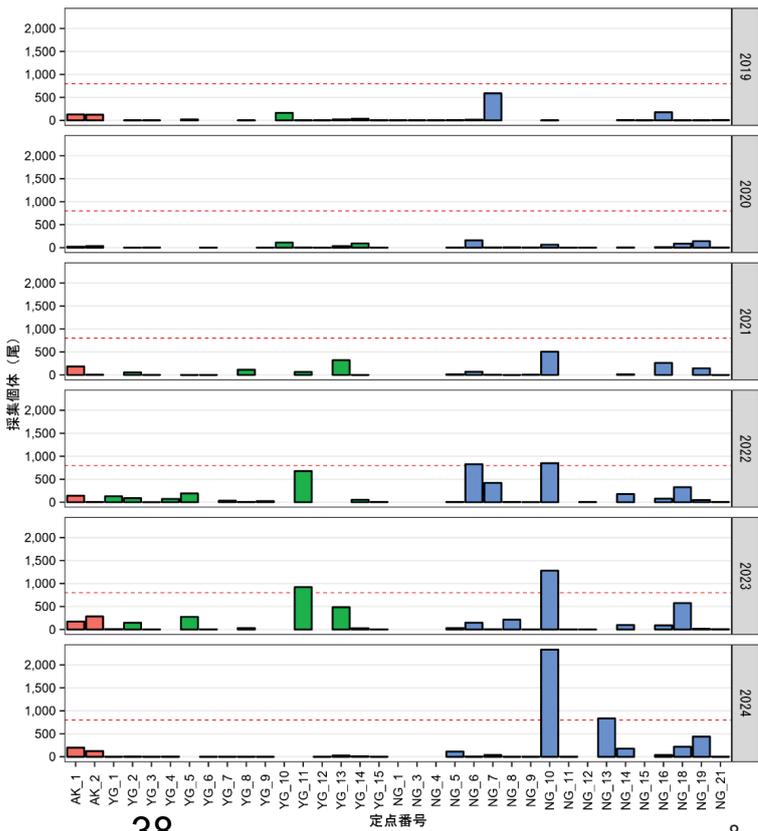


秋田
山形
新潟

参考図 5（詳細版補足図2-3）
甲幅90 mm以上のズワイガニ雄の定点別採集個体数



採集個体数：雌（かにかご調査）

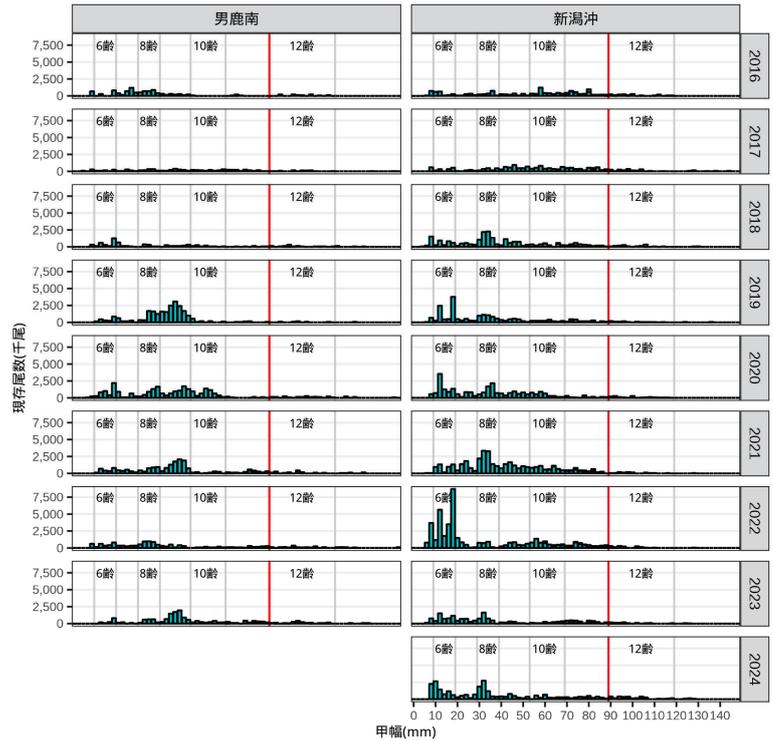
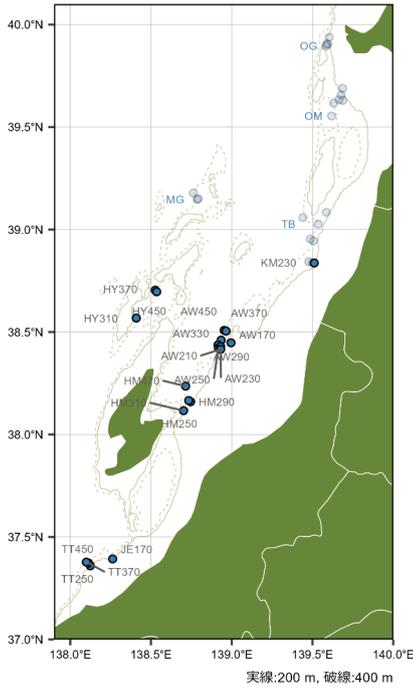


秋田
山形
新潟

参考図 6（詳細版補足図2-4）
ズワイガニ雌11歳の定点別採集個体数
赤破線は解析から除外する閾値（800尾）を示す。



桁網調査による甲幅組成 (雄)

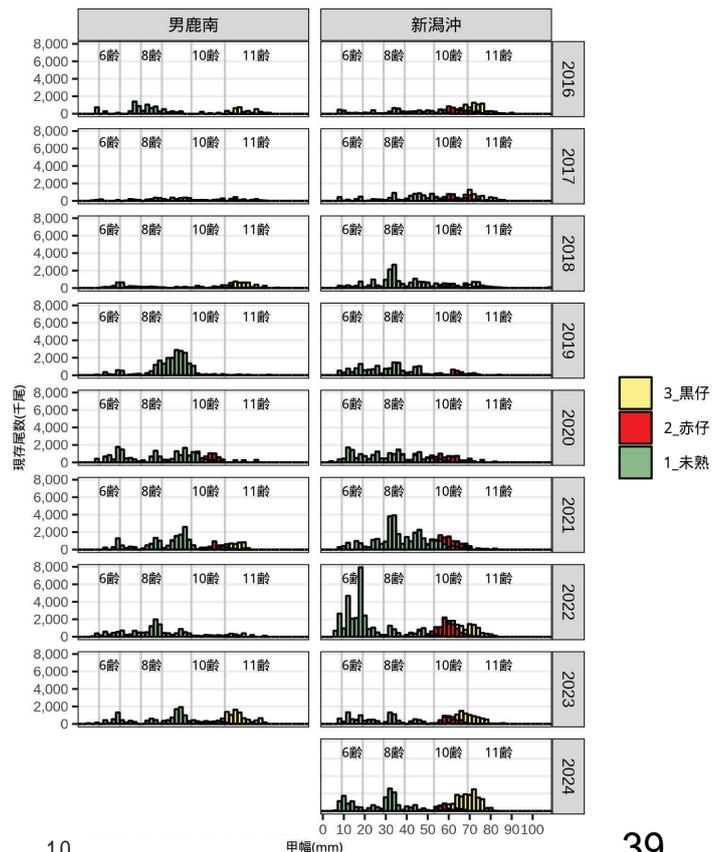
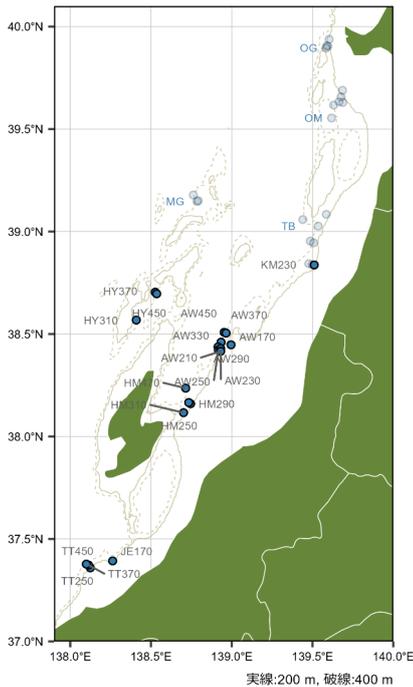


参考図 7 (詳細版補足図5-1、5-2)
桁網調査海域図と雄の甲幅組成

赤線は漁獲対象となる甲幅90 mmを示す。
9



桁網調査による甲幅組成 (雌)



参考図 8 (詳細版補足図5-1、5-3)
桁網調査海域図と雌の甲幅組成



資源量（雌雄別）

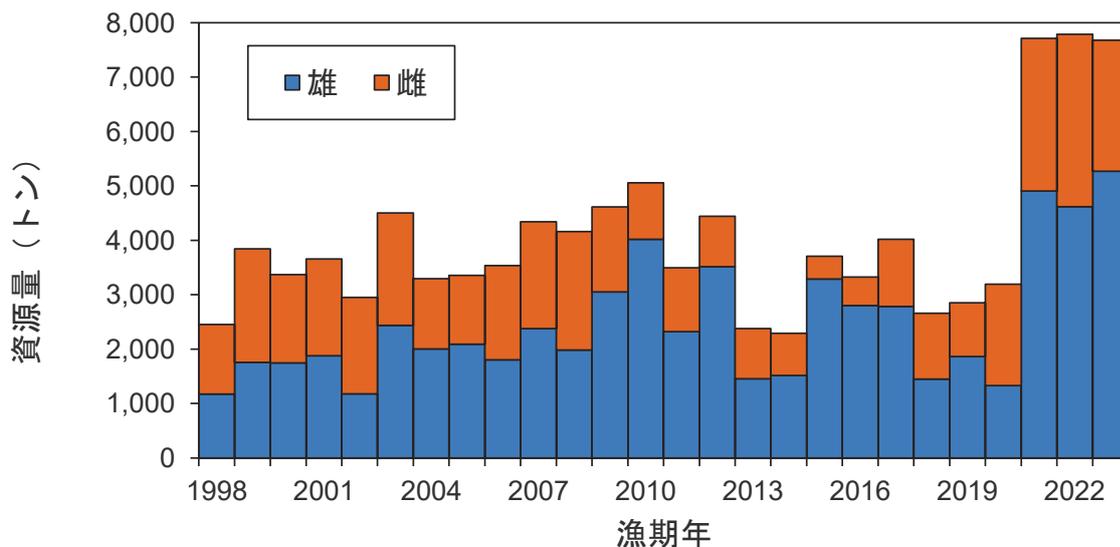


図3 資源量の推移

かご調査で推定した漁期開始時点の資源量の推移を示した。雄は甲幅90mm以上、雌は成熟個体の合計を示す。

雌雄合計の資源量は、1998年漁期以降は2,300～5,000トンで推移している。2010年漁期に5,000トンを超えたが、その後減少し、2014年漁期は過去最低の2,300トンとなった。2017～2020年漁期は2,700～4,000トンで推移し、2021年漁期より急増し、2023年漁期の資源量は7,678トンであった。



漁獲シナリオ

令和3年3月に開催された「資源管理方針に関する検討会」および「水産政策審議会」を経て、本評価群は再生産関係が不明であるため、MSYを実現する水準の漁獲圧（ F_{msy} ）を、加入量当たり親魚量が漁獲圧が0の場合の値に対し30%となる漁獲圧（ $F_{30\%SPR}$ ）により代替すると定められた。

漁獲管理規則は $F_{30\%SPR}$ に不確実性を考慮して安全を見越すための0.8を乗じた値を用いた漁獲圧一定方策とされた。

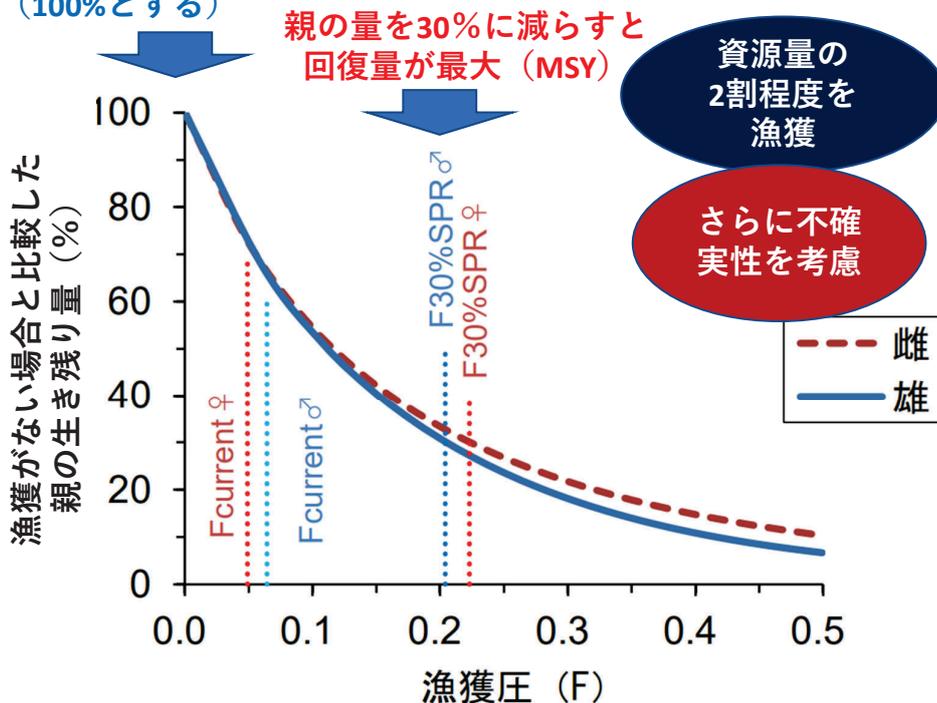
「資源量の15.6%を漁獲する」漁獲管理規則を採用



漁獲シナリオ（経験的な代用値）

資源量の15.6%を漁獲しましょう

漁獲がないときの親の量
(100%とする)



資源量の
2割程度を
漁獲

さらに不確
実性を考慮

--- 雌
— 雄

参考図9
漁獲シナリオの概要
最大持続生産量(MSY)
を達成するための経験
的な代用値(F30%SPR)の
考え方模式図



漁獲シナリオ（経験的な代用値）

資源量の15.6%を漁獲しましょう

漁獲がないときの親の量
(100%とする)

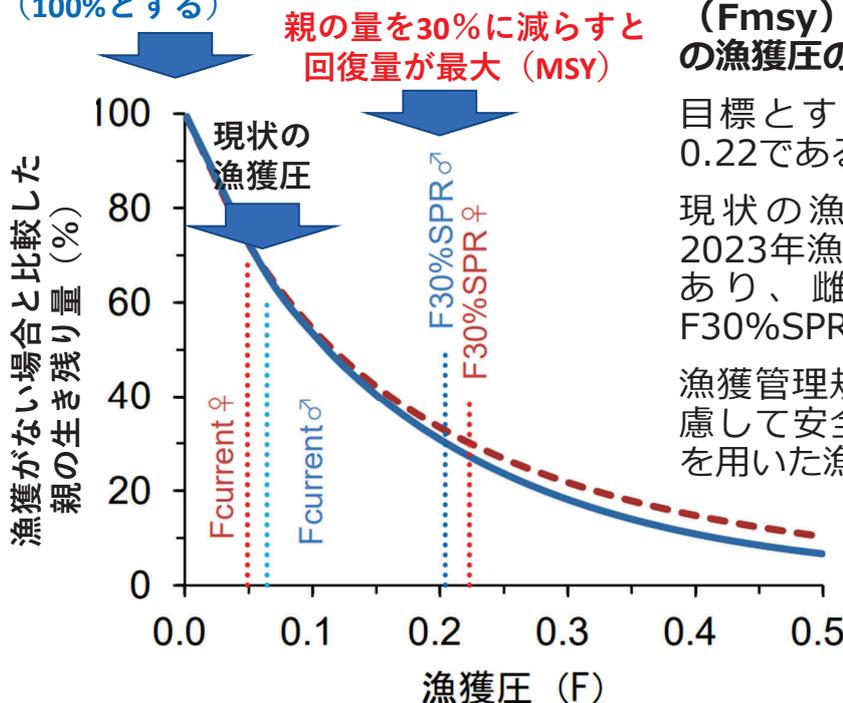


図4 MSYを実現する水準の漁獲圧 (Fmsy) の代替値 (F30%SPR) と現状の漁獲圧の比較

目標とするF30%SPRは雄が0.20、雌が0.22である。

現状の漁獲圧 (F2019-2023 : 2019 ~ 2023年漁期の平均) は雄0.05、雌0.05であり、雌雄ともに現状の漁獲圧は、F30%SPRを下回っている。

漁獲管理規則はF30%SPRに不確実性を考慮して安全を見越すための0.8を乗じた値を用いた漁獲圧一定方策とされた。



2025年漁期のABC（まとめ）

	親魚量 (トン)	説明	2025年漁 期のABC (トン)	2025年漁 期の資源 量予測値 (トン)	現状の漁獲圧 に対する比 (F/F2019- 2023)	2025年漁期 の漁獲割合 (%)
目標管理 基準値	—*	加入量当たり親魚量が、漁獲 圧が0の場合の値に対し30% となる漁獲圧で達成される親 魚量の水準	910*	5,800*	3.53	15.6
現状の値 (2023年漁 期)	2,289	かご調査に基づき推定された 雌の漁期後の資源量	<p>漁獲管理規則はF30%SPRに不確実性を考慮して安全 を見越すための0.8を乗じた値を用いた漁獲圧一定方 策とされた。</p> <p>2025年漁期の資源量の予測値と漁獲管理規則 (0.8F30%SPR) に基づき算出された2025年漁期の ABCは910トンである。</p> <p>* ABCは十トン未満を、資源量は百トン未満をそれぞ れ四捨五入した値である。</p>			

* 目標管理基準値は将来予測に基づく推定値が得ら
れるまで未設定である。

**2025年漁期の資源量予測値は漁期半
ばの資源量の過去3年平均値で代用
= 5,800トン**

2023年漁期の漁獲量は246トン



ズワイガニ（北海道西部系群）

2024年10月31日公開

ズワイガニは我が国周辺では日本海、オホーツク海、および茨城県以北の太平洋沿岸に分布し、本系群はこのうち北海道西部日本海に分布する群である。本系群の漁獲量等は漁期年（7月～翌年6月）の数値を示す。

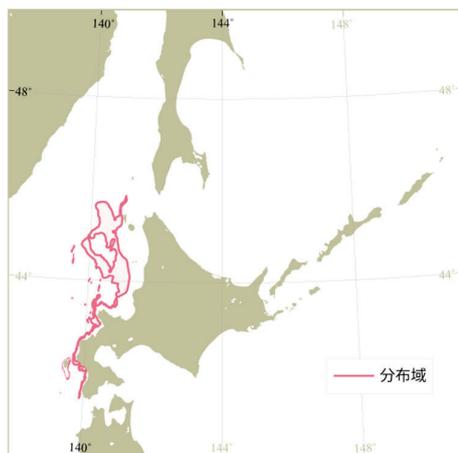


図1 分布域

本資源では積丹海山群、忍路海山、および武蔵堆斜面域に漁場が形成される。

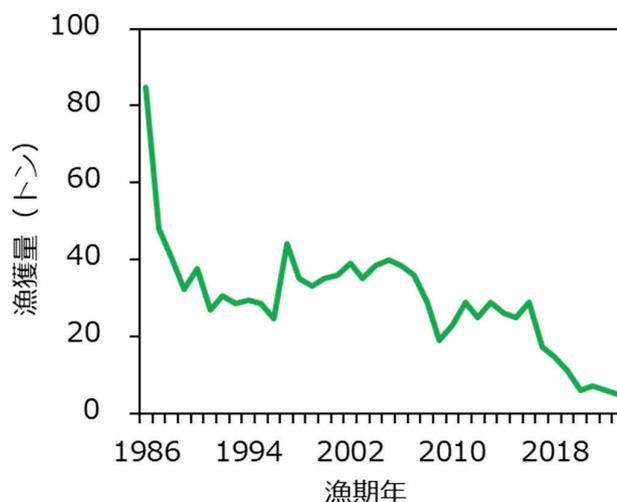


図2 漁獲量の推移

主にズワイガニかご漁業（かにかご漁業）で漁獲され、現在は3隻が、かにかご漁業の知事許可を得ている。

漁獲量は、1986年漁期は80トンを超えていたが、その後減少し、1988～2016年漁期以降は20～40トン程度で推移した。その後さらに減少し、2023年漁期は5トン（かにかご漁業：5トン、その他刺網等：0トン）であった。

1

2024年10月31日公開



ズワイガニ（北海道西部系群）

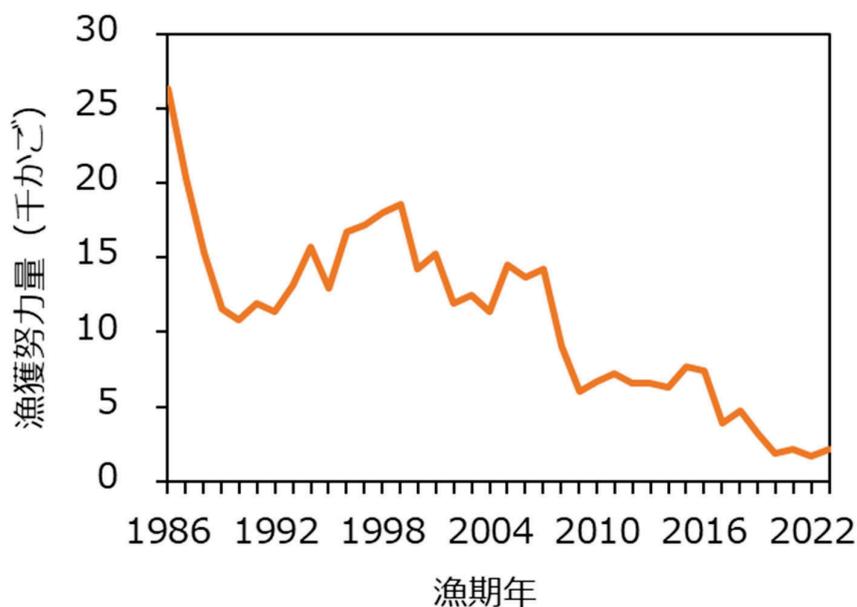


図4 漁獲努力量の推移

漁獲努力量は2000～2008年漁期には9千～15千かご程度で横ばいであったが、2009年漁期以降は6千～8千かごと少なく、2017～2023年漁期には荒天の影響もあり、2千～5千かごとさらに減少した。

2



資源評価の方法

2023年漁期（7月～翌年6月）までの漁獲データ
ずわいがにかご漁業の努力量と漁獲量

ずわいがにかご漁業の1かごあたり漁獲量
（標準化CPUE：資源量指標値）

資源管理基本方針で定められた「**資源量指標値1.0付近**
（我が国の漁船により得られる資源量指標値が、資源全体の動向を反映した指標値として取り扱うには十分な精度を有しておらず、目標管理基準値及び限界管理基準値の提案が困難）」を基準に現状評価

3

2024年10月31日公開



資源量指標値の推移

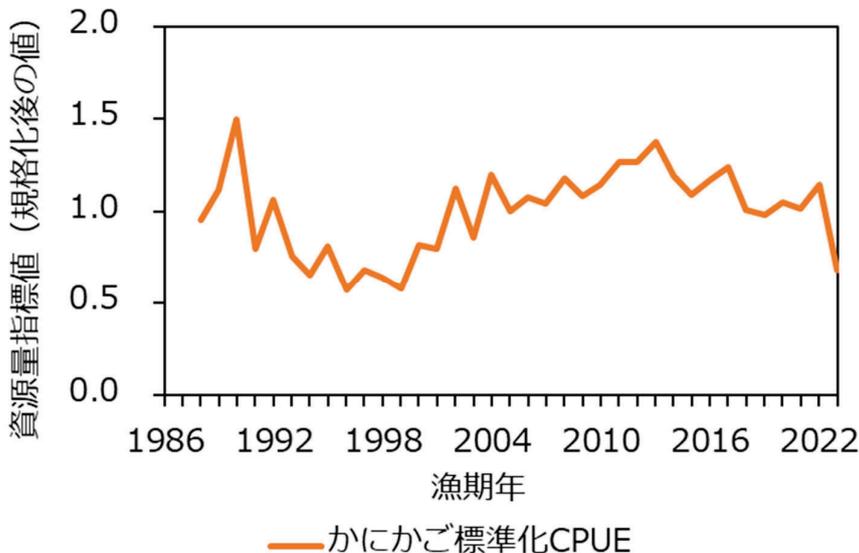


図3 資源量指標値の推移

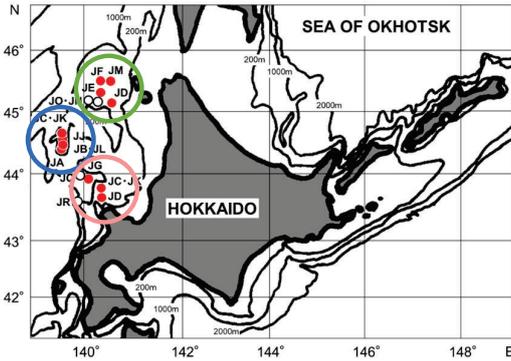
かにかご標準化CPUE（資源量指標値）は、1980年代末から1990年代後半にかけて低下した後は上昇して、現在は比較的高い水準を維持している。

2023年漁期は操業が不安定であったため、近年では低い値となった。

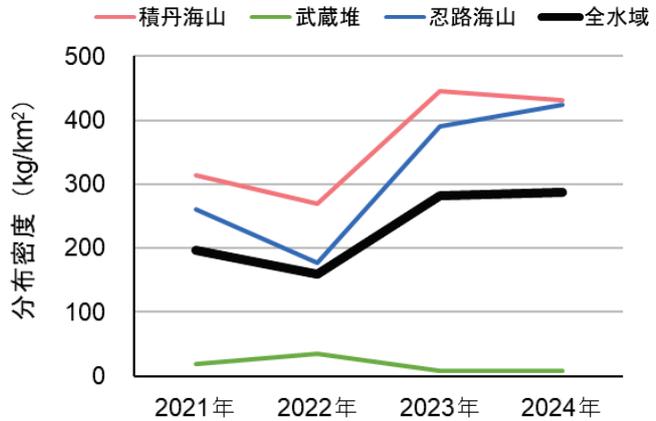


調査船調査（カニかご）の結果

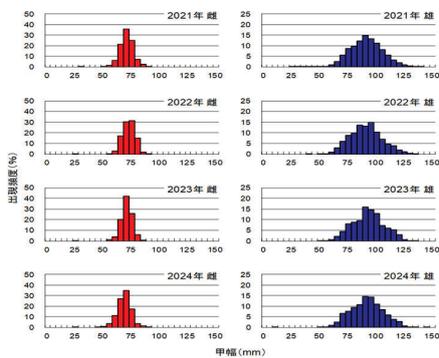
調査海域（●：調査点）



漁獲対象資源（甲幅100mm以上の雄）の分布密度



甲幅組成



分布密度が高い海域においては、分布密度は上昇傾向



調査船調査の結果からは資源は減少していないと考えられる

5

2024年10月31日公開



資源量指標値と目標水準

--- 1.0付近（目標水準）

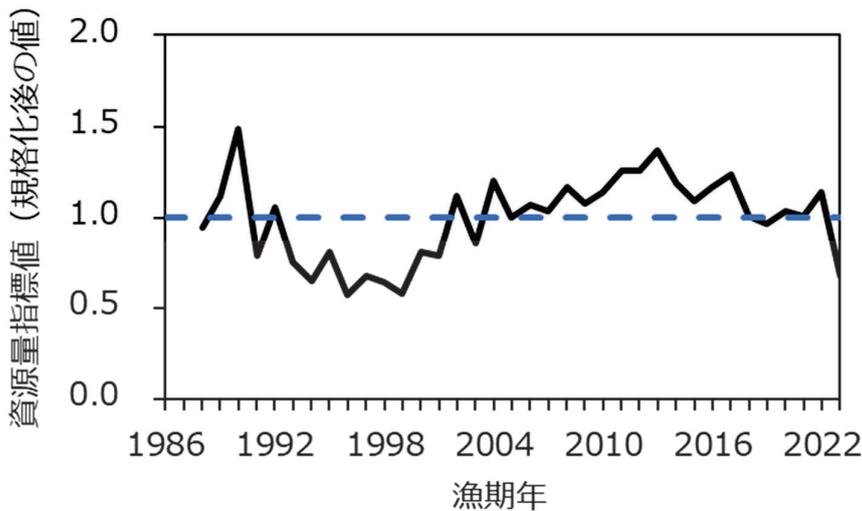


図5 資源量指標値と目標とされる水準

本資源の漁獲シナリオでは、1997年漁期以降の資源水準を維持するよう漁獲を管理することとされ、維持または回復させるべき目標は、資源量指標値が1988～2019年漁期の平均である1.0付近であることとされている。

2023年漁期の資源量指標値（0.68）は、当年漁期の操業が不安定であったため、この目標を下回った。ただし、中長期的に見て、近年は比較的高い資源水準が維持されていると考えられる。

本資源の漁獲シナリオについて

本資源の資源量指標値は、かにかご漁船の主対象であるベニズワイガニの漁獲状況や、ズワイガニの単価、かごの沈設日数など、CPUEに影響する要因を考慮できず、最大持続生産量に関する目標管理基準値や限界管理基準値を定めることは困難である。

本資源の漁獲シナリオでは、1997年漁期以降の資源水準を維持するよう漁獲を管理し、資源管理の目標の達成状況を踏まえ、必要に応じてこれを見直すこととされている。



ズワイガニ（オホーツク海南部）

ズワイガニは我が国周辺では日本海、オホーツク海、および茨城県以北の太平洋沿岸に分布し、本評価群はこのうちオホーツク海南部に分布する群である。本資源の漁獲量等は漁期年（7月～翌年6月）の数値を示す。

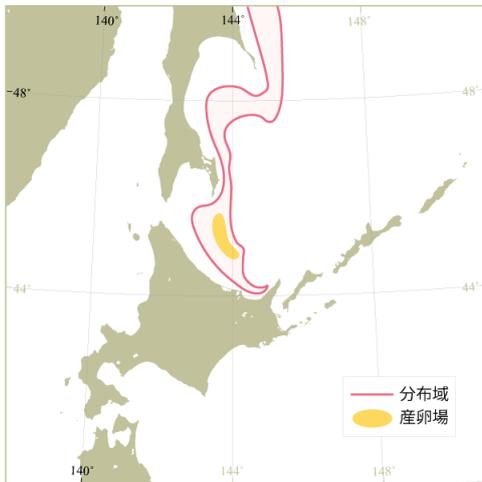


図1 分布域

本資源は日本水域からロシア水域にかけて連続的に分布する「跨り資源」である。

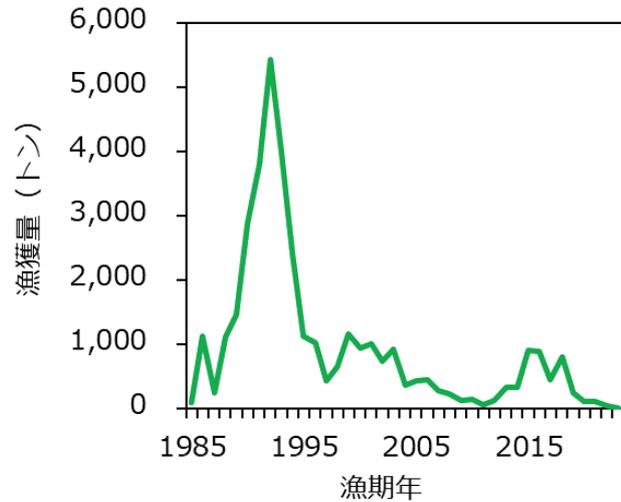


図2 漁獲量の推移

本資源の我が国による漁獲量は、2000年漁期以降減少を続け、2011年漁期には60トンとなったが、その後増加した後、2023年漁期は10トン（沖底オッター：0トン、沖底かけまわし：0トン、沿岸漁業：10トン）となった。

1



ズワイガニ（オホーツク海南部）

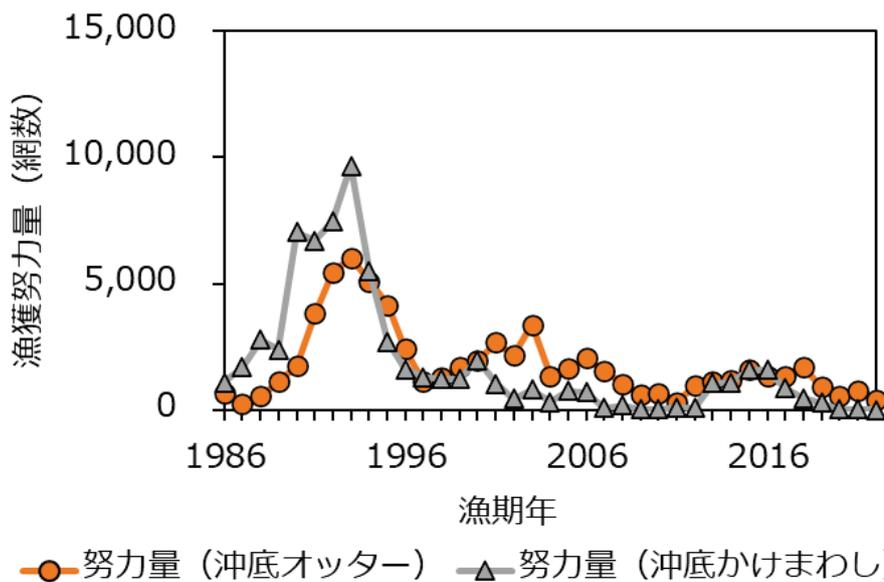


図3 漁獲努力量の推移

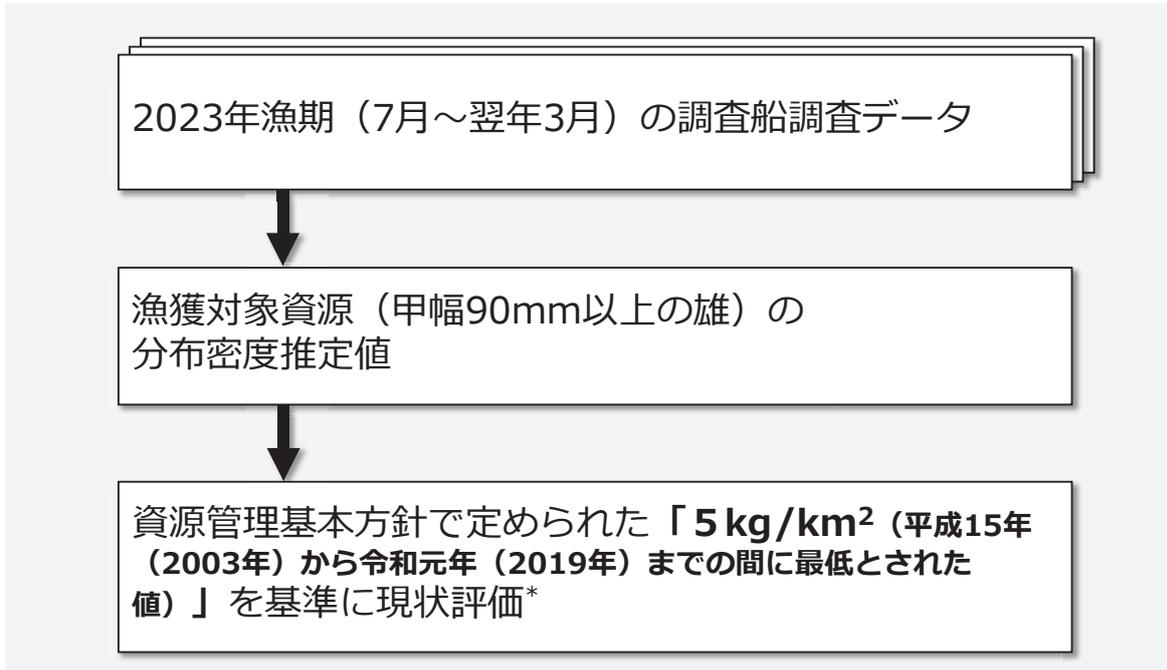
漁獲努力量は、沖底オッター、沖底かけまわし共に増減しながら2011年漁期まで減少を続けたが、その後は増減しつつ、2022年漁期には沖底オッターで419網、沖底かけまわしで0網となった。

2015～2018年漁期はズワイガニ狙いの操業が増えたこと等により、漁獲量が多かったと考えられる。

2



資源評価の方法

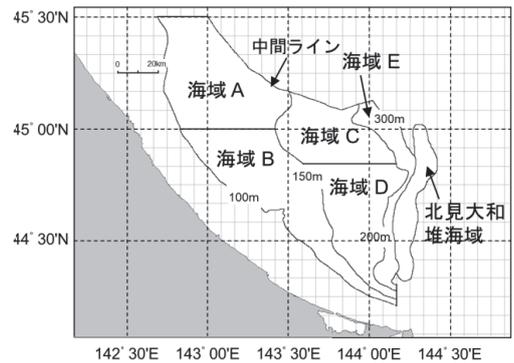
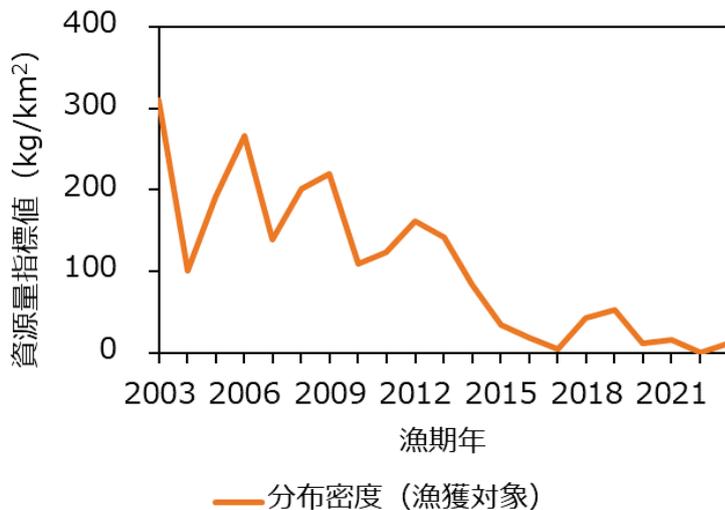


* 本資源は跨がり資源であり、新漁業法に則したMSYに基づく管理基準値の設定は困難であるため



2024年10月31日公開

調査船調査（トロール調査）の結果



調査海域図

図4 資源量指標値の推移

調査船調査による漁獲対象資源（甲幅90mm以上の雄）の分布密度推定値を資源量指標値とした。資源量指標値は、2003年漁期以降、増減を繰り返しながら減少を続け2017年漁期には5kg/km²となった。その後一旦増加したものの、2020年漁期以降は再び減少し、2023年漁期には11kg/km²となった。



資源量指標値と目標水準

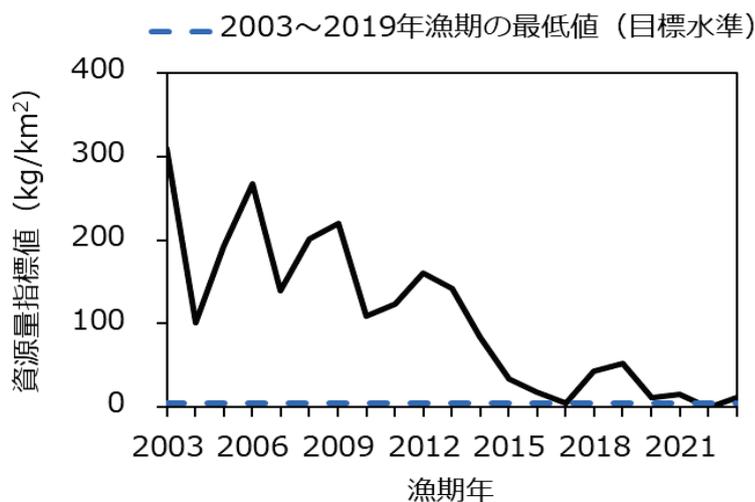


図5 資源量指標値と目標とされる水準

本資源の漁獲シナリオでは、資源量指標値の2003～2019年漁期の最低値（5kg/km²）が、維持または回復させるべき目標として定められている。

2023年漁期の資源量指標値（11kg/km²）は目標値を上回ったが、日本水域側で利用可能な資源の水準が低下している可能性もあるため、今後の推移には注意が必要である。

本資源の漁獲シナリオについて

本資源の資源量指標値は日本水域における情報に限られ、「跨り資源」である本資源全体の動向を捉えることができないことから、最大持続生産量に関する目標管理基準値や限界管理基準値を定めることは困難である。

本資源の漁獲シナリオでは、我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理するとされている。



マダラ（本州太平洋北部系群）①

マダラは北日本に広く分布し、本系群はこのうち本州太平洋北部沿岸に分布する群である。本系群の漁獲量や資源量等は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。

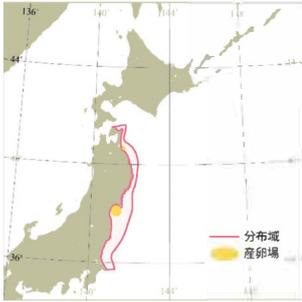


図1 分布域

水深40～550mに分布し、季節的な浅深移動を行う。本系群は青森県以南・茨城県以北の本州太平洋沿岸に分布する。

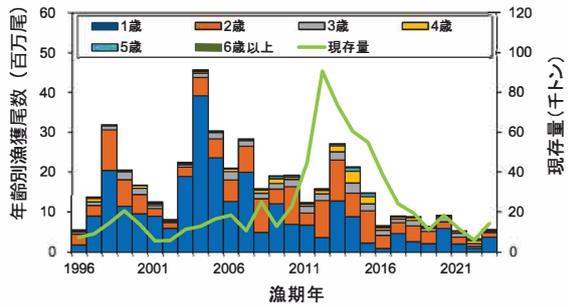


図3 年齢別漁獲尾数と現存量

本系群は漁獲情報（年齢別漁獲尾数）と調査船データで推定した現存量を用いて資源を評価している。漁獲尾数は1歳魚（青）、2歳魚（橙）が中心であるが、近年は1歳魚を中心に漁獲尾数が減少している。トロール調査から推定した現存量は、東日本大震災以降増加したが、2013年漁期以降は減少して低水準となり、2023年漁期は1.4万トンとなった。

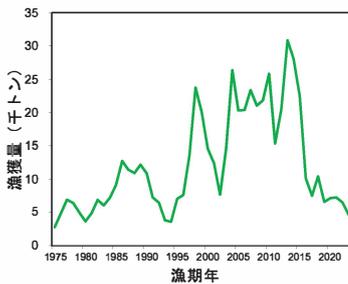


図2 漁獲量の推移

漁獲量は変動が大きい。近年では、2004年漁期以降多く、2013年漁期には、31千トン記録した。その後減少し、2016年漁期には10千トン、2019～2021年漁期には6千～7千トンで2023年漁期も4.7千トンとなっている。

マダラ（本州太平洋北部系群）②

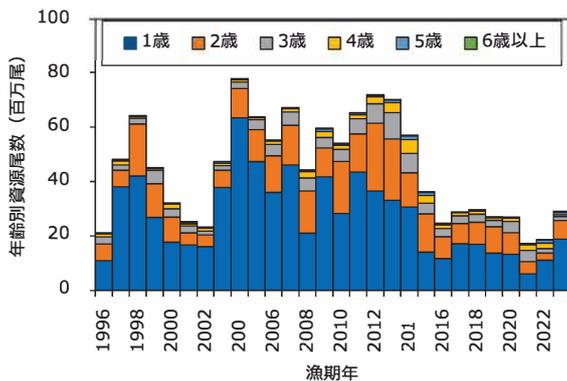


図4 年齢別資源尾数

チューニングVPAによって推定された年齢別資源尾数は、1歳魚（青）と2歳魚（橙）が中心だが、震災後の2012～2014年漁期には3歳魚（灰）と4歳魚（黄）も多かった。2015年漁期以降は全体に資源尾数が減少しており、特に1歳魚の減少傾向が顕著である。

なお、加入量は各年の1歳魚の資源尾数である。

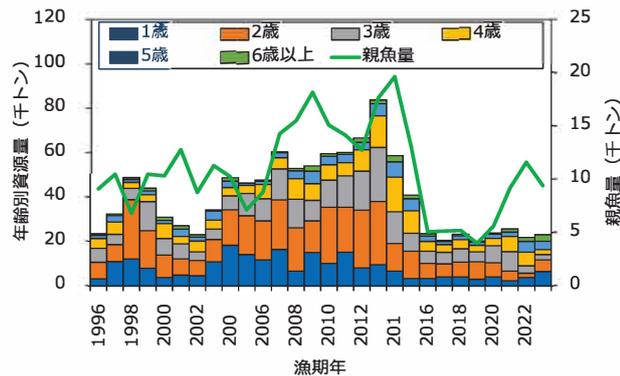


図5 年齢別資源量および親魚量

年齢別資源尾数に体重を与えて資源量を求めた。2004年漁期以降の資源量は多く、2013年漁期には8.4万トンに達した。その後急激に減少し、2016～2023年漁期には2.1万～2.6万トンで推移している。

親魚量も資源量同様に2014～2016年漁期に急激に減少した。その後、2020年漁期まで横ばいで推移した後、2023年漁期にかけて増加傾向で推移している。

マダラ (本州太平洋北部系群) ③

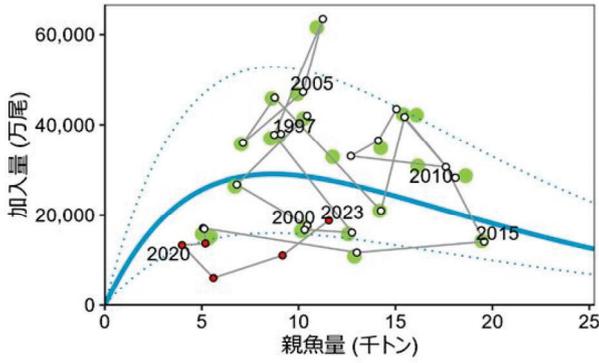


図6 再生産関係

1996～2018年の親魚量と1997～2019年の加入量に対し、加入量の変動傾向（再生産関係から予測されるよりも良いまたは悪い加入が一定期間続く効果）を考慮したリッカー型再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

緑色の丸は再生産関係を推定した時の観測値、白丸と赤丸は2024年度資源評価で更新された観測値である（赤丸は直近5年の値）。図中の数字は加入年を示す。

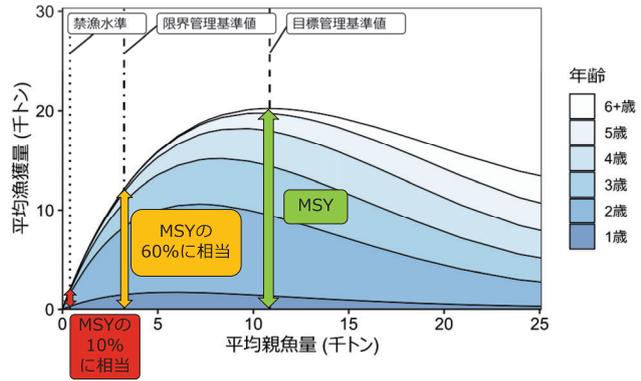


図7 管理基準値と禁漁水準

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は、10.9千トンと算定される。目標管理基準値はSBmsy、限界管理基準値はMSYの60%が得られる親魚量、禁漁水準はMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量である。

目標管理基準値	限界管理基準値	禁漁水準	2023年漁期の親魚量	MSY	2023年漁期の漁獲量
10.9千トン	3.2千トン	0.4千トン	9.4千トン	20.2千トン	4.7千トン

マダラ (本州太平洋北部系群) ④

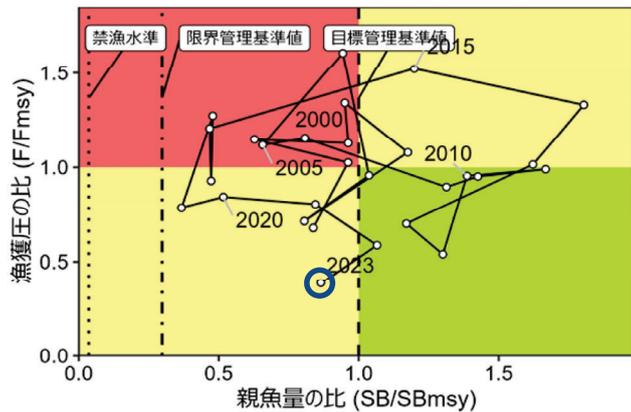


図8 神戸プロット (神戸チャート)

親魚量（SB）は、1996年漁期以降、半分以上の年で最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）を下回っており、2023年漁期も下回っている。漁獲圧（F）は、SBmsyを維持する漁獲圧（Fmsy）を上回る年もあれば下回る年もあり、2019～2023年漁期には下回っている。

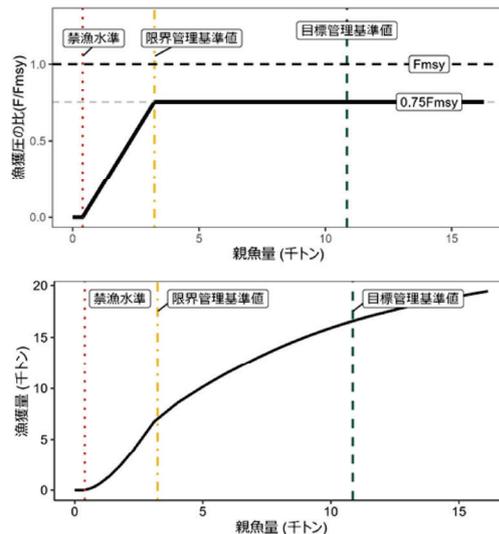
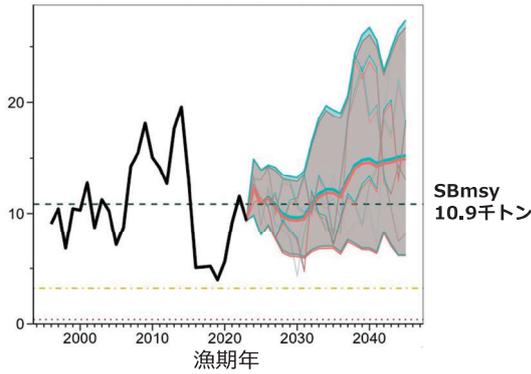


図9 漁獲管理規則（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

Fmsyに乗じる調整係数である β を0.75とした場合の漁獲管理規則を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

マダラ (本州太平洋北部系群) ⑤

将来の親魚量 (千トン)



将来の漁獲量 (千トン)

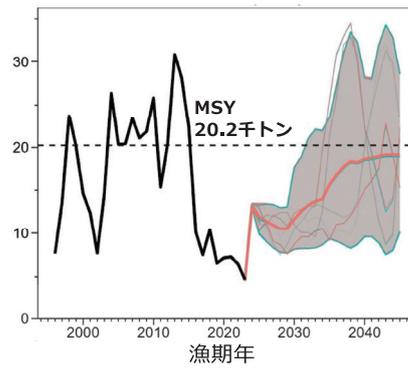
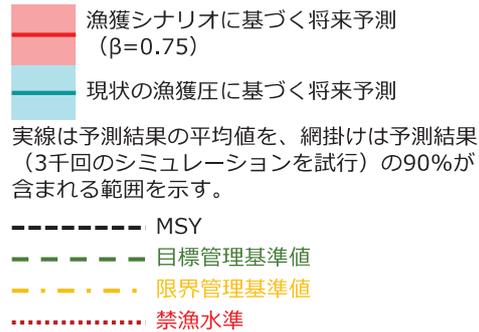


図10 漁獲シナリオの下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)

加入量に近年の再生産関係の残差 (再生産関係式から期待される加入量からのずれ) を考慮し、 β を0.75とした場合の漁獲管理規則に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。親魚量の平均値はSBmsy水準の前後で推移した後に、2037年以降大きく上回る。漁獲量の平均値はMSY水準に近づき、2039年漁期以降横ばいで推移する。



マダラ (本州太平洋北部系群) ⑥

表1. 将来の平均親魚量 (千トン)

2034年漁期に親魚量が目標管理基準値 (10.9千トン) を上回る確率

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	確率
1.0	12.3	10.9	9.5	7.5	6.3	6.1	6.1	6.3	6.9	7.2	7.3	10%
0.8			10.9	9.9	8.9	8.6	8.6	8.7	9.8	10.5	10.8	41%
0.75			11.4	10.6	9.7	9.4	9.4	9.5	10.6	11.5	11.8	54%
0.7			11.8	11.4	10.6	10.4	10.3	10.3	11.5	12.5	12.9	66%
現状の漁獲圧			11.5	10.8	10.0	9.7	9.6	9.7	10.9	11.8	12.1	57%

表2. 将来の平均漁獲量 (千トン)

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
1.0	13.6	13.9	11.6	10.4	9.9	10.1	11.1	11.7	12.1	12.3	13.2
0.8		12.3	11.4	10.8	10.4	10.7	11.8	12.7	13.3	13.6	14.3
0.75		11.8	11.3	10.8	10.5	10.8	11.9	12.7	13.4	13.8	14.3
0.7		11.3	11.2	10.9	10.6	10.8	11.8	12.7	13.4	13.8	14.3
現状の漁獲圧		11.7	11.3	10.8	10.5	10.8	11.9	12.7	13.4	13.8	14.3

漁獲シナリオに基づき漁獲した場合の平均親魚量と平均漁獲量の将来予測を示す。漁獲シナリオでは、 $\beta=0.75$ を用いた漁獲管理規則で漁獲を行う (赤枠)。2024年漁期の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧 (2020~2022年漁期の平均; $\beta=0.74$ 相当) により仮定した。この漁獲シナリオに従うと、2025年漁期の平均漁獲量は11.8千トン、2034年漁期に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は54%と予測される。併せて、 β を0.7~1.0の範囲で変更させた場合および現状の漁獲圧の場合の将来予測結果も示した。

表3. ABC要約表

2025年漁期のABC (千トン)	2025年漁期の親魚量予測平均値 (千トン)	現状の漁獲圧に対する比 (F/F2020-2022)	2025年漁期の漁獲割合 (%)
11.8	10.9	0.74	36

※ 上記平均漁獲量は、2019~2023年漁期の月別平均漁獲比率を用い、7月~翌年6月に換算した値である。表の値は今後の資源評価により更新される。



マダラ（本州日本海北部系群）①

マダラは北日本に広く分布し、本系群はこのうち本州日本海北部海域（青森県～石川県）に分布する群である。



図1 分布域

日本海では水深200～400mの大陸斜面に多い。本系群は青森県日本海側～石川県に分布する。

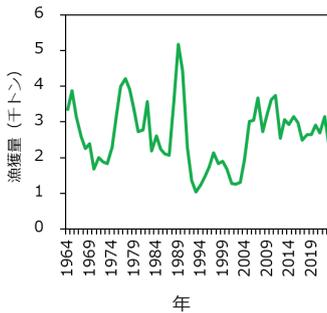


図2 漁獲量の推移

漁獲量は1990年代に低調に推移したが、2000年代初め以降増加し、2005年以降は概ね3千トン前後で推移していた。2023年は大きく減少し、2.4千トンであった。

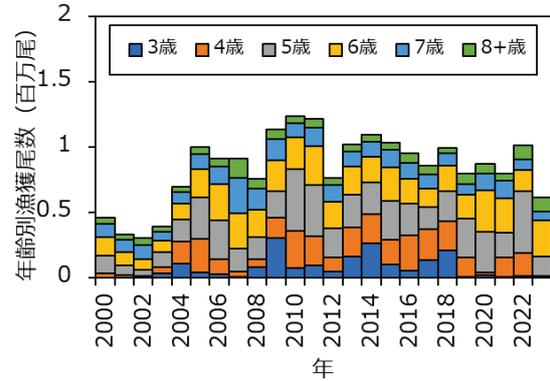


図3 年齢別漁獲尾数の推移

漁獲尾数は、2003～2010年にかけて増加し、以降増減を繰り返しながらやや減少傾向を示している。若齢（3、4歳）魚は少なく、5～7歳魚が漁獲の主体となっている。2023年は3、4歳魚が極めて少なく、6歳魚が大半を占めた。

1

2024年10月31日公開

マダラ（本州日本海北部系群）②

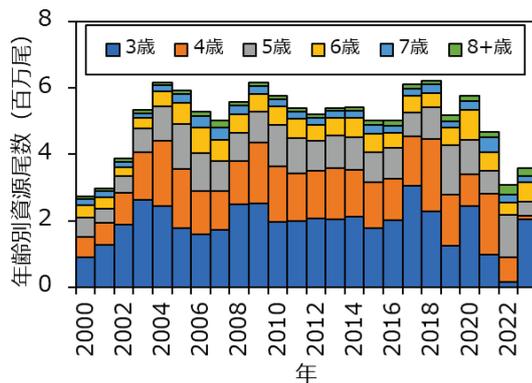


図4 年齢別資源尾数の推移

資源尾数は3～5歳魚が多い。3歳魚の資源尾数は年変動が大きく、近年では2014年級群（2017年3歳魚）と2017年級群（2020年3歳魚）が多いものの、他の年級群の加入は多くない。

なお、加入量は各年の3歳魚の資源尾数であり、直近年（2023年）は再生産関係に基づく推定値である。

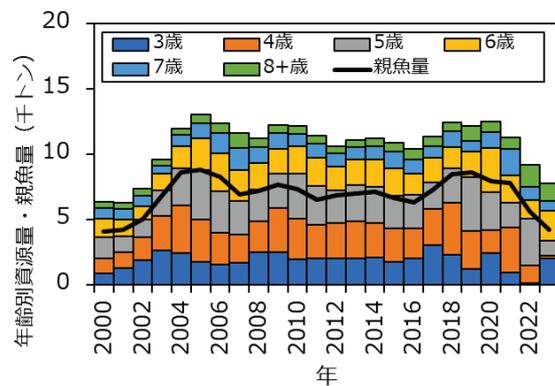


図5 年齢別資源量と親魚量の推移

資源量は2002～2005年にかけて増加し、以降増減を繰り返しながら横ばいで推移したが、近年では2020年をピークに減少傾向にある。2023年の資源量は7.8千トンであった。親魚量も資源量と同様の傾向で推移し、2023年は4.2千トンであった。

※本系群では産卵期と主漁期が重なっているため、主漁期終了後の親魚量（当該年に実際に産卵に寄与する親魚量）をその年の親魚量とする（以下のスライドでも同様）。

2

マダラ (本州日本海北部系群) ③

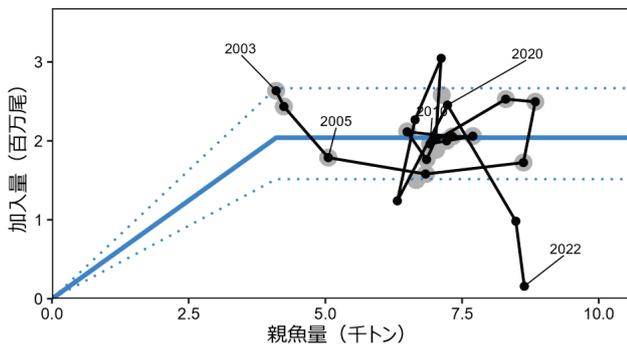


図6 再生産関係

2000～2015年の親魚量と2003～2018年の加入量に対し、ホッター・スティック型再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

灰丸は再生産関係を推定した時の観測値、黒丸は2024年度資源評価で更新された観測値である。図中の数字は加入年を示す。

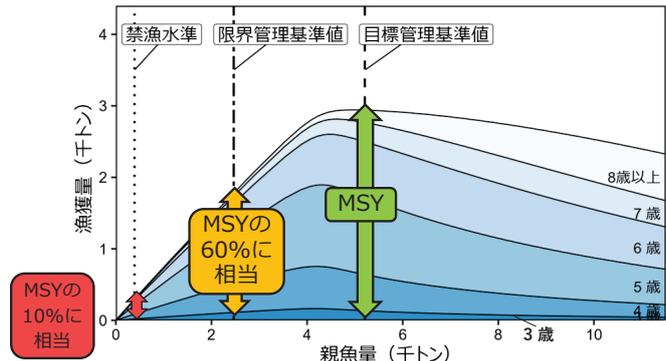


図7 管理基準値と禁漁水準

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は5.2千トンと算定される。目標管理基準値はSBmsy、限界管理基準値はMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準はMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量である。

目標管理基準値	限界管理基準値	禁漁水準	2023年の親魚量	MSY	2023年の漁獲量
5.2千トン	2.5千トン	0.4千トン	4.2千トン	2.9千トン	2.4千トン

マダラ (本州日本海北部系群) ④

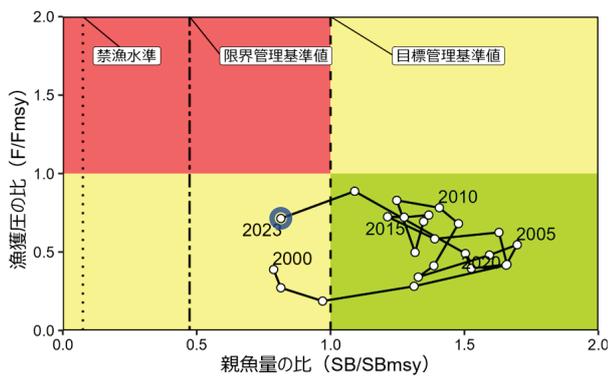


図8 神戸プロット (神戸チャート)

親魚量（SB）は2003年以降、最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）を上回っていた。漁獲圧（F）は、2000年以降一貫してSBmsyを維持する漁獲圧（Fmsy）を下回っていた。2023年も、漁獲圧はFmsyを下回っているものの、親魚量はSBmsyを下回った。

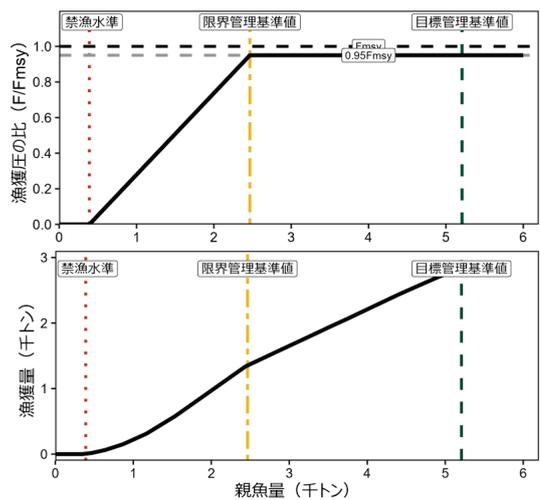
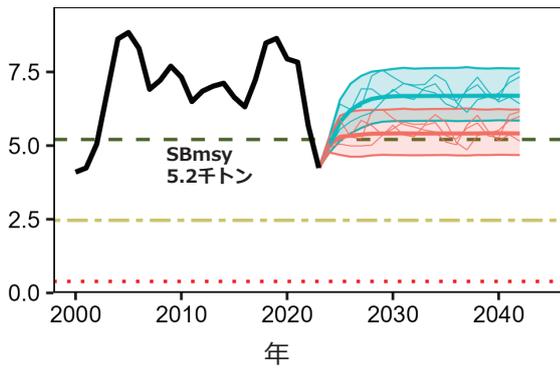


図9 漁獲管理規則（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

Fmsyに乗じる調整係数である β を0.95とした場合の漁獲管理規則を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

マダラ (本州日本海北部系群) ⑤

将来の親魚量 (千トン)



将来の漁獲量 (千トン)

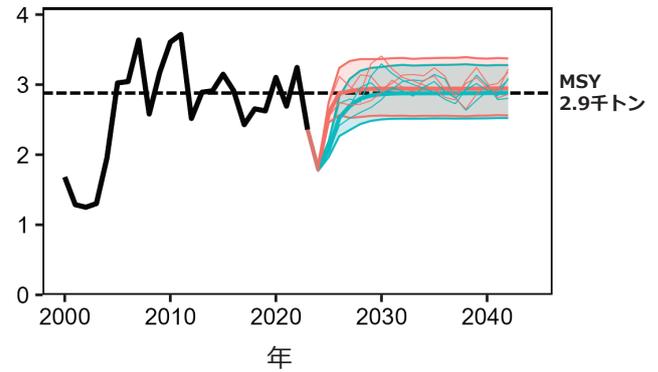


図10 漁獲シナリオの下での親魚量と漁獲量の将来予測 (現状の漁獲圧は参考)

β を0.95とした場合の漁獲管理規則に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。親魚量の平均値は目標管理基準値よりやや高い水準、漁獲量の平均値もMSYよりやや高い水準で推移する。

■ 漁獲シナリオに基づく将来予測 ($\beta=0.95$)
■ 現状の漁獲圧に基づく将来予測

実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果(1万回のシミュレーションを試行)の90%が含まれる範囲を示す。

----- MSY
----- 目標管理基準値
- . - . - 限界管理基準値
..... 禁漁水準

マダラ (本州日本海北部系群) ⑥

表1. 将来の平均親魚量 (千トン)

2033年の主漁期終了後に親魚量が目標管理基準値 (5.2千トン) を上回る確率

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	確率
1.0	5.0	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	47%
0.95		5.3	5.3	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	64%
0.9		5.4	5.5	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	81%
0.8		5.6	5.9	6.0	6.1	6.1	6.1	6.2	6.1	6.1	97%
現状の漁獲圧		5.8	6.2	6.4	6.6	6.6	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7

表2. 将来の平均漁獲量 (千トン)

β	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
1.0	1.8	2.7	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	3.0	2.9
0.95		2.6	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
0.9		2.5	2.8	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
0.8		2.3	2.7	2.8	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
現状の漁獲圧		2.1	2.5	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9	2.9	2.9

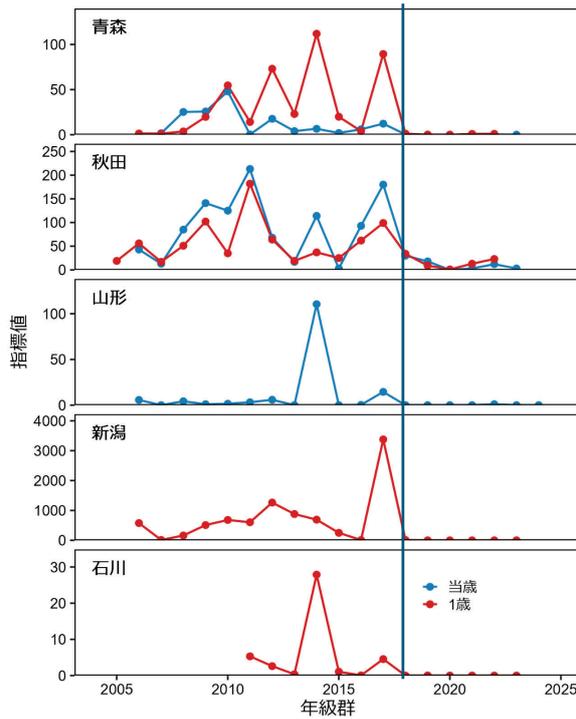
漁獲シナリオに基づき漁獲した場合の平均親魚量と平均漁獲量の将来予測を示す。漁獲シナリオでは、 $\beta=0.95$ を用いた漁獲管理規則で漁獲を行う(赤枠)。2024年の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧(2023年の値： $\beta=0.71$ 相当)により仮定した。この漁獲シナリオに従うと、2025年の平均漁獲量は2.6千トン、2033年に親魚量が目標管理基準値を上回る確率は64%と予測される。併せて、 β を0.8~1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧の場合の将来予測結果も示した。

表3. ABC要約表

2025年のABC (千トン)	2025年の親魚量予測平均値 (千トン)	現状の漁獲圧に対する比 (F/F2023)	2025年の漁獲割合 (%)
2.6	5.3	1.34	29

※上記平均漁獲量は、2019~2023年の月別平均漁獲比率を用い、7月~翌年6月に換算した値である。表の値は今後の資源評価により更新される。

R6年度マダラ本州日本海北部系群の資源評価における留意事項と課題（1）



各県の新規加入量調査におけるマダラ当歳魚および1歳魚時点の指標値

● 当歳魚
● 1歳魚

2018年生まれ（年級）以降、極めて低い水準にある。

2018年級群以降の豊度は極めて低いことが予想されている

7

R6年度マダラ本州日本海北部系群の資源評価における留意事項と課題（2）

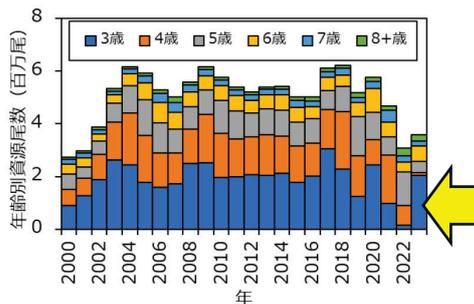


図4 年齢別資源尾数の推移

資源尾数は3～5歳魚で多い。3歳魚の資源尾数は年変動が大きく、近年では2014年級群（2017年3歳魚）と2017年級群（2020年3歳魚）が多いものの、他の年級群の加入は多くない。

なお、加入量は各年の3歳魚の資源尾数であり、直近年（2023年）は再生産関係に基づく推定値である。

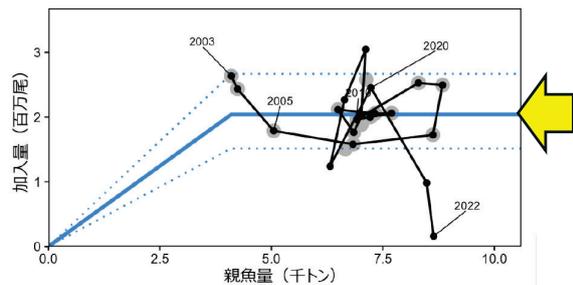


図6 再生産関係

2000～2015年の親魚量と2003～2018年の加入量に対し、ホッケー・スティック型再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

灰丸は再生産関係を推定した時の観測値、黒丸は2024年度資源評価で更新された観測値である。図中の数字は加入年を示す。

2023年の3歳魚の資源量には再生産関係からの予想値を用いた。

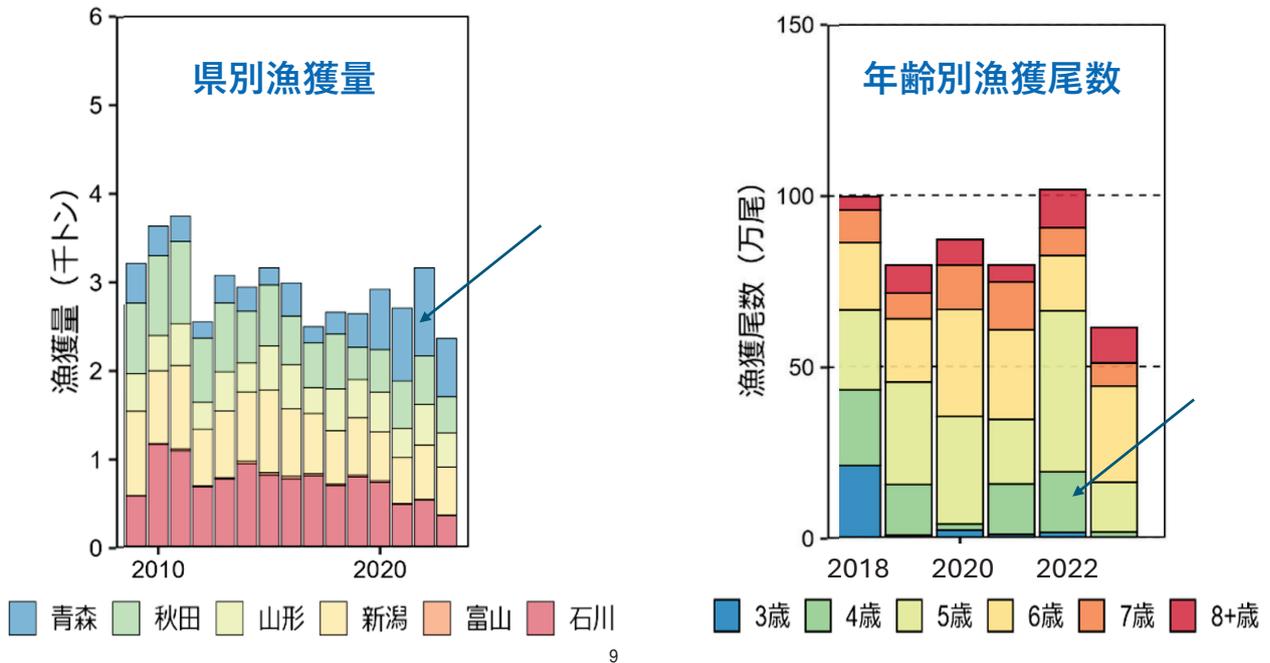
しかし、この加入量については次回の資源評価で下方修正される可能性が高い。

現状では再生産関係を用いて過去の平均的な加入を仮定した将来予測結果を提示するものの、今後、資源状況が将来予測結果よりも低下する可能性が高い。

8

R6年度マダラ本州日本海北部系群の資源評価における留意事項と課題（3）

2018年級群は陸奥湾および北海道日本海において年級群豊度が高いことが示唆されている。本系群の2022年における4歳魚、2023年における5歳魚（2018年級群）の漁獲量は系群外からの移入による可能性もある。



9

R6年度マダラ本州日本海北部系群の資源評価における留意事項と課題（3）

2018年級群は陸奥湾および北海道日本海において年級群豊度が高いことが示唆されている。本系群の2022年における4歳魚、2023年における5歳魚（2018年級群）の漁獲量は系群外からの移入による可能性もある。



今後も継続的にモニタリングを行うとともに、系群外からの移入にともなう漁獲量の変動について検討を進める必要がある。

10



マダラ北海道太平洋 令和6年度資源評価結果

1

生物学的特性

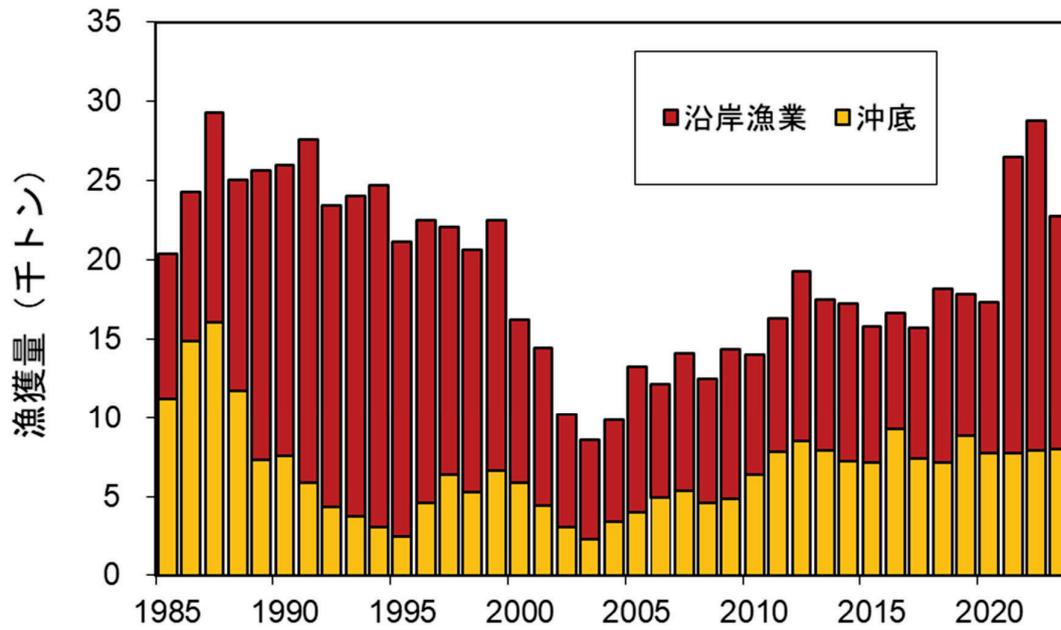


- 成熟開始年齢：雄3歳、雌4歳
- 産卵期：12月～翌年3月下旬。
- 産卵場：沿岸域全体に散在
- 食性：漂泳生活をしている幼稚魚期は主にカイアシ類、底生生活に入ってからには主に魚類、甲殻類、頭足類、貝類
- 捕食者：海獣類

- 本海域と隣接海域のそれぞれに産卵場が散在し、各繁殖群の回遊範囲は基本的に資源ごとに分かれていると考えられる
- 「系群」とはせず「海域」として評価

2

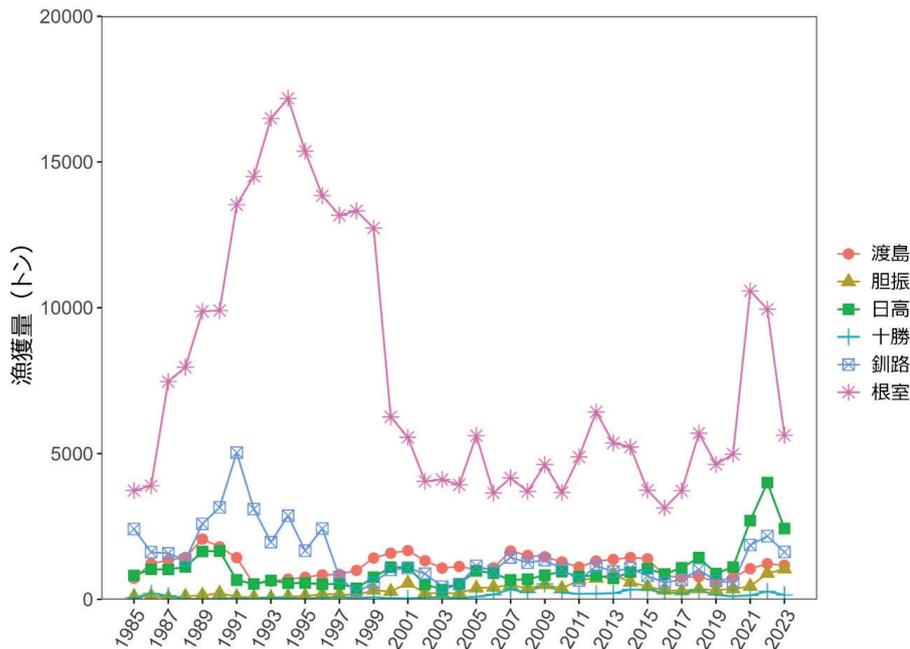
漁獲量の推移



2023年漁期
沿岸漁業は6割
沖底は4割

- 2023年漁期の漁獲量は2.28万トン
- 直近5年平均は2.26万トン（管理年度集計では2.25万トン）

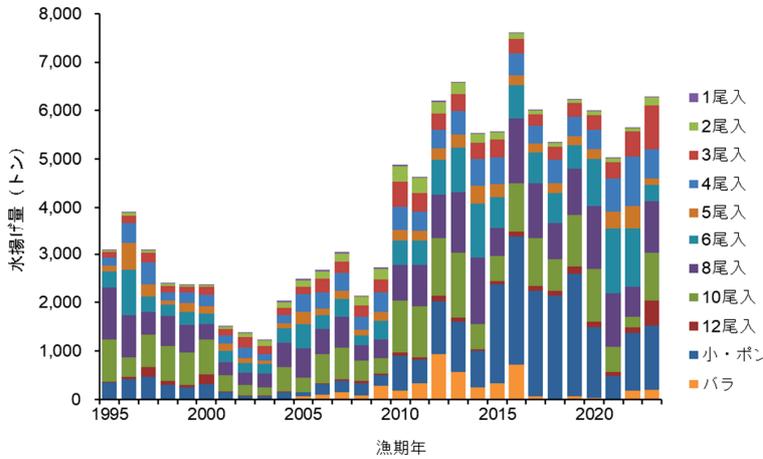
沿岸漁業の地域別漁獲量



- 根室管内のシェアが最も大きい
- 2021年の増加、2023年の減少は同調的

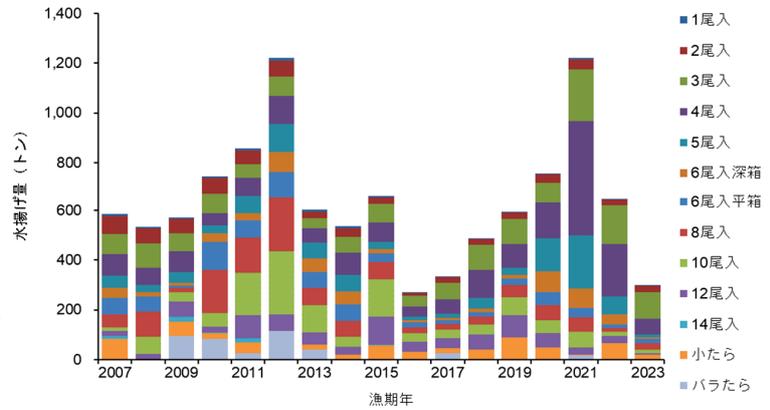
銘柄別水揚げ量（沖底）

釧路港



- 水揚げ量は前年から増加
- 2, 3尾入と8~12尾入が増えた

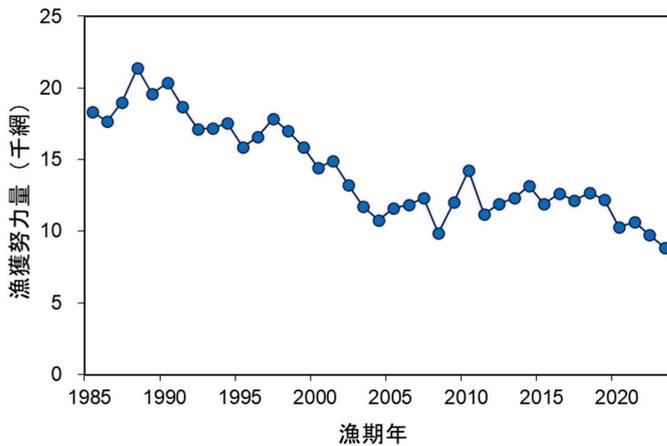
室蘭追直港



- 水揚げ量は前年から半減
- 3尾入と8尾入銘柄が増加

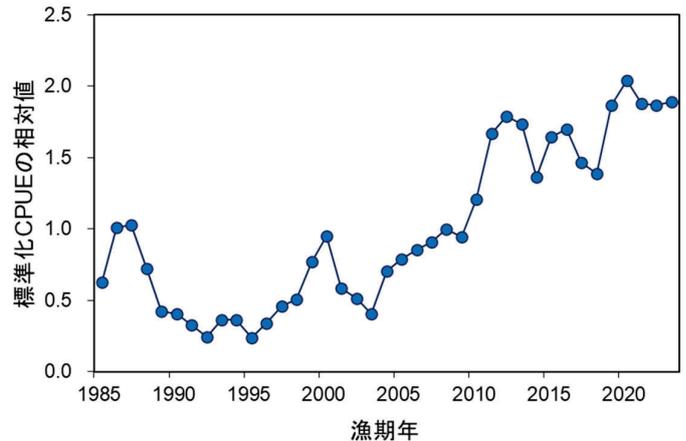
沖底かけまわし努力量とCPUE

有漁漁獲努力量



- 2002年漁期以降は1.0万~1.4万網でほぼ横ばい
- 2023年漁期は0.9万網

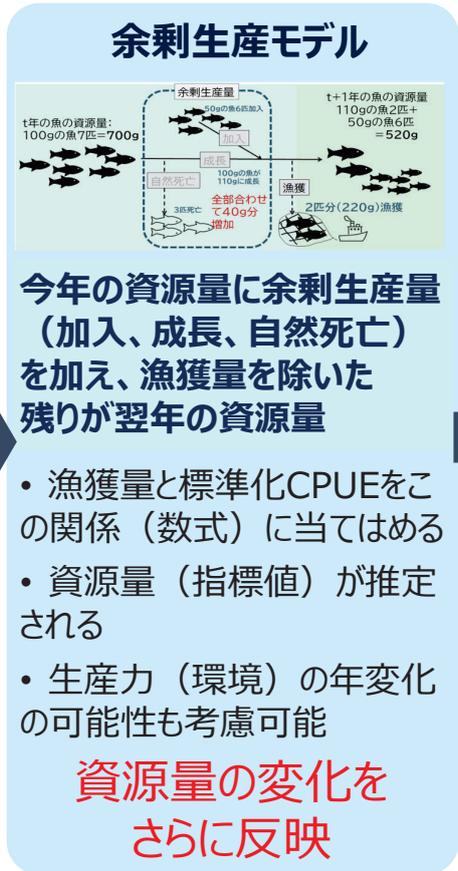
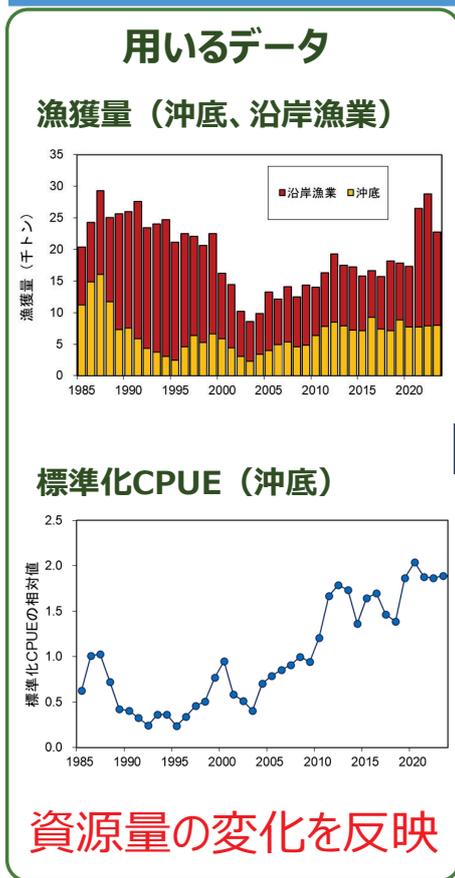
標準化CPUE



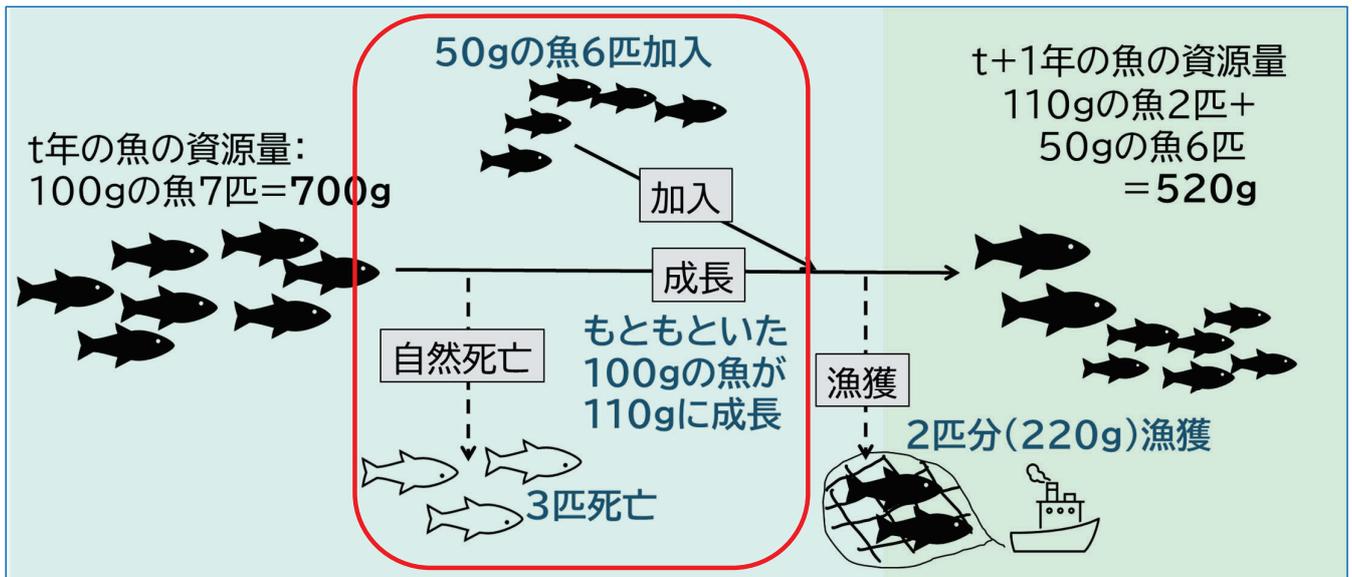
- 2004年漁期以降増加傾向、2012年漁期以降も高い水準で推移
- 2023年漁期は過去最高水準に近い

※ 標準化CPUE：操業方法、季節、海域等による獲れ具合の違いの影響を取り除き、資源量の変化を反映したCPUE

資源評価の方法



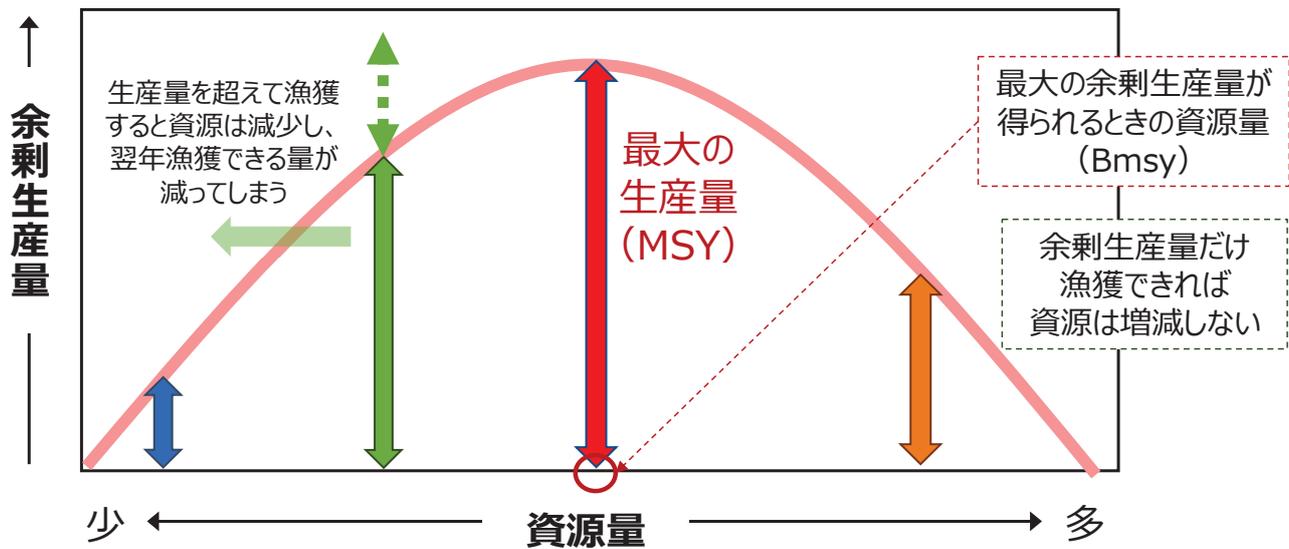
余剰生産モデルを用いた資源解析



- 今年資源量に余剰生産量（加入、成長、自然死亡）を加え、漁獲量を除いた残りが翌年の資源量
- 自然死亡・成長・加入を合わせて「**余剰生産量**」として扱う

余剰生産量とMSY（最大持続生産量）

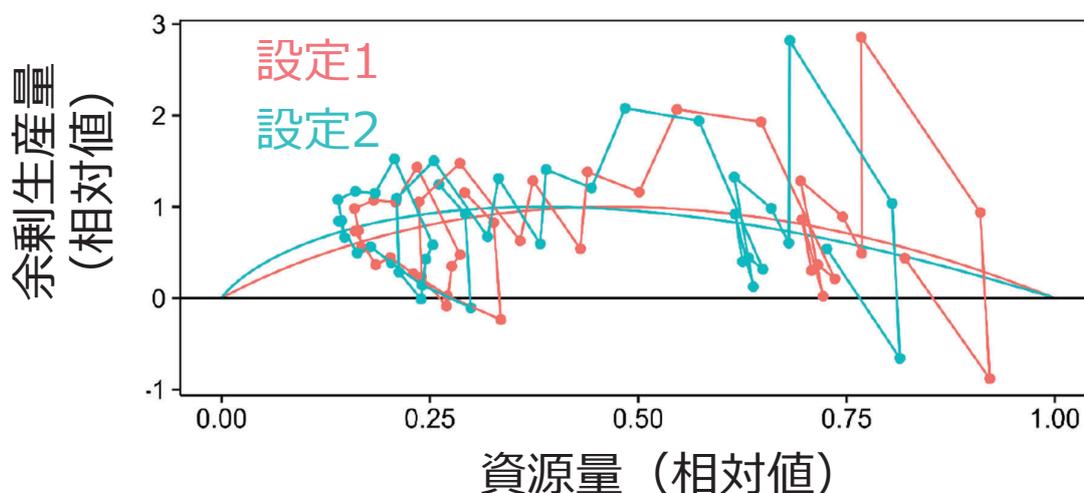
資源量と余剰生産量の関係（余剰生産量曲線）を推定



- 獲らなくても資源量は無限に増えるわけではない
- 資源量が多い状態と少ない状態の間で余剰生産量は最大となる
- 環境が変化すると余剰生産量曲線の大きさも変化する

9

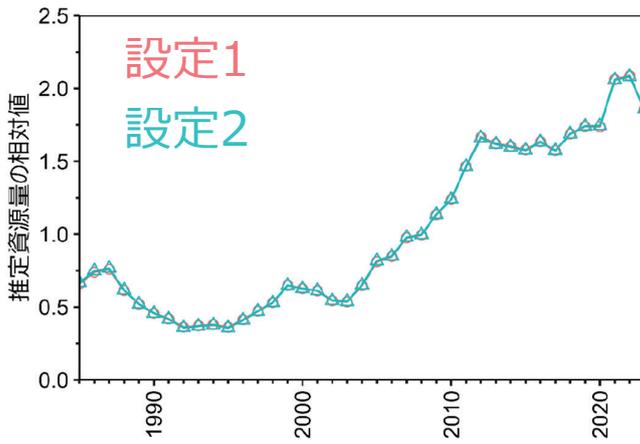
推定された2種類の余剰生産量曲線



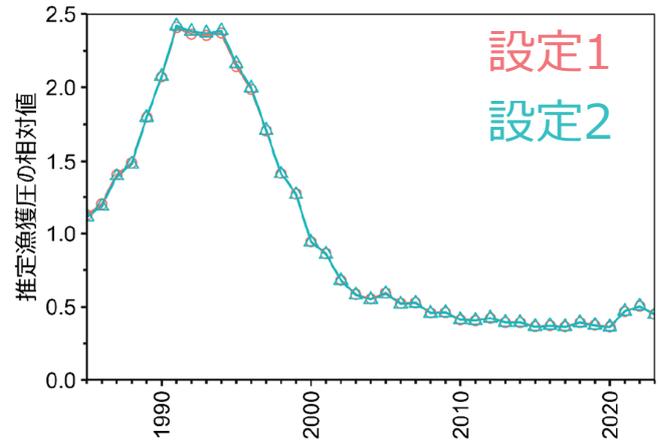
- 余剰生産量曲線はいずれの設定でも資源量の大小での余剰生産量の変化を説明している

資源量と漁獲の強さ (いずれも相対値)

資源量 (相対値)

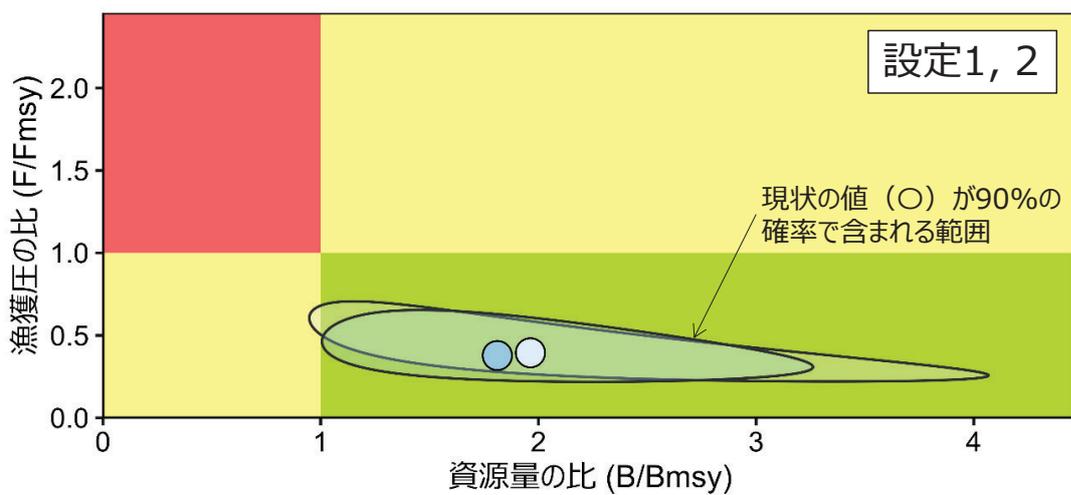


漁獲の強さ (相対値)



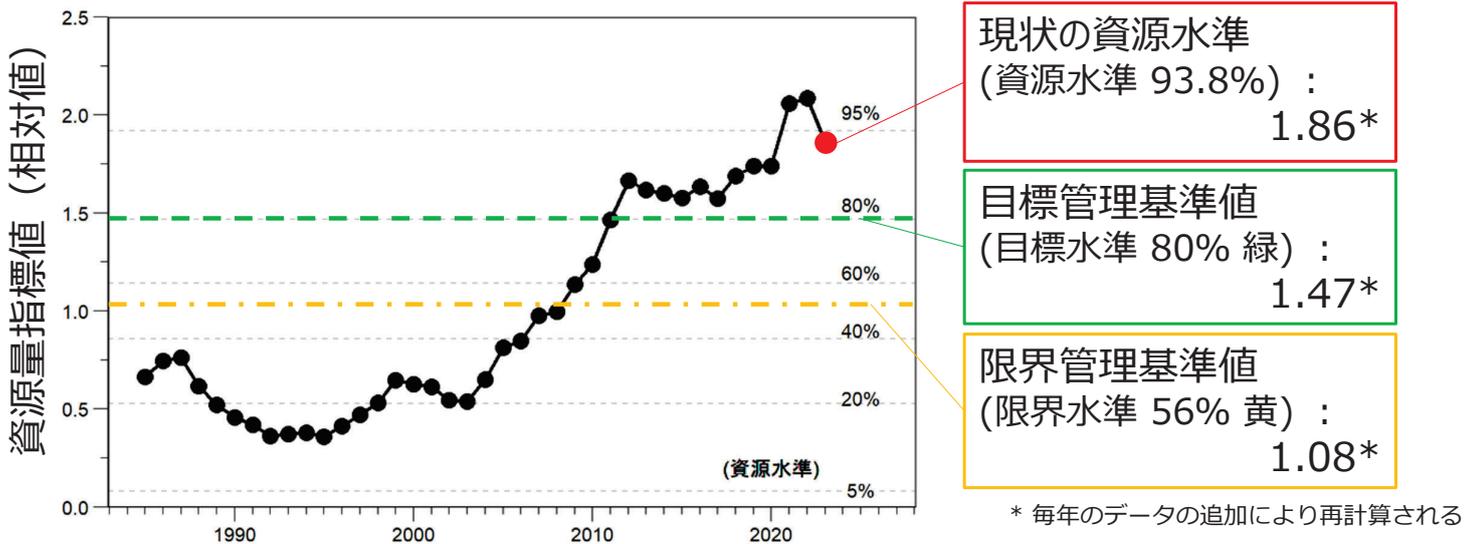
- いずれの設定でも資源量や漁獲の強さは同じように推定された

神戸プロット



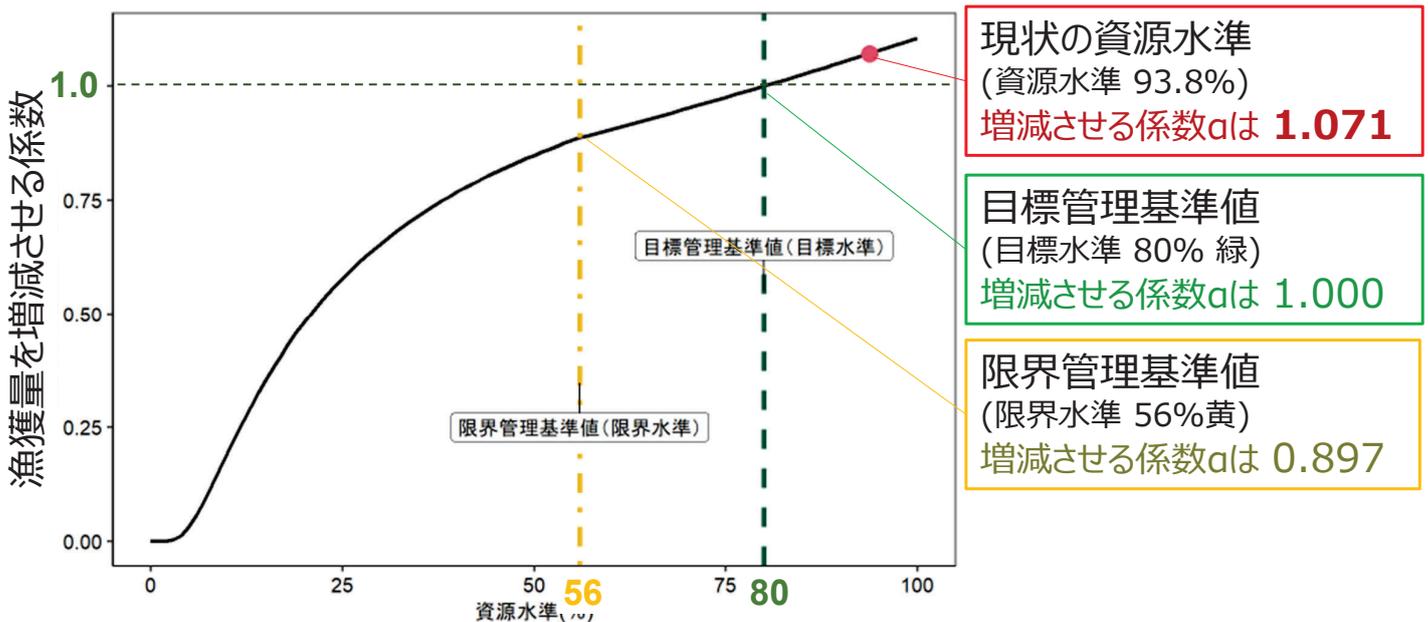
- 現状の漁獲圧がMSY水準を下回る確率は90%以上
- 現状の資源量がMSY水準を上回る確率は90%前後

2系の方法に使用する資源量指標値



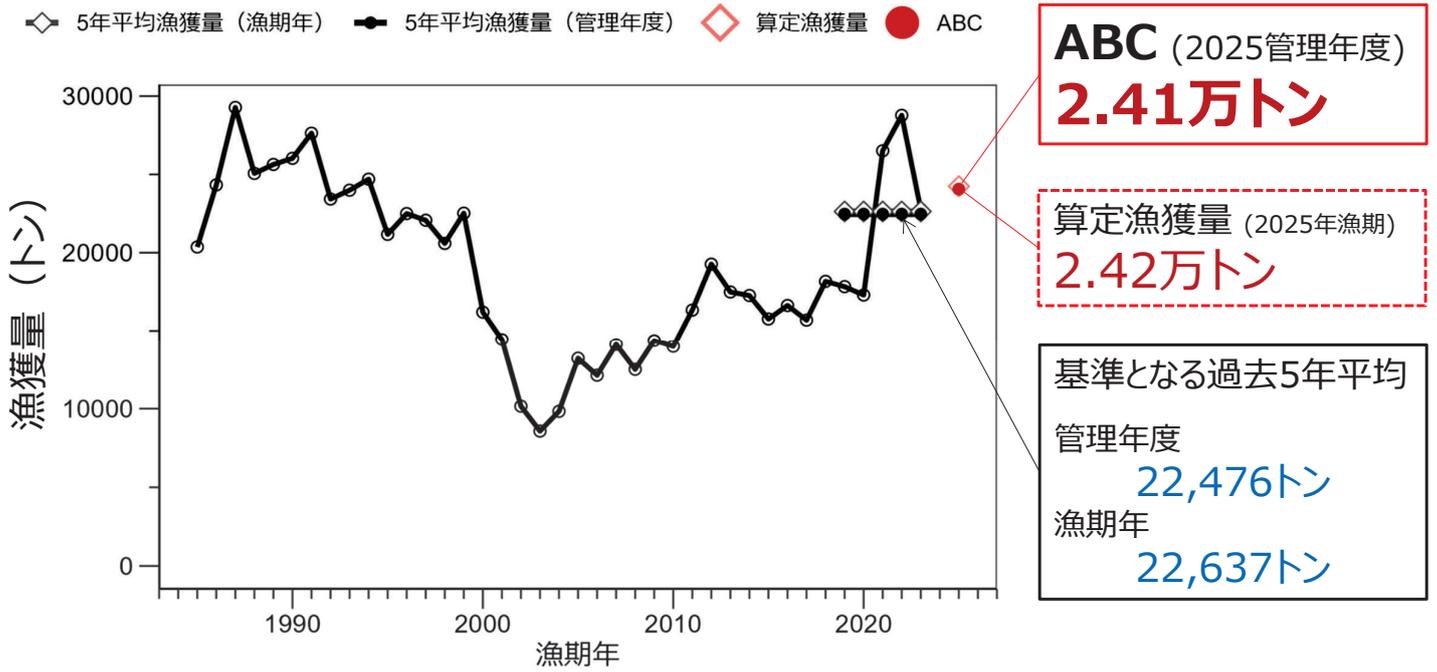
- 2012年漁期以降は目標管理基準値を上回り、2023年漁期は93.8%水準
- 2008年漁期以前は限界管理基準値を下回っている

漁獲シナリオに則した2系の漁獲管理規則



漁獲管理規則において、現状の資源水準の目標水準・限界水準に対する位置関係により、ABCを算出する際に直近5年間の漁獲量にかけるべき係数が定まる（この場合、1.071）

ABCの算定



漁獲量に乗じる係数は1.071であった。漁獲シナリオに基づき、管理年度の7月～翌年6月での直近5年の漁獲量平均値（22,476トン）に1.071を乗じた2.41万トンが2025年のABCとして算定される。 ※ ABCは百トン未満を四捨五入。

2024年10月31日公開



マダラ（北海道太平洋）①

マダラは北日本に広く分布し、本評価群はこのうち北海道太平洋沿岸に分布する群である。本資源の漁獲量等は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。

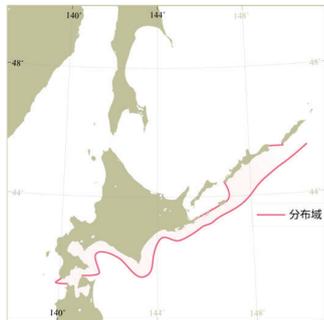


図1 分布域

北海道太平洋の沿岸から陸棚斜面域、津軽海峡および陸奥湾に分布する。産卵場は分布域全体に散在すると考えられている。

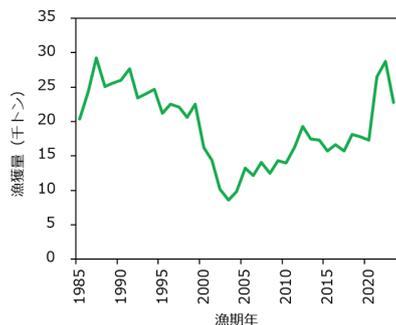


図2 漁獲量の推移

1987年漁期の29.3千トンにピークにその後減少して2003年漁期は8.6千トンであった。その後増加して2013～2020年漁期は15.7千～18.2千トンの間で推移した。2023年漁期は22.8千トンであった。

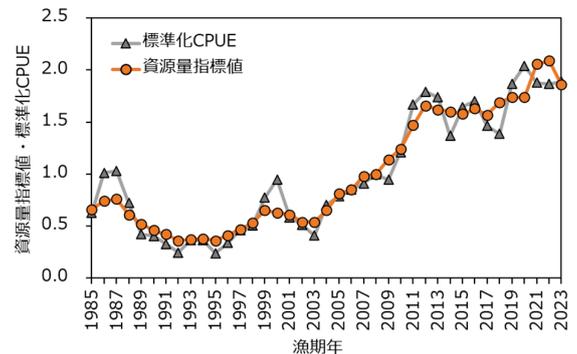


図3 資源量指標値の推移

主要漁業である沖合底びき網かけまわし漁法の単位努力量当たりの漁獲量を標準化した値（標準化CPUE）と漁獲量をもとに、余剰生産モデルにより資源量の相対値（2モデルの平均）を推定し、資源量指標値として用いた。

資源量指標値は2004～2012年漁期に増加して、2013年漁期以降は平均を大きく上回っている。2023年漁期は1.86と過去3番目に高い値であった。

マダラ（北海道太平洋）②

本評価群で使用可能なデータは漁獲量と資源量指標値である。したがって「令和6（2024）年度 漁獲管理規則およびABC算定の基本指針」の2系規則を適用する。

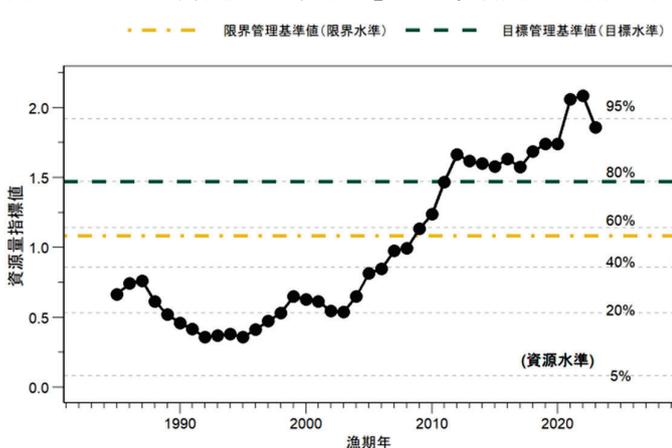


図4 資源水準および管理基準値

余剰生産モデルで推定された資源量相対値（2モデルの平均）を資源量指標値（黒線）とし、資源水準に基づいて80%水準を目標管理基準値（緑破線）、56%水準を限界管理基準値（黄一点鎖線）とする。

2023年漁期の資源量指標値（1.86）は93.8%水準に相当し、目標管理基準値および限界管理基準値を上回った。

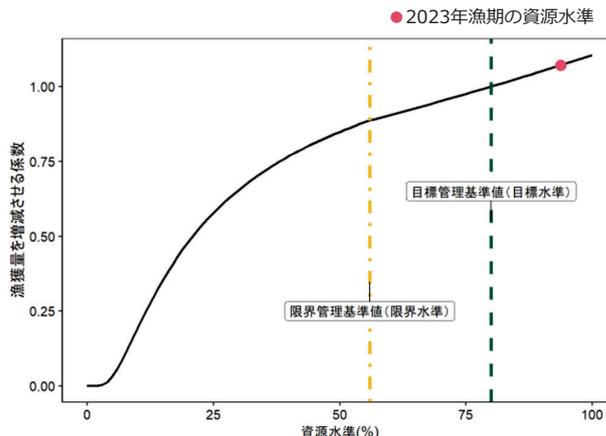


図5 漁獲管理規則

資源水準に応じて漁獲量を増減させる係数（黒線）を決める漁獲管理規則を示す。資源水準が目標管理基準値（緑破線）を上回った場合は漁獲量を増やし、下回った場合は削減する。

現状（2023年漁期）の資源水準（93.8%）における漁獲量を増減させる係数（赤丸）は1.071であった。

マダラ（北海道太平洋）③

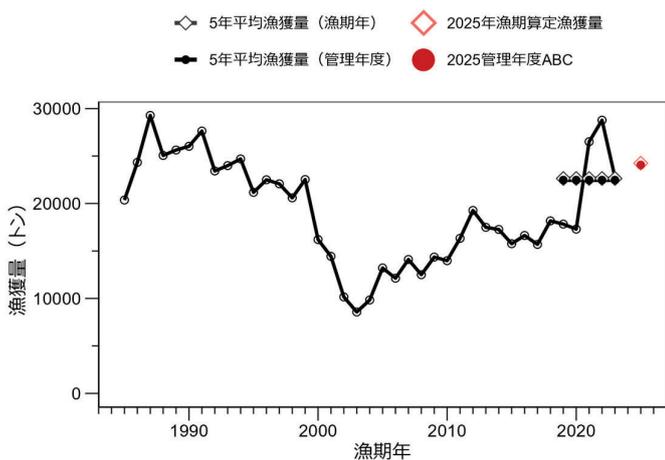


図6 漁獲量の推移と2025管理年度のABC

直近5年間（2019～2023管理年度*）の平均漁獲量（黒丸、22,476トン）に2023年漁期の資源水準から求めた漁獲量を増減させる係数（1.071）を乗じて算出される2025管理年度のABCは2.41万トン（赤丸）となった。なお平均漁獲量に漁期年での集計値（黒ひし型、22,637トン）を用いて計算した2025年漁期の算定漁獲量は2.42万トン（赤ひし形）となった。

* 管理年度は7月～翌年6月。

	資源水準	漁獲量を増減させる係数	資源量指標値
目標管理基準値（目標水準）	80.0%	1.000	1.47
限界管理基準値（限界水準）	56.0%	0.887	1.08
現状の値（2023年漁期）	93.8%	1.071	1.86

資源量指標値の推移から求めた資源水準と目標管理基準値および限界管理基準値との位置関係に基づき漁獲量を増減させる。
2023年漁期の資源水準は93.8%であり、漁獲量を増減させる係数は1.071となった。2025管理年度のABCは2.41万トンと算出された。



マダラ北海道日本海 令和6年度資源評価結果

1

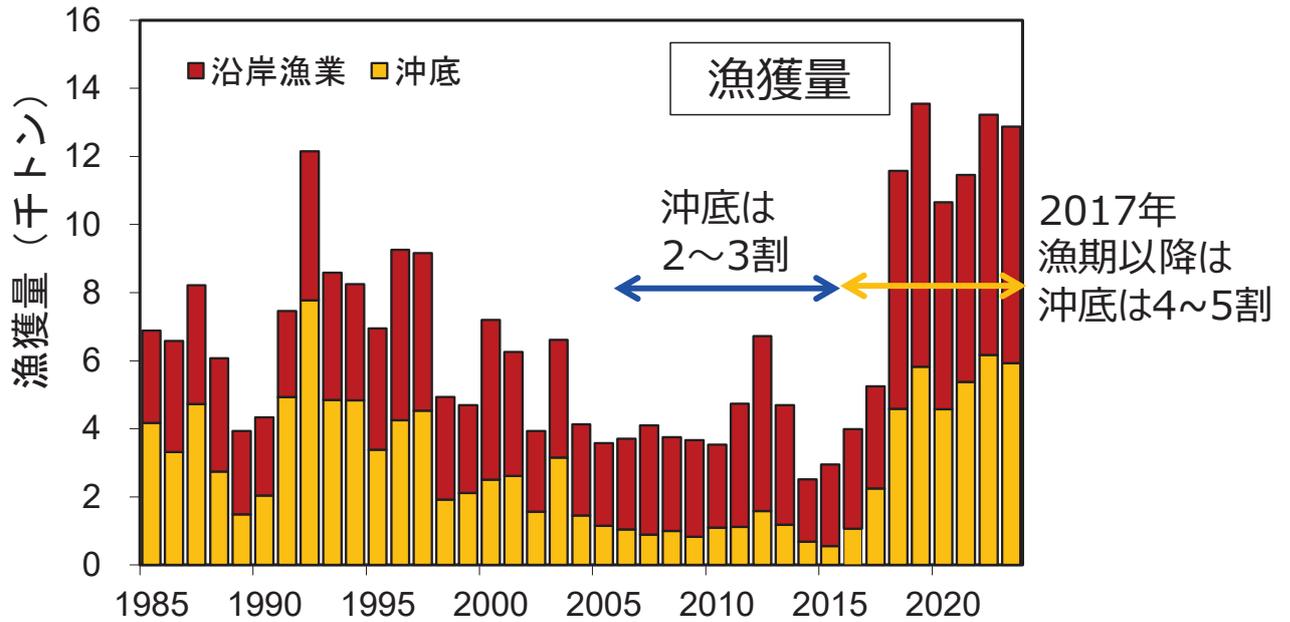
生物学的特性



- 寿命：10歳以上
- 成熟開始年齢：不明
50%成熟体長は雄が50cm、雌が53cm
- 産卵期：12月～翌年3月下旬。
- 産卵場：利礼周辺、武蔵堆、雄冬沖等、
分布域全体に散在
- 食性：漂泳生活をしている幼稚魚期は主
にカイアシ類、底生生活に入ってから
は主に魚類、甲殻類、頭足類、貝類
- 捕食者：海獣類

- 本海域と隣接海域のそれぞれに産卵場が散在し、各繁殖群の回遊範囲は基本的に資源ごとに分かれていると考えられる
- 「系群」とはせず「海域」として評価

漁獲量の推移

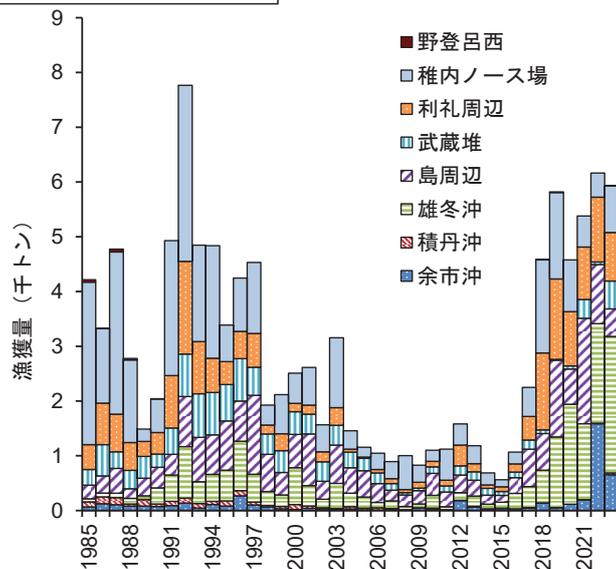


- 2023年漁期の漁獲量は1.29万トン
- 直近5年平均は1.23万トン（管理年度集計では1.26万トン）

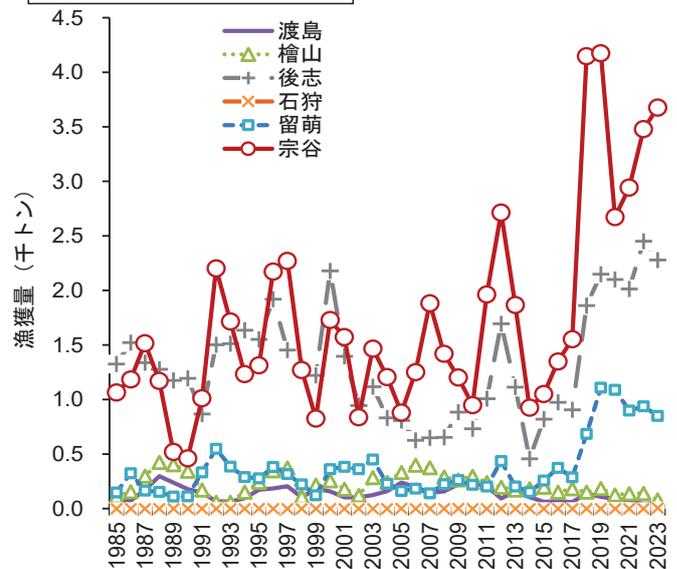
3

小海区・地域別の漁獲量

沖底 小海区別



沿岸漁業 地域別



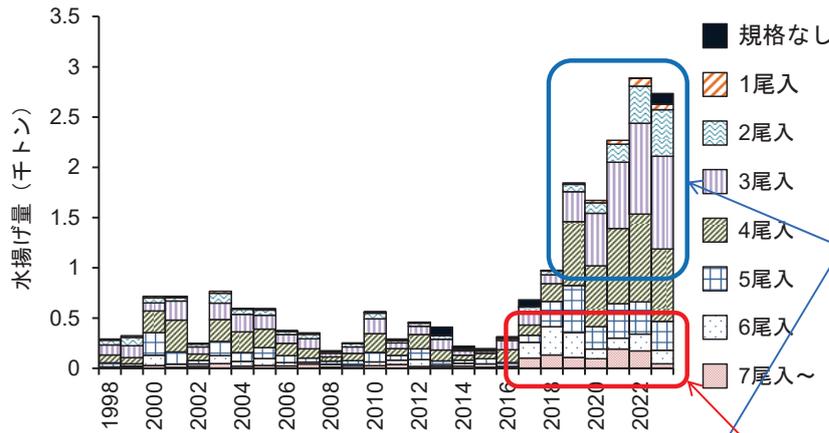
- 稚内ノース場、利礼周辺、島周辺、雄冬沖で漁獲量多い
- 2022~23年漁期は余市沖での漁獲も多い
- 宗谷、後志で多く、近年は留萌も増加

4

銘柄別水揚げ量（沖底）

道総研の資源評価書から転載

小樽港

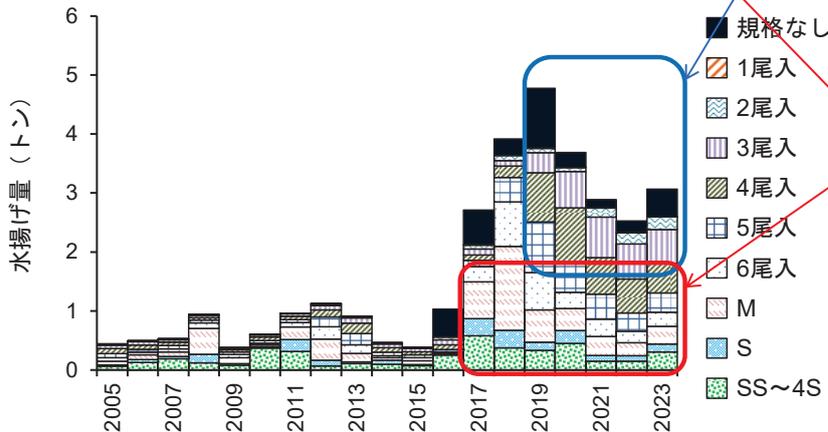


近年は大型銘柄が多い

小樽：1~3尾入の割合で過去最大を更新

稚内：1~3尾入の割合は2021、22年に次いで多い

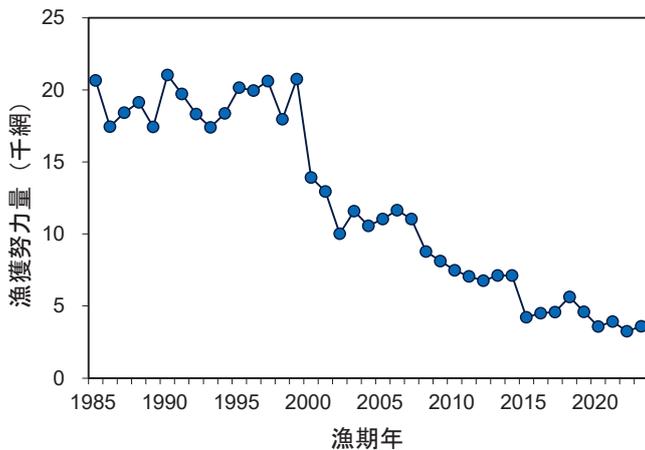
稚内港



2017年漁期以降に小型銘柄が急増

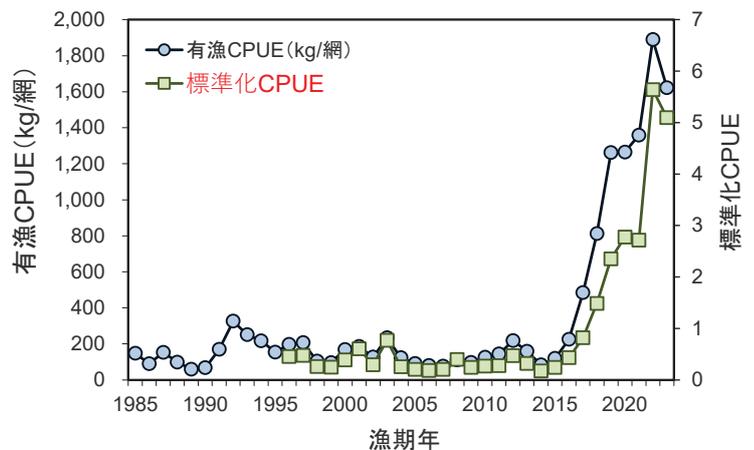
沖底かけまわし努力量とCPUE

有漁漁獲努力量



- 努力量は2000年代から減少
- 2023年漁期は前年漁期（過去最少）から微増し 3,602網

有漁CPUE・標準化CPUE



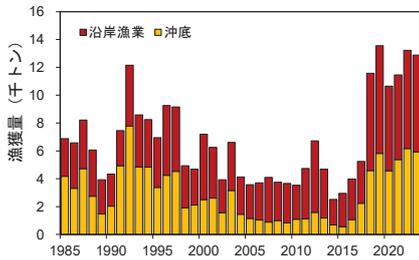
- 有漁CPUEは2017年漁期以降急増
- 2023年漁期は前年漁期（過去最高）から減少し 1,622 kg/網

※ 標準化CPUE：操業方法、季節、海域等による獲れ具合の違いの影響を取り除き、資源量の変化を反映したCPUE

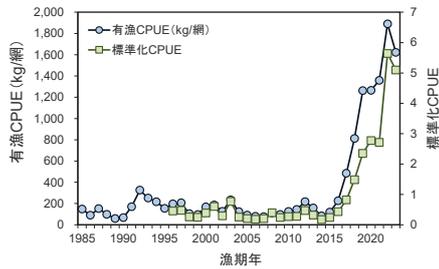
資源評価の方法

用いるデータ

漁獲量（沖底、沿岸漁業）

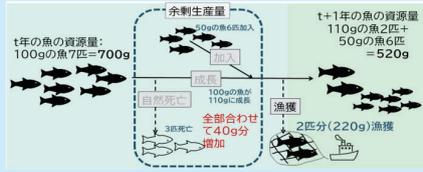


標準化CPUE（沖底）



資源量の変化を反映

余剰生産モデル



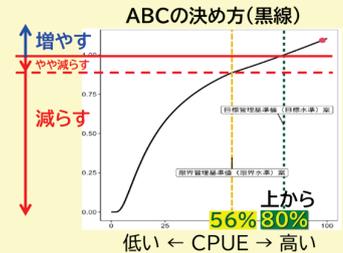
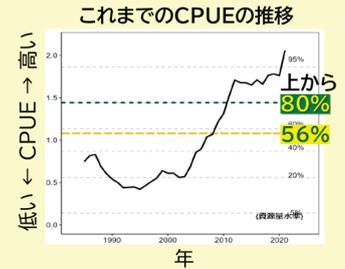
今年の資源量に余剰生産量（加入、成長、自然死亡）を加え、漁獲量を除いた残りが翌年の資源量

- 漁獲量と標準化CPUEをこの関係（数式）に当てはめる
- 資源量（指標値）が推定される
- 生産力（環境）の年変化の可能性も考慮

資源量の変化をさらに反映

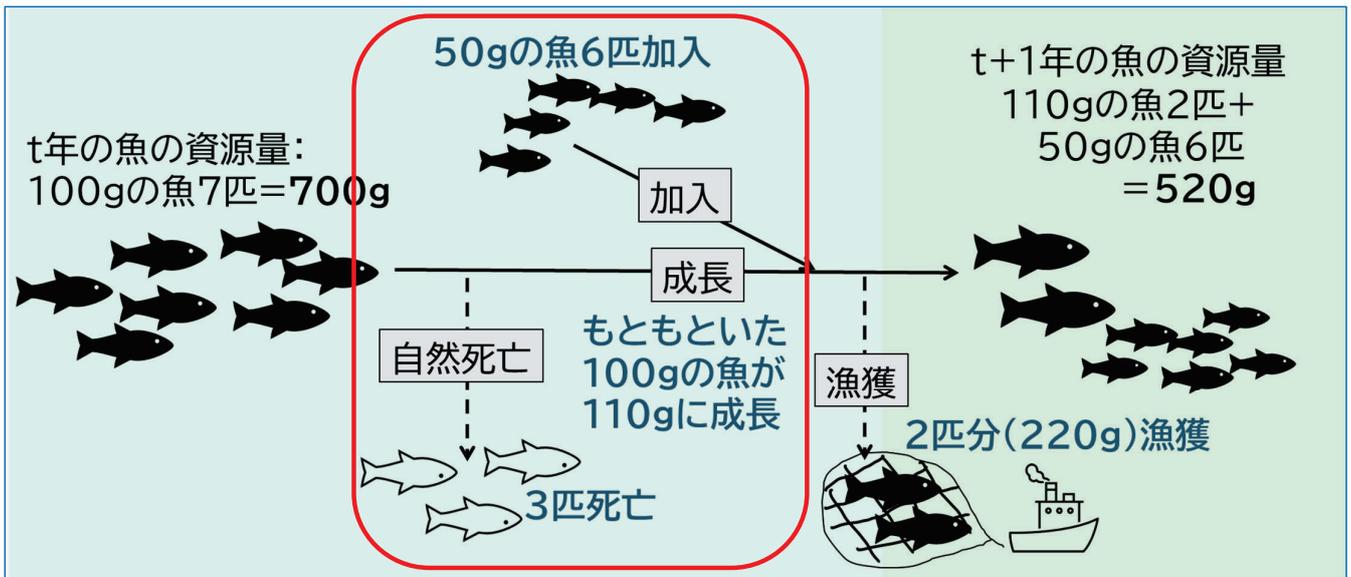
ABC算定

- 2系の方法
- 資源量指標値が目標より高い（低い）とABCは増える（減る）



7

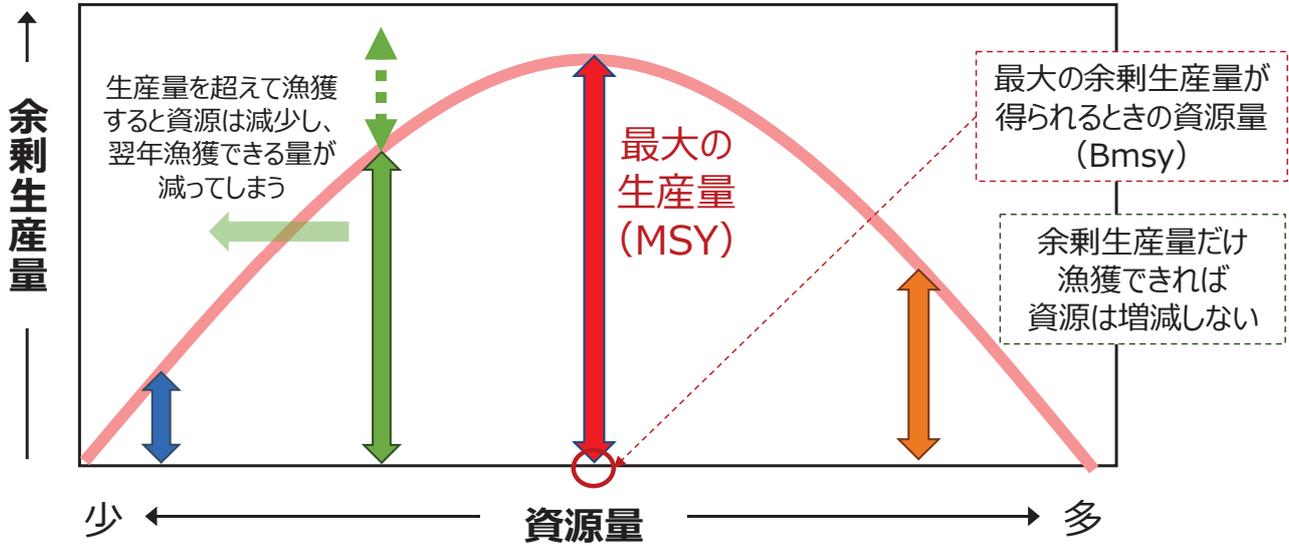
余剰生産モデルを用いた資源解析



- 今年の資源量に余剰生産量（加入、成長、自然死亡）を加え、漁獲量を除いた残りが翌年の資源量
- 自然死亡・成長・加入を合わせて「**余剰生産量**」として扱う

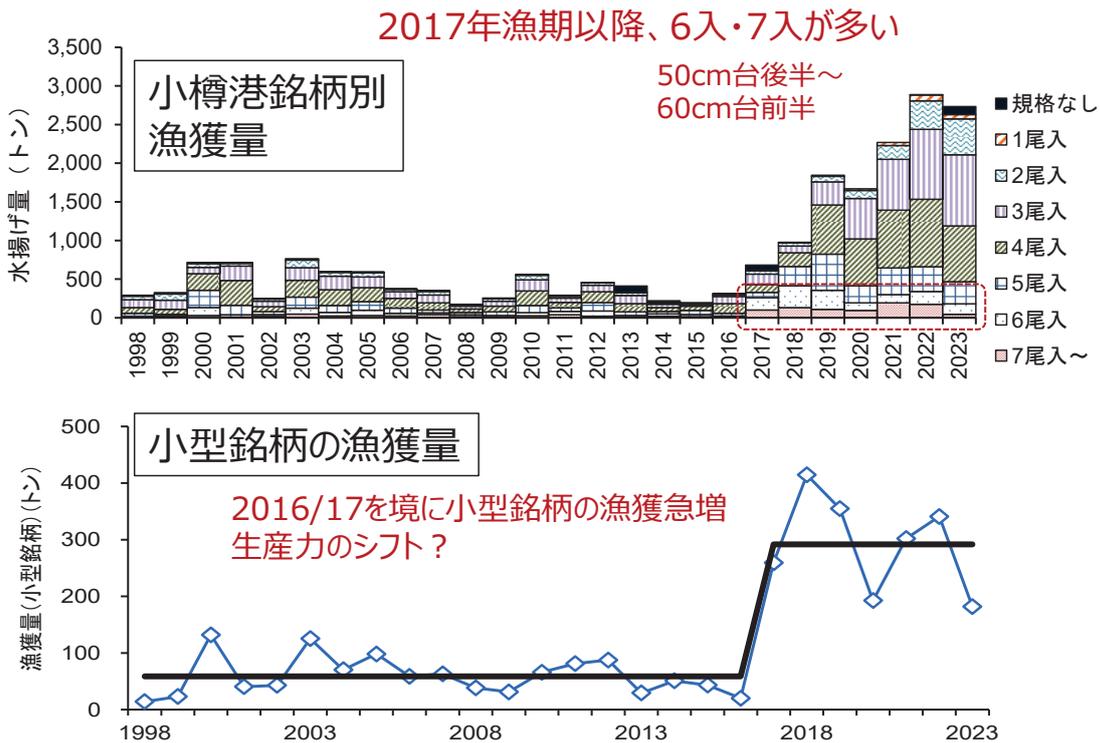
余剰生産量とMSY（最大持続生産量）

資源量と余剰生産量の関係（余剰生産量曲線）を推定



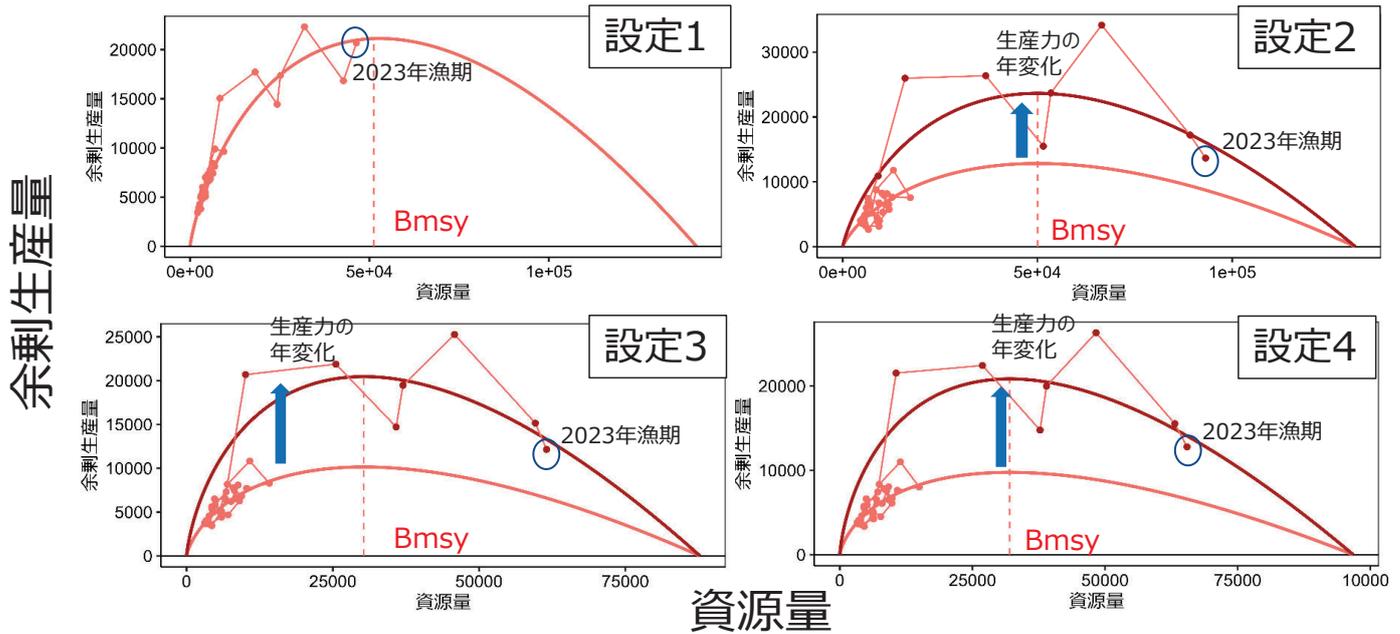
- 獲らなくても資源量は無限に増えるわけではない
- 資源量が多い状態と少ない状態の間で余剰生産量は最大となる
- 環境が変化すると余剰生産量曲線の大きさも変化する

生産力（環境）が年変化した可能性



- 2017年漁期前後から生産力が上昇した可能性も考慮した

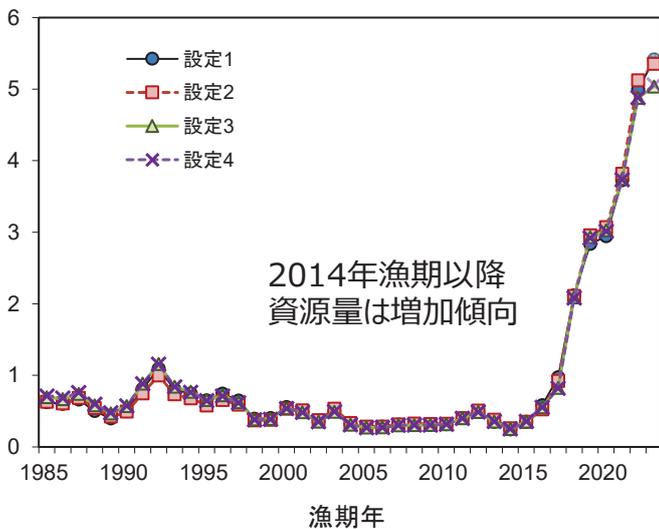
推定された4種類の余剰生産量曲線



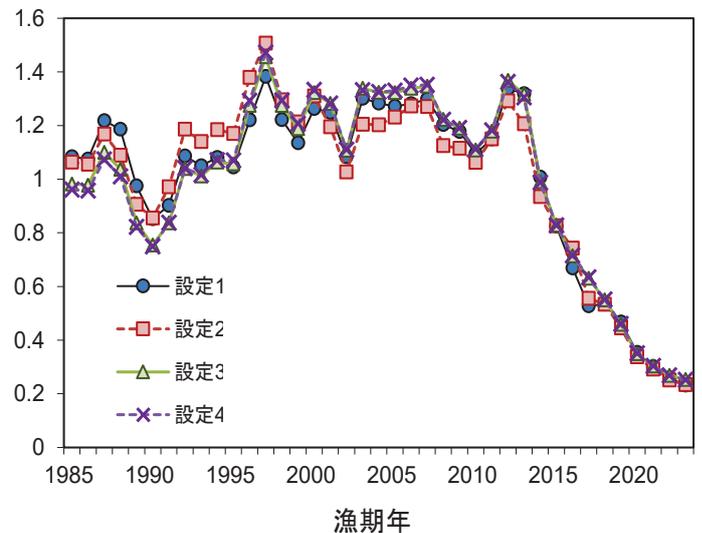
- 余剰生産量曲線はいずれの設定でも資源量の大小での余剰生産量の変化を説明している
- 余剰生産量曲線は生産力の変化を考慮した場合でも適切に推定された

資源量と漁獲の強さ (いずれも相対値)

資源量 (相対値)

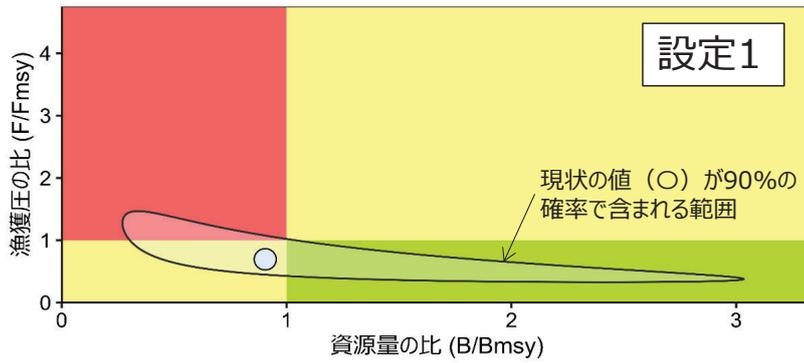


漁獲の強さ (相対値)

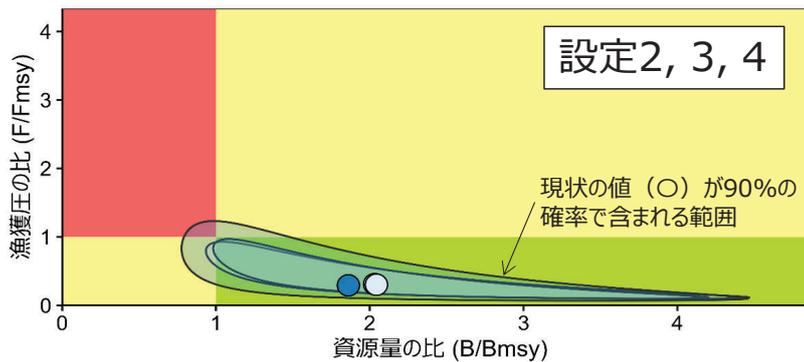


- いずれの設定でも資源量や漁獲の強さは同じように推定された

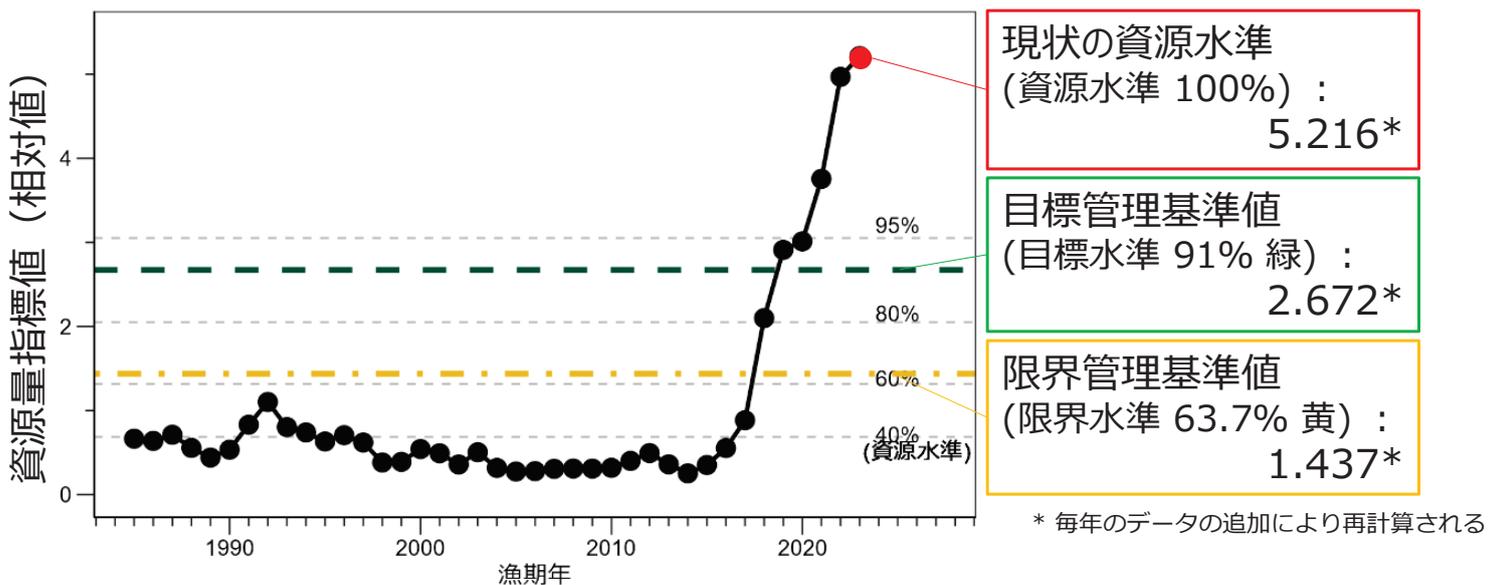
神戸プロット (参考情報)



- 現状の漁獲圧がMSY水準を下回る可能性が示唆されるが、推定の幅は大きい
- 現状の資源量がMSY水準を上回るか否かは現段階で判断することは困難
- したがって、現時点では参考情報としている

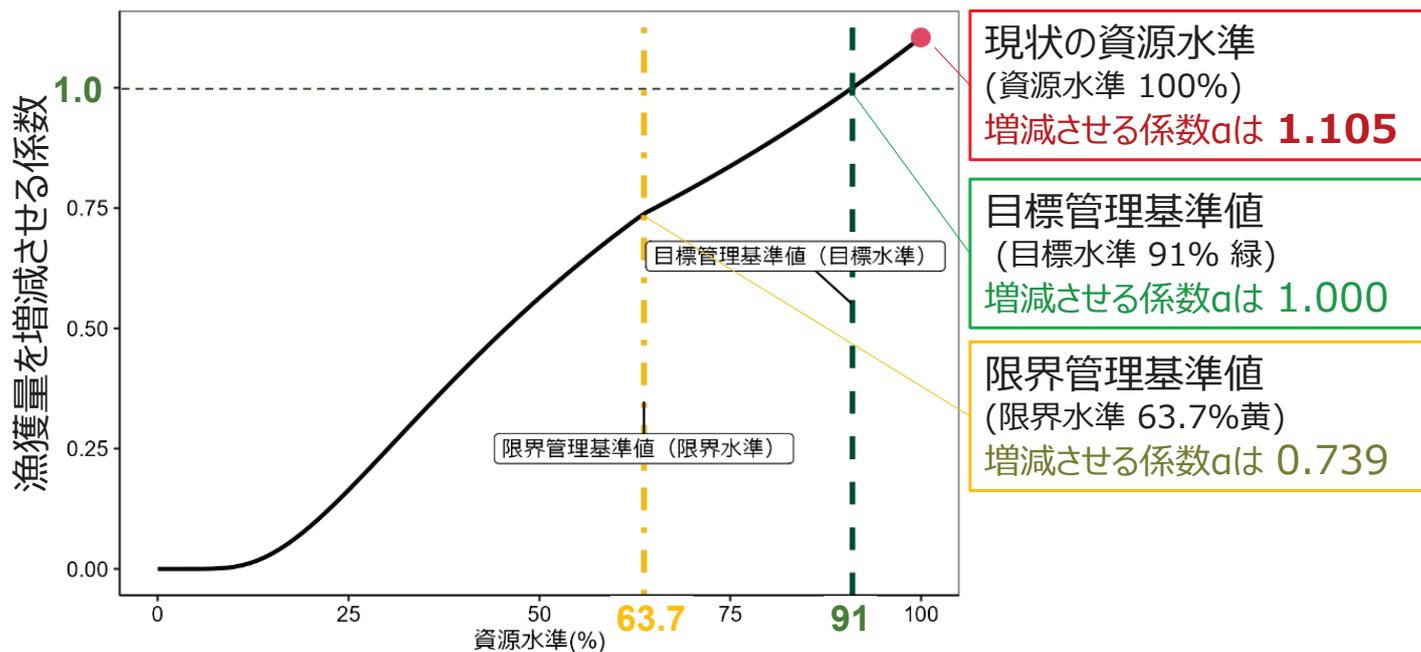


2系の方法に使用する資源量指標値



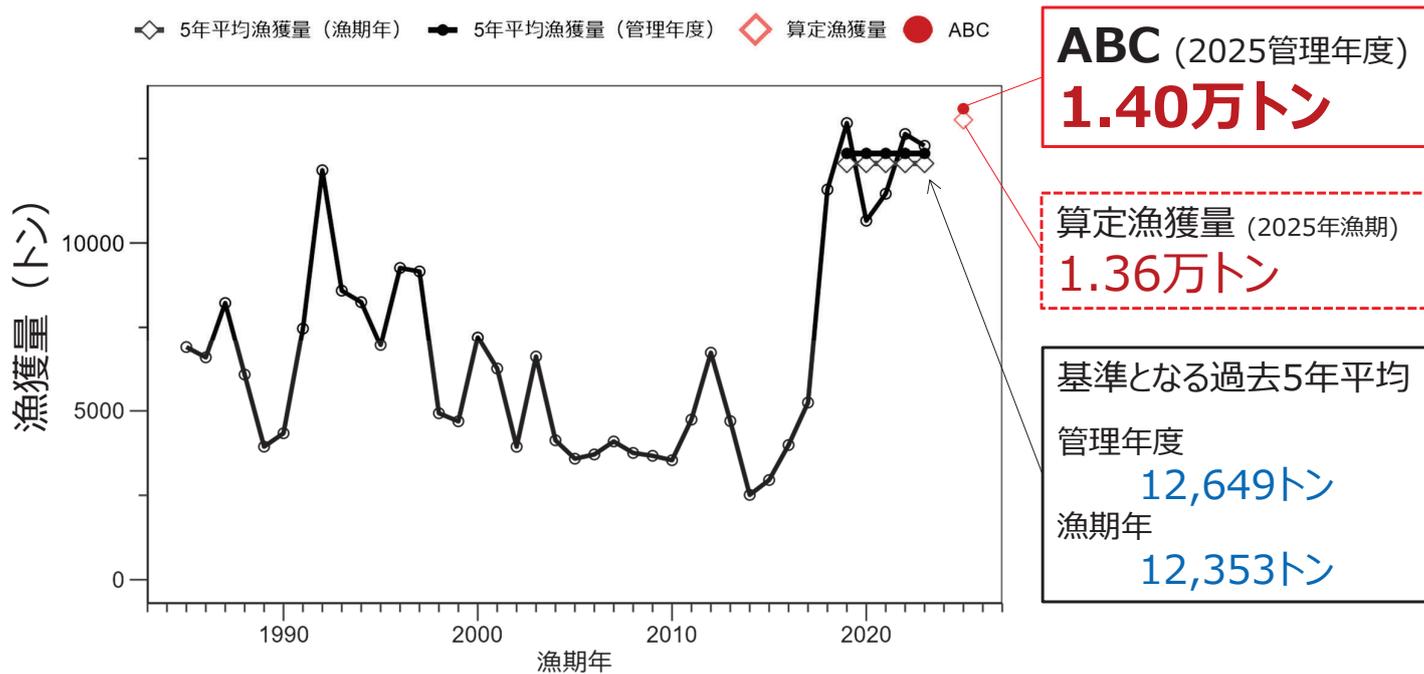
- 今後の生産力の低下に対応するため、目標管理基準値は91%水準 (通常は80%)、限界管理基準値は63.7%水準 (通常は56%) としている
- 2019年漁期以降は目標管理基準値を上回り、2023年漁期は100%水準 (最高)
- 2017年漁期の以前は限界管理基準値を下回っている

漁獲シナリオに則した2系の漁獲管理規則



漁獲管理規則において、現状の資源水準の目標水準・限界水準に対する位置関係により、ABCを算出する際に直近5年間の漁獲量にかけるべき係数が定まる（この場合、1.105）

ABCの算定



漁獲量に乗じる係数は1.105であった。漁獲シナリオに基づき、管理年度の7月～翌年6月での直近5年の漁獲量平均値（12,649トン）に1.105を乗じた1.40万トンが2025年のABCとして算定される。

※ ABCは百トン未満を四捨五入。



マダラ（北海道日本海）①

マダラは北日本に広く分布し、本評価群はこのうち北海道日本海からサハリン西岸にかけての沿岸および陸棚斜面域に分布する群である。本資源の漁獲量等は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。

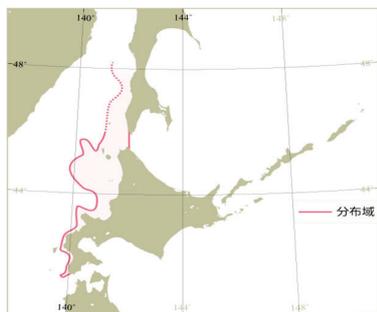


図1 分布域

沿岸および陸棚斜面域に分布する。産卵場は分布域全体に散在すると考えられている。

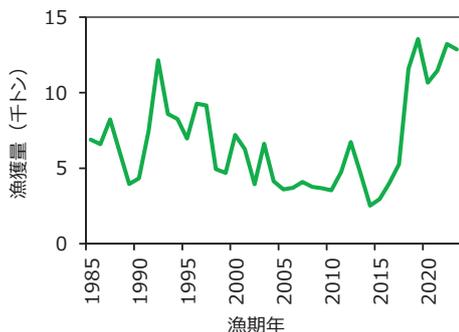


図2 漁獲量の推移

1992年漁期の12.2千トンにピークに減少し、2014年漁期に過去最低の2.5千トンとなった。その後は急増し、2023年漁期は12.9千トンであった。

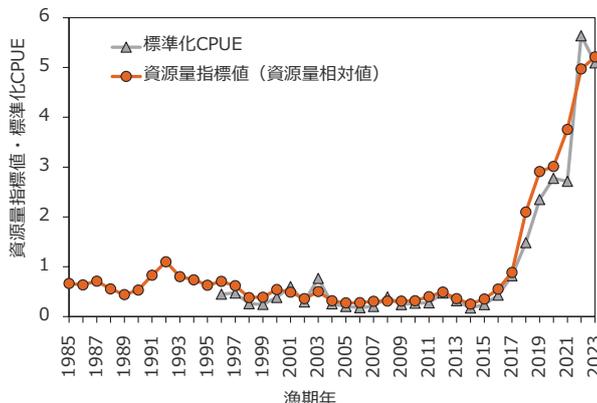


図3 資源量指標値の推移

主要漁業である沖合底びき網かけまわし漁法の単位努力量当たりの漁獲量を標準化した値（標準化CPUE）と漁獲量をもとに、余剰生産モデルにより資源量の相対値（4モデルの平均）を推定し、資源量指標値として用いた。

資源量指標値は2014年漁期に過去最低水準まで減少した後に急増し、2023年漁期には過去最高の5.216となった。

マダラ（北海道日本海）②

本評価群で使用可能なデータは漁獲量と資源量指標値である。したがって「令和6（2024）年度 漁獲管理規則およびABC算定の基本指針」の2系規則を適用する。

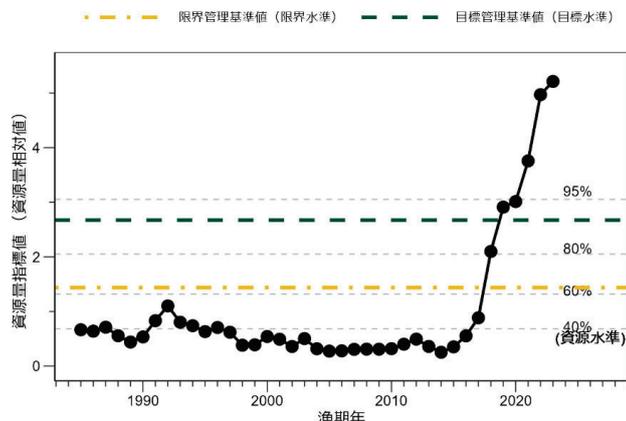


図4 資源水準および管理基準値

本資源では、近年生産力の大幅な上昇が起きた可能性が考えられる。漁獲シナリオでは、生産力が過去の水準まで戻った場合に管理に失敗することを防ぐため、シミュレーション結果に基づいて目標管理基準値（緑破線）には91%水準、限界管理基準値（黄一点鎖線）には63.7%水準が採用されている。

2023年漁期の資源量指標値（5.216）は100%水準に相当し、目標管理基準値および限界管理基準値を上回った。

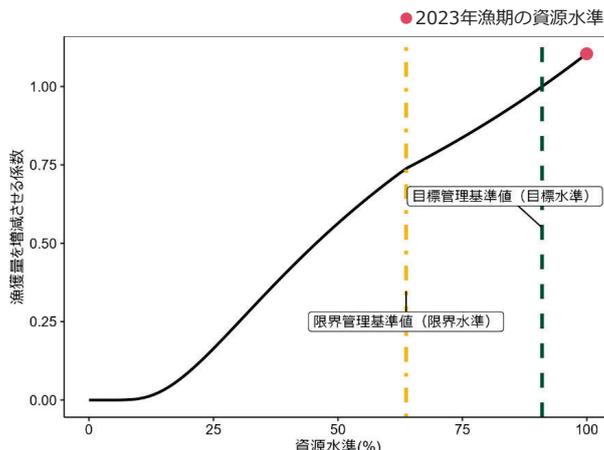


図5 漁獲管理規則

資源水準に応じて漁獲量を増減させる係数（黒線）を決める漁獲管理規則を示す。資源水準が目標管理基準値（緑破線）を上回った場合は漁獲量を増やし、下回った場合は削減する。

現状（2023年漁期）の資源水準（100%）における漁獲量を増減させる係数（赤丸）は1.105であった。

マダラ（北海道日本海）③

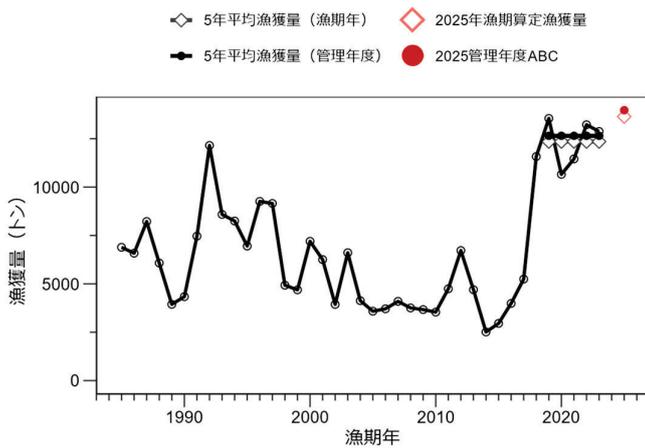


図6 漁獲量の推移と2025管理年度のABC

直近5年間（2019～2023管理年度*）の平均漁獲量（黒丸、12,649トン）に2023年漁期の資源水準から求めた漁獲量を増減させる係数（1.105）を乗じて算出される2025管理年度のABCは1.40万トン（赤丸）となった。なお平均漁獲量に漁期年での集計値（黒ひし型、12,353トン）を用いて計算した2025年漁期の算定漁獲量は1.36万トン（赤ひし形）となった。

* 管理年度は7月～翌年6月。

	資源水準	漁獲量を増減させる係数	資源量指標値
目標管理基準値 （目標水準）	91.0%	1.000	2.672
限界管理基準値 （限界水準）	63.7%	0.739	1.437
現状の値 （2023年漁期）	100.0%	1.105	5.216

資源量指標値の推移から求めた資源水準と、その目標管理基準値および限界管理基準値との位置関係に基づき、漁獲量を増減させる。
2023年漁期の資源水準は100%水準であり、漁獲量を増減させる係数は1.105となった。2025管理年度のABCは1.40万トンと算出された。

令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）まさば及びごまさば太平洋系群 T A C（漁獲可能量）の設定及び配分について（案）

令和 7 年 5 月
水 産 庁

1 T A C（案）

（1）設定の考え方

- ① 採捕の実態を勘案し、「まさば及びごまさば」として一体的に管理する。
- ② まさば太平洋系群、ごまさば太平洋系群それぞれについて、令和 7 年 3 月に開催された第 5 回資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源評価結果及び資源管理基本方針別紙 2 - 15 に定める漁獲シナリオに基づいて A B C（生物学的許容漁獲量）を算出する。
- ③ 令和 6 管理年度までは、算定された各系群の A B C の合計値の全量を T A C として設定してきたところ。
- ④ 令和 7 年 3 月に開催された北太平洋漁業委員会（N P F C）第 9 回年次会合では、暫定的な措置として、公海におけるマサバの漁獲量を 7.1 万トンに制限する措置が新たに合意された。

他方で、

- （ア）N P F C 第 9 回科学委員会からの勧告は、我が国の資源評価に比べて、漁獲データで 1 年前、資源量指標で 2 年前のものを使用して行われた資源評価結果に基づくものであることに加え、マサバの生物学的データの不確実性が高く、長期的な将来予測に基づく漁獲勧告を行うことは適切ではないとして、「近年（2020 年～2022 年）の漁獲死亡は将来的な親魚量の恒常的な減少につながり、漁獲死亡を削減する必要がある」という定性的な内容であり、
 - （イ）今回の漁獲上限も、同資源評価結果に基づくものであり、定量的な勧告に基づき設定されたものではない。
- ⑤ 以上の点を踏まえ、両資源の主要な産卵場及び分布域を有する我が国としては、引き続き、
 - （ア）N P F C において、適切な資源評価に基づいて、我が国の資源管理措置と一貫性のある措置が導入されるよう求めていくこととし、
 - （イ）それまでの間は、これまでの T A C 設定の考え方を踏襲し、まさば太平洋系群及びごまさば太平洋系群の各 A B C の合計値の全量を T A C とする。

（2）漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和 17 年度（2035 年度）に、少なくとも 50% の確率で、目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を乗じる。
- ② それぞれの系群について、当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。
 - （ア）親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量を達成する

漁獲圧力（まさばの場合は、「最大持続生産力を達成する漁獲圧力の代替値として用いる漁獲圧力」）の水準に、調整係数（ $\beta : 0.9$ ）を乗じた漁獲圧力とする。

- （イ）親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記（ア）の漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
- （ウ）親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。

（3）管理年度途中の漁獲可能量の調整

当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも増加することが示された場合、科学的に妥当な条件（※）の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。

- ① 当該特定水産資源の親魚量が、令和 17 年（2035 年）に、少なくとも 50 パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。
- ② 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、①の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。
- ③ 漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

（※）科学的に妥当な条件

- ・ 資源水準の値が目標管理基準値未満の水準にある場合、漁獲可能量の調整により、漁獲圧力が、漁獲シナリオに定められた漁獲圧力を超えないことが見込まれること。
- ・ 資源水準の値が、限界管理基準値以上の水準にあること。
- ・ 当該管理年度における漁獲可能量の調整時期が、当該特定水産資源の主要な漁獲時期の前又は最中であること。

（4）令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）の T A C（案）

特定水産資源	T A C
まさば及びごまさば太平洋系群	139,000 トン

（参考 1）資源管理の目標

1 まさば太平洋系群

- ① 目標管理基準値：482 千トン（最大持続生産量を達成する漁獲圧力の代替値

として、加入量当たり親魚量が、漁獲圧力が0の場合の加入量当たり親魚量に対し、40 パーセントとなるときの漁獲圧力を用いることで達成される資源水準の値)

- ② 限界管理基準値：142 千トン（漁獲がないと仮定した場合の親魚量の 10 パーセント）
- ③ 禁漁水準値：0 トン

2 ごまさば太平洋系群

- ① 目標管理基準値：167 千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- ② 限界管理基準値：54 千トン（最大持続生産量の 60 パーセントを達成するために必要な親魚量）
- ③ 禁漁水準値：7 千トン（最大持続生産量の 10 パーセントが得られる親魚量）

（参考 2）まさば及びごまさば太平洋系群 T A C ・漁獲実績の推移

単位：万トン

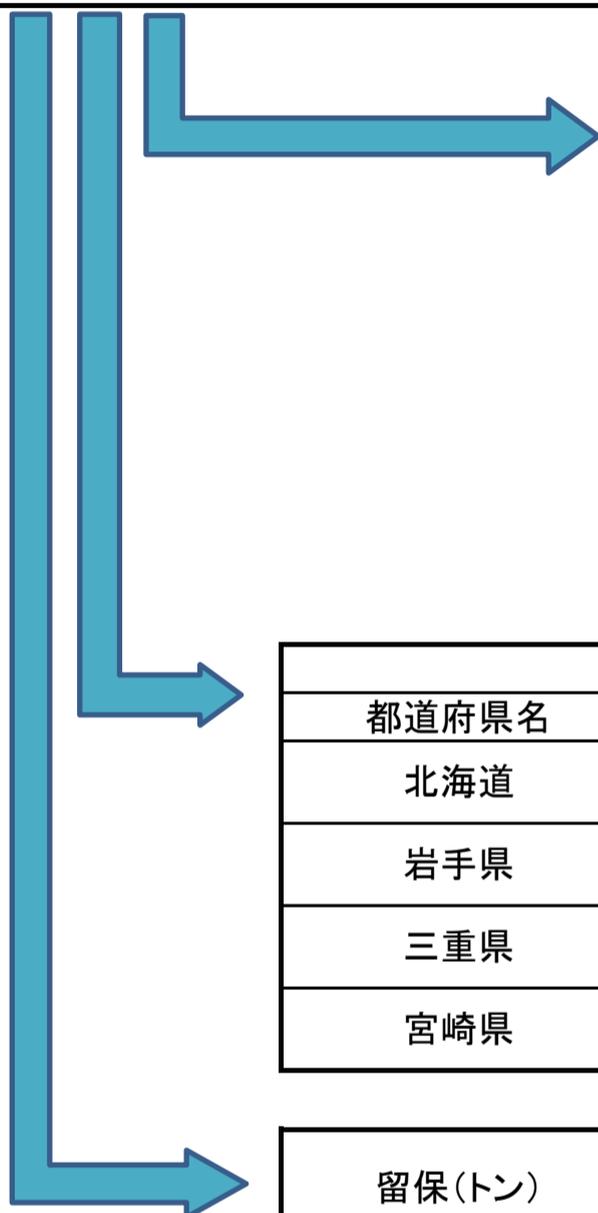
系群	R7 年 (案)	R6 年 (2024 年)	R5 年 (2023 年)	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)	R2 年 (2020 年)
T A C	13.9	35.3	51.0	50.9	59.6	50.1
漁獲実績	—	—	10.8	15.8	28.1	36.8

2 配分（案）

- (1) T A C の 35 パーセントを国の留保とする。なお、留保には国際交渉において必要となる数量を含めるものとする。
- (2) 過去 3 年（令和 2 年から令和 4 年まで）の漁獲実績の比率に基づいて配分する。
- (3) 配分量（案）は別紙のとおり。
- (4) 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保から配分する。
 (※) 令和 7 年度から 9 年度においては、漁獲割当てによる管理を行う管理区分（大中型まき網漁業の一部）も留保からの配分の対象とし、当初の配分における留保の数量を基に算出した数量の上乗せは行わない。
- (5) なお、近年の海洋環境の変化等を踏まえ、T A C の配分に係る基準年が更新される予定の令和 9 管理年度に向けて、実際の漁獲状況も踏まえつつ、T A C の配分方法について関係者とともに検討を行う。

令和7管理年度まさば及びごまさば太平洋系群
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
まさば及びごまさば太平洋系群	139,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業 (漁獲割当てを行う管理区分)	30,500
大中型まき網漁業 (総量の管理を行う管理区分)	12,800
沖合底びき網漁業	5,700

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	8,600	青森県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、和歌山、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県及び大分県については、現行水準とす
岩手県	5,800	
三重県	8,000	
宮崎県	4,200	

留保(トン)	48,700
--------	--------

令和 6 ～ 8 管理年度の漁獲可能量（T A C）の配分シェアの算出等について

令和 5 年 1 1 月

資源管理推進室

（令和 7 年 4 月追記）

1 背景等

漁獲可能量（T A C）を都道府県及び大臣管理区分へ配分する際の配分シェアについては、直近 3 か年の漁獲実績シェアの平均値（以下「基本シェア」という。）を算出し、これを 3 か年（管理年度）にわたって用いることを基本としている。

特定水産資源である、さんま、まあじ、まいわし全資源、すけとうだら全資源、するめいか、まさば及びごまさば全資源並びにずわいがに全資源のうち、

（ア）するめいか以外の特定水産資源については、令和 3 ～ 5 管理年度の T A C 設定に当たり、直近 3 か年（平成 2 9 年～令和元年）のデータを用いて、

（イ）するめいかについては、令和 4 ～ 6 管理年度の T A C 設定に当たり、直近 3 か年（平成 3 0 年～令和 2 年）のデータを用いて、

基本シェアの算出を行っているところである。

上記のうち（ア）するめいか以外の特定水産資源については、令和 6 ～ 8 管理年度の T A C の配分にあたって基本シェアを更新する必要があることから、以下の考え方に基づき、算出することとしたい。

2 基本シェアの算出

（1）令和 2 年から令和 4 年までの過去 3 カ年の漁獲実績（暦年）を用いる。

（2）漁獲実績については都道府県、大臣管理区分ともに T A C 報告を用いる。

ただし、令和 2 年の都道府県の漁獲実績については農林水産省漁業・養殖業生産統計（以下「農林水産統計」という。）の漁獲量と T A C 報告を比較し、多い方を用いる。また、令和 3 ～ 令和 5 管理年度に T A C の配分がなかった都道府県は、農林水産統計の漁獲量を用いることとする。（末尾の参考参照）

（3）上記の基本シェアの算定に用いる期間に漁獲可能量を超過した数量については、漁獲実績に算入しない。

（4）上記の漁獲実績データを用いて、我が国全体の漁獲実績に対する比率（小数点以下 2 桁（％））を年毎に算出し、その 3 か年の単純平均（小数点以下 2 桁（％））を配分の際の基本シェアとする。

3 T A C の配分方法について

（1）上記 2（4）で求めた基本シェアを用いて、T A C を都道府県及び大臣管理区分へ比例配分することを基本とする。

（2）ただし、数量を明示する管理区分間に漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、それを尊重し、当該合意による数値を用いて配分数量を算出する。

（3）また、個々の具体的配分数量については、（1）又は（2）で算定した数量の 1 0 0 トン未満を切り上げた数量（すけとうだら全資源にあっては 1 0

の位を四捨五入した数量、すわいがに全資源にあつては0.1の位を四捨五入した数量)を用いる。

(4) ただし、資源管理基本方針(第5の3)に基づき配分数量を明示しない都道府県については、以下の①又は②に該当する場合に応じて、それぞれに掲げの方法により行うこととする。

①漁獲実績(過去3年平均値をいう。以下同じ。)が1トン以上の都道府県「現行水準」による配分とし、この場合においては、基本シェアによる比例配分で算定された数量を目安数量として示すこととする。この場合で、当該目安数量が10トン未満の場合は「10トン未満」、10トン以上50トン未満の場合は「50トン未満」、50トン以上100トン未満の場合は「100トン未満」として示す(すわいがに全系群を除く)。

②漁獲実績が1トン未満の都道府県

「現行水準」による配分とし、目安数量として「10トン未満」とする。ただし、過去の水試等のデータに基づいて、漁獲実績がない(かつ、今後も漁獲が見込まれない)と都道府県として判断する場合には、配分を行わないこととする。

4 令和9管理年度以降の基本シェアの算出における留意点(令和7年4月追記)

まさば及びごまさば太平洋系群については、令和7管理年度以降の各管理年度において、国の留保からの配分により、一の都道府県の漁獲量の累計が当該都道府県における令和3～5管理年度までの漁獲実績のうち最大のものを超える場合又は一の大管管理区分の漁獲量の累計が当該大管管理区分における令和3～5管理年度までの漁獲実績のうち最大のものを超える場合、当該超過分の数量については、令和9管理年度以降における基本シェアの算出に用いる漁獲実績から除外する。

また、同系群について、令和7管理年度において、融通を受けたことにより、一の都道府県の漁獲量の累計が当該都道府県における当初配分量(国の留保からの配分を受けた場合には、当初配分量に留保からの配分量を加えた数量)を超える場合又は一の大管管理区分の漁獲量の累計が当該大管管理区分における当初配分量(国の留保からの配分を受けた場合には、当初配分量に留保からの配分量を加えた数量)を超える場合、当該超過分の数量については、令和9管理年度以降における基本シェアの算出に用いる漁獲実績から除外する。

(以上)

(参考1)
基本シェア計算に用いる漁獲実績の一覧

	配分があった都道府県	大臣管理区分	配分がなかった都道府県
令和2年	農林水産統計（確報） またはTAC報告のうち、 多い方	TAC報告	農林水産統計（確報）
令和3年	TAC報告	TAC報告	農林水産統計（確報）
令和4年	TAC報告	TAC報告	農林水産統計（概数）

※配分シェアの算出については、改正漁業法の施行前は従前の方法によるものとし、施行後はTAC報告を用いることを基本とする。

(参考2) 基本シェア計算に用いる漁獲実績の範囲

		H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
するめいか 以外	シェア計算に用 いる漁獲実績	←-----→			←-----→			←-----→						
	基本シェア				←-----→			←-----→			←-----→			
するめいか	シェア計算に用 いる漁獲実績	←-----→			←-----→			←-----→						
	基本シェア					←-----→			←-----→			←-----→		

令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）まさば及びごまさば 対馬暖流系群 T A C（漁獲可能量）の設定及び配分について（案）

令和 7 年 5 月
水 産 庁

1 T A C（案）

（1）設定の考え方

- ① 採捕の実態を勘案し、「まさば及びごまさば」として一体的に管理する。
- ② それぞれの系群について、令和 7 年に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源評価結果及び資源管理基本方針別紙 2-16 に定める漁獲シナリオで算定された A B C（生物学的許容漁獲量）のうち我が国 E E Z 分を算出する。当該合計値から、令和 6 管理年度途中の漁獲可能量の調整の結果、同管理年度の漁獲可能量に追加した数量を減じた数量を T A C とする。
- ③ なお、令和 6 管理年度終了し、漁獲実績が確定した後に、以下の（2）③のウ、エに基づき、令和 7 管理年度の漁獲可能量を変更する。

（2）漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和 17 年に、少なくとも 50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調節する。
- ② それぞれの系群について、当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量を達成する水準に調整係数（ β : 0.95）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
- ③ 管理年度途中の漁獲可能量の調整について（令和 6 管理年度における暫定的な措置）（※）
 - ア 令和 6 年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再計算される令和 6 管理年度の生物学的許容漁獲量と令和 6 管理年度の漁獲可能量の差分を上限に、令和 6 管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。
 - イ 令和 7 管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、別紙 2-16 の第 4 の 3 の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。
 - ウ 令和 6 管理年度の漁獲実績が、令和 7 年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再々計算される令和 6 管理年度の生物学的許容漁獲量を上回る場合には、同実績と同生物学的許容漁獲量との差分を追加数量から差し引いた数量を令和 7 管理年度の漁獲可能量に追加する。当該差分が追加数量以上となる場合は、当該上回った数量を令和 7 管理年度の漁獲可能量から差し引く。

エ 令和6管理年度の漁獲実績が、令和7年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再々計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量以下となる場合には、追加数量を令和7管理年度の漁獲可能量に追加する。

(※) 令和7管理年度における漁獲可能量の調整ルールについては、令和6管理年度における暫定的な措置をベースに今後検討する。

(3) 令和7管理年度(令和7年7月～令和8年6月)のTAC(案)

特定水産資源	TAC
まさば及びごまさば対馬暖流系群	208,700トン <225,500トン-16,800トン>

(参考1) 資源管理の目標

1 まさば対馬暖流系群

- ① 目標管理基準値：330千トン(最大持続生産量を達成する親魚量)
- ② 限界管理基準値：117千トン(親魚量の過去最小値)
- ③ 禁漁水準値13千トン(最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)
- ④ 漁獲シナリオに用いる調整係数(β):0.95
- ⑤ その他：日本EEZ内分は70パーセントとする。

2 ごまさば対馬暖流系群

- ① 目標管理基準値：92千トン(最大持続生産量を達成する親魚量)
- ② 限界管理基準値：31千トン(親魚量の過去最小値)
- ③ 禁漁水準値4千トン(最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)
- ④ 漁獲シナリオに用いる調整係数(β):0.95
- ⑤ その他：日本EEZ内分は95パーセントとする。

(参考2) まさば及びごまさば対馬暖流系群TACの推移・漁獲実績

単位：万トン

	R7年 (案)	R6年 (2024年)	R5年 (2023年)	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)	R2年 (2020年)
TAC	20.87	23.67 (21.39)	19.13 (18.53)	14.30 (12.90)	17.82	22.00
漁獲実績	—	—	16.35	14.19	12.76	9.60

※ 括弧内は変更前の数字(漁獲可能量の調整)

2 配分(案)

(1) 28,300トン(案)を国の留保とする(※)。なお、留保には国際交渉において必要とな

る数量を含めるものとする。

(※) 漁獲可能量の調整を行う前の数量(225,500トン)の20パーセントである45,100トンから、追加数量分の16,800トンを差し引いたもの。

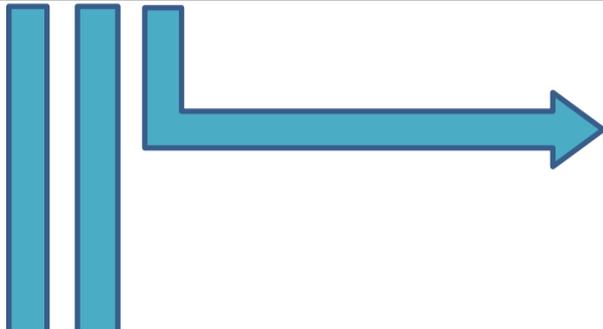
(2) 過去3か年(令和2年から令和4年まで)の漁獲実績の比率等に基づいて配分する。ただし、配分を受ける者の中で別途の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて配分する。

(3) 配分量(案)は別紙のとおり。

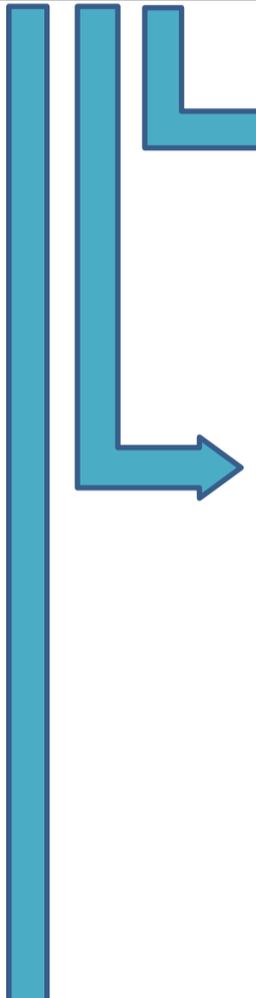
(4) 来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保から配分する。

令和7管理年度まさば及びごまさば対馬暖流系群
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

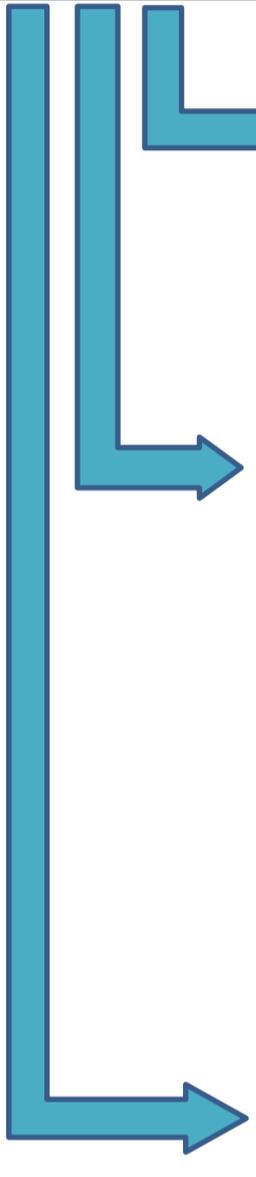
特定水産資源	TAC(トン)
まさば及びごまさば対馬暖流系群	208,700 <225,500－16,800>



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
大中型まき網漁業	95,200



知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
石川県	7,800	秋田県、山形県、新潟県、富山県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、福岡県、佐賀県及び熊本県については、現行水準とする。
島根県	20,500	
山口県	2,600	
長崎県	36,900	
鹿児島県	9,700	



留保(トン)	28,300 <45,100－16,800>
--------	---------------------------

令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）ずわいがに太平洋北部系群 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 7 年 5 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和 2 年度に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源管理基本方針別紙 2-17 に定める漁獲シナリオの下、ずわいがに太平洋北部系群をとることを目的とする操業が行われていない平成 23 年（2011 年）以降の最大漁獲量を考慮した数量を TAC とする。

なお、平成 23 年（2011 年）以降の最大漁獲量は、令和 4 年（2022 年）の 14 トン。

（2）資源管理の目標及び漁獲シナリオの概要

本資源は、自然死亡率の今後の動向について予測することが困難であり、目標管理基準値及び限界管理基準値の提案が困難とされていることから、法第 12 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項と異なる目標を定め、ずわいがに太平洋北部系群をとることを目的とする操業を避ける。

（3）令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
ずわいがに太平洋北部系群	20 トン

（参考 1）資源管理の目標

令和元年（2019 年）の資源量（令和 2 年（2020 年）資源評価において 436 トン）。ただし、資源評価の精度の向上により、より適切な目標を定めることができる場合には、これを見直すこととする。

（参考 2）ずわいがに太平洋北部系群 TAC の推移・漁獲実績

単位：トン

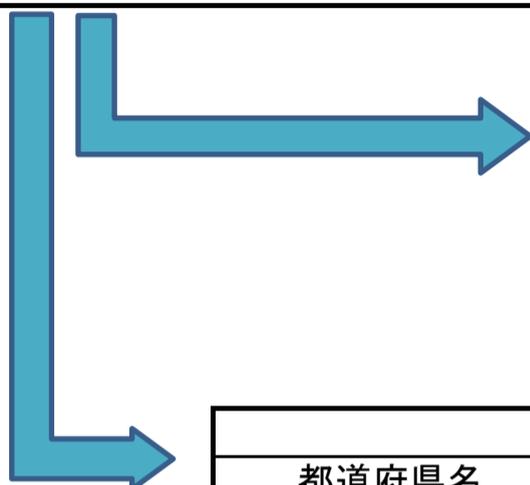
	R7 年 (案)	R6 年 (2024 年)	R5 年 (2023 年)	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)
TAC	20	20	20	20	20
漁獲実績	-	-	0	14	10

2 配分（案）

- （1）過去3か年（令和2年から令和4年まで）の漁獲実績の比率に基づいて配分する。
- （2）配分量は別紙のとおり。

令和7管理年度ずわいがに太平洋北部系群
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
ずわいがに太平洋北部系群	20



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業及び ずわいがに漁業	19

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
—	—	宮城県については、現行水準とする。

令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）ずわいがに日本海系群 A 海域 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 7 年 5 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

- ① TACの数量は、最新の資源評価結果及び資源管理基本方針別紙 2-18 に定める漁獲シナリオにより導かれたABCの範囲内で定めるものとされている。
- ② 本特定水産資源のTAC設定に当たっては、以下の考慮事項があると考えている。
 - ・ 令和 7 管理年度のABC（6,700 トン）は、前管理年度のTACの数量（3,700 トン）を大幅に上回る。
 - ・ 令和 7 管理年度のABCの算出に用いられた 2025 年の予測資源量は、過去 20 年間の最大値を上回り、漁獲シナリオで用いる漁獲圧力は、現状の漁獲圧力（F2021-2023）の 1.57 倍である。
 - ・ 最新の資源評価は、2027 年以降、ズワイガニの親魚量が急減することを示している。さらに、2025 年の予測資源量が過大であった場合、6,700 トンの漁獲は獲り過ぎとなり、影響は長期間にわたる。
 - ・ 結果的に将来のTACの大幅な変動が生じるおそれもある。
- ③ 上記事項については、本年 6 月以降のステークホルダー会合における漁獲シナリオの見直しの議論において検討することとし、令和 7 管理年度のTACの数量はABCの範囲内かつ最大持続生産量に相当する 3,700 トンとする。
- ④ なお、この考え方でTACの数量を設定することについては、流通業者及び観光業者を含む関係者会議において説明し、参加者から特段の反対は出なかった。

（2）漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和 12 年（2030 年）に、少なくとも 50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。
- ② 当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力を乗じる。
 - ア 親魚量が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量（MSY）を達成する水準に調整係数（ β : 0.8）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）

(3) 令和7管理年度（令和7年7月～令和8年6月）のTAC（案）

特定水産資源	TAC
ずわいがに日本海系群A海域	3,700トン

(参考1) 資源管理の目標

- (1) 目標管理基準値：3千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値：1.5千トン（親魚量の過去最小値）
- (3) 禁漁水準値：0.1千トン（最大持続生産量の10%が得られる親魚量）

(参考2) ずわいがに日本海系群A海域TACの推移・漁獲実績

単位：トン

系群（海域）	R7年 （案）	R6年 （2024年）	R5年 （2023年）	R4年 （2022年）	R3年 （2021年）
TAC	3,700	3,700	3,400	2,800	3,000
漁獲実績	—	—	2,020	1,892	1,769

2 配分（案）

- (1) TACの7パーセントを国の留保とする。なお、留保には、国際交渉において必要となる数量を含めるものとする。
- (2) 過去3か年（令和2年から令和4年まで）の漁獲実績の比率に基づいて配分する。
- (3) 配分量は別紙のとおり。
- (4) 不足が生じた場合は留保から配分する。

令和7管理年度ずわいがに日本海系群A海域
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
ずわいがに日本海系群A海域	3,700

大臣管理分

大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	2,672

知事管理分

都道府県名	数量(トン)	注記
富山県	47	島根県については、現行水準とする。
石川県	397	
福井県	294	
京都府	30	

留保(トン)	260
--------	-----

日本海A海域の沖合底びき網漁業のずわいがにの資源管理の概要

○公的管理(漁獲可能量、許可隻数等)と自主的管理(休漁、サイズ等採捕制限等)の組み合わせによる資源管理(共同管理)

＜特徴＞ 公的管理措置

- ・漁業種類・資源に共通する基本的な措置
- ・比較的長期の継続的な措置
- ・法的な遵守義務を伴う措置

○数量規制

令和6管理期間の漁獲可能量(TAC)
3,700トン

○許可隻数(令和7年1月許可数)

109隻

○操業期間

オスガニ 11月6日～翌年3月20日
メスガニ 11月6日～翌年1月20日

○操業区域

○甲幅・採捕制限

オスガニ 甲幅9cm未満の採捕禁止
メスガニ 腹節内側に卵を有しないもの
の採捕禁止

○漁具制限

沖底の網口開口板の使用禁止

【語句】

- カタガニ：オスガニのうち最終脱皮後、1年以上経過
⇒ 商品価値高い
- ミズガニ：オスガニのうち最終脱皮（9月頃）後、1年
未満（殻が柔らかい）
- アカコ：産卵（抱卵）後間もなく（数ヶ月経過）、卵
の色がオレンジ色
⇒ 孵化が近づくと茶黒色に変化（クロコ）
- マンジュウガニ：最終脱皮に至っていない未成熟のメスガニ

＜特徴＞ 自主的管理措置

- ・資源や漁業、地域の実態に即した措置
- ・必要に応じて柔軟に導入する措置
- ・漁業者が自主的に行う管理、相互監視を伴う措置

日本海西部地域共通

○採捕期間の短縮

オスガニ

- ・カタガニ 公的管理措置と同じ
- ・ミズガニ 2月1日～2月末日

（又は2月19日～3月20日）

メスガニ 11月6日～12月31日

○採捕制限

- ・メスガニのうちアカコ・マンジュウガニは採捕禁止
- ・メスガニ、ミズガニの採捕尾数を航海区分（日帰り船、1晩泊船、1航海船）ごとに制限

府県単位の取組例

○採捕期間の短縮

メスガニ 11月6日～12月29日

○採捕制限

メスガニ、ミズガニの航海区分ごとの採捕尾数制限の強化

○甲幅制限の導入・拡大

オスガニ 甲幅10.5cm未満の採捕禁止
ミズガニ 甲幅10.5cm未満の採捕禁止
メスガニ 甲幅7.0cm未満の採捕禁止

○保護区の設定

保護区（保護礁内、保護礁周辺等）での操業禁止

○ミズガニの採捕自粛

○休漁日の設定

令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）ずわいがに日本海系群 B 海域 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 7 年 5 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和 2 年度に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源評価結果及び資源管理基本方針別紙 2-19 に定める漁獲シナリオにより導かれた ABC（生物学的漁獲可能量）を TAC とする。

（2）漁獲シナリオの概要等

- ① 加入量当たり親魚量（成熟した雌の資源量をいう。以下この別紙において同じ。）が、漁獲圧力が 0 の場合の加入量当たり親魚量に対し、30% となる漁獲圧力を上回らないよう、漁獲圧力を調整する。
- ② 当該管理年度の資源量に加入量当たり親魚量が、漁獲圧力が 0 の場合の加入量当たり親魚量に対し、30% となる漁獲圧力の水準に調整係数（0.8）を乗じた漁獲圧力を乗じる。
- ③ ②によって得られる値を ABC とし、TAC は当該値を越えない値とする。

（3）令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
ずわいがに日本海系群 B 海域	910 トン

（参考 1）資源管理の目標

- (1) 目標管理基準値：加入量当たり親魚量が、漁獲圧力が 0 の場合の加入量当たり親魚量に対し、30% となる漁獲圧力の水準とすることで達成される資源水準の値。
（ずわいがに日本海系群 B 海域は、現時点では、再生産関係を用いて目標管理基準値や限界管理基準値を示すことはできないため、再生産関係を用いた漁獲シナリオ導入が可能となるまでの数年間は、上記の指標を代替的に用いる。）
- (2) 限界管理基準値：可能な限り早期に手法を開発して設定することとする。

(参考2) ずわいがに日本海系群B海域TACの推移・漁獲実績

単位：トン

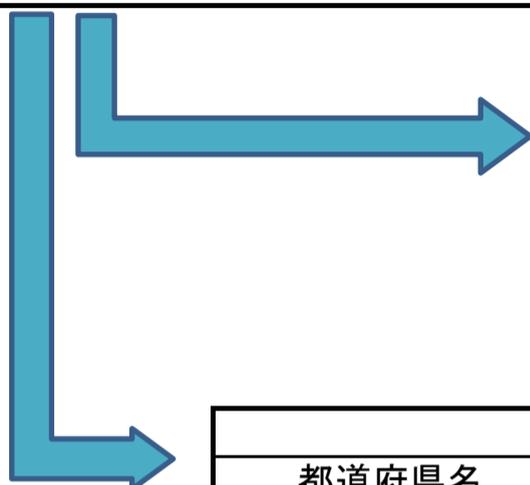
系群（海域）	R7年 （案）	R6年 （2024年）	R5年 （2023年）	R4年 （2022年）	R3年 （2021年）
TAC	910	750	640	500	510
漁獲実績	—	—	251	264	212

2 配分（案）

- (1) 過去3か年（令和2年から令和4年まで）の漁獲実績の比率に基づいて配分する。
- (2) 配分量は別紙のとおり。

令和7管理年度ずわいがに日本海系群B海域
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
ずわいがに日本海系群B海域	910



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業及び ずわいがに漁業	69

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
秋田県	27	
山形県	128	
新潟県	686	

令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）ずわいがに北海道西部系群 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 7 年 5 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和 2 年度に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源管理基本方針別紙 2-20 に定める漁獲シナリオの下、平成 9 年（1997 年）以降の最大漁獲量を考慮した数量を TAC とする。

なお、平成 9 年（1997 年）以降の最大漁獲量は、平成 9 年（1997 年）の 43 トン。

（2）資源管理の目標及び漁獲シナリオ

本資源の漁獲は、べにずわいがにの漁獲に付随するものであり、我が国の漁船により得られる資源量指標値が、資源全体の動向を反映した指標値として取り扱うには十分な精度を有しておらず、目標管理基準値及び限界管理基準値の提案が困難とされていることから、法第 12 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項と異なる目標を定め、漁獲努力量が大きく抑制され今後も増大の懸念が少ないこと及び現状の資源状況も良好な状態にあり大きな変化は見られないことを踏まえ、平成 9 年（1997 年）以降の資源水準を維持するよう漁獲を管理する。

（3）令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
ずわいがに北海道西部系群	43 トン

（参考 1）資源管理の目標

かにかご漁業（法第 57 条第 1 項の規定に基づき北海道知事の許可を受けて営むものをいう。）による標準化された単位漁獲努力量当たりの漁獲量（かご数当たり漁獲キロ数をいう。）を、昭和 63 年（1988 年）漁期から令和元年（2019 年）漁期の平均である 1.0 付近とする。

(参考2) ずわいがに北海道西部系群のT A Cの推移・漁獲実績

単位：トン

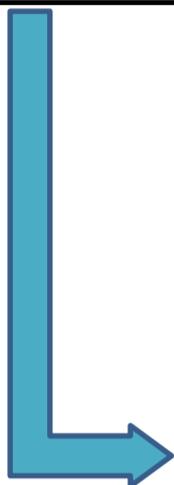
	R7年 (案)	R6年 (2024年)	R5年 (2023年)	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)
T A C	43	43	43	43	43
漁獲実績	-	-	5	6	7

2 配分(案)

- (1) 過去3か年(令和2年から令和4年まで)の漁獲実績の比率に基づいて配分する。
- (2) 配分量は別紙のとおり。

令和7管理年度ずわいがに北海道西部系群
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
ずわいがに北海道西部系群	43



知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	43	

令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）ずわいがにオホーツク海南部 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 7 年 5 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和 2 年度に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源管理基本方針別紙 2-21 に定める漁獲シナリオの下、資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮した数量を TAC とする。

なお、近年の最大漁獲量は、平成 28 年（2015 年）の 904 トン。

（2）資源管理の目標及び漁獲シナリオ

本資源は、主分布域や産卵場が我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域がなく、資源全体の把握が困難なため目標管理基準値及び限界管理基準値の提案が困難とされていることから、法第 12 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項と異なる目標を定め、我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理する。

（3）令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
ずわいがにオホーツク海南部	1,000 トン

（参考 1）資源管理の目標

オホーツク海底魚資源調査（水産機構により、毎年 4 月から 6 月までの間に着底トロールを用いて行うものをいう。）による漁獲対象資源（甲幅 90mm 以上の雄）の分布密度推定値が、1 平方キロメートル当たり 5 kg（平成 15 年（2003 年）から令和元年（2019 年）までの間に最低とされた値）を下回らないようにする。

（参考 2）ずわいがにオホーツク海南部の TAC の推移・漁獲実績

単位：トン

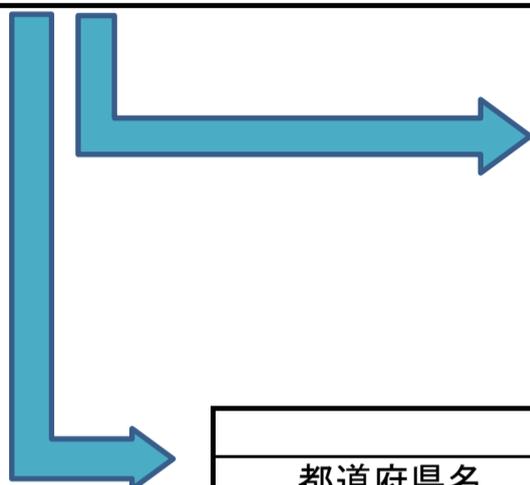
	R7 年 (案)	R6 年 (2024 年)	R5 年 (2023 年)	R4 年 (2022 年)	R3 年 (2021 年)
TAC	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
漁獲実績	-	-	10	33	92

2 配分（案）

- （1）過去3か年（令和2年から令和4年まで）の漁獲実績の比率等に基づいて配分する。
- （2）配分量は別紙のとおり。

令和7管理年度ずわいがにオホーツク海南部
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について

特定水産資源	TAC(トン)
ずわいがにオホーツク海南部	1,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業及び ずわいがに漁業	875

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	125	

令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）まだら本州太平洋北部系群 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 7 年 5 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和 5 年に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源評価結果及び資源管理基本方針別紙 2-42 に定める漁獲シナリオにより導かれた ABC（生物学的許容漁獲量）を TAC とする。

（2）漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和 16 年（2034 年）に、少なくとも 50% の確率で、目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。
 - ② 当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量を達成する水準に調整係数（ β : 0.75）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
 - ③ ②により得られる値を ABC とし、TAC は当該値を超えない量とする。
- ※ なお、ステップ 1・2 では、漁業法第 33 条に基づく採捕の停止等の命令は行わないこととしている。

（3）令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月（ステップ 2））の TAC（案）

特定水産資源	TAC
まだら本州太平洋北部系群	11,800 トン

（参考 1）資源管理の目標

- （1）目標管理基準値：10.9 千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- （2）限界管理基準値：3.2 千トン（最大持続生産量の 60 パーセントを達成する親魚量）
- （3）禁漁水準値：0.4 千トン（最大持続生産量の 10 パーセントを達成する親魚量）

(参考2) まだら本州太平洋北部系群 T A C の推移

単位：トン

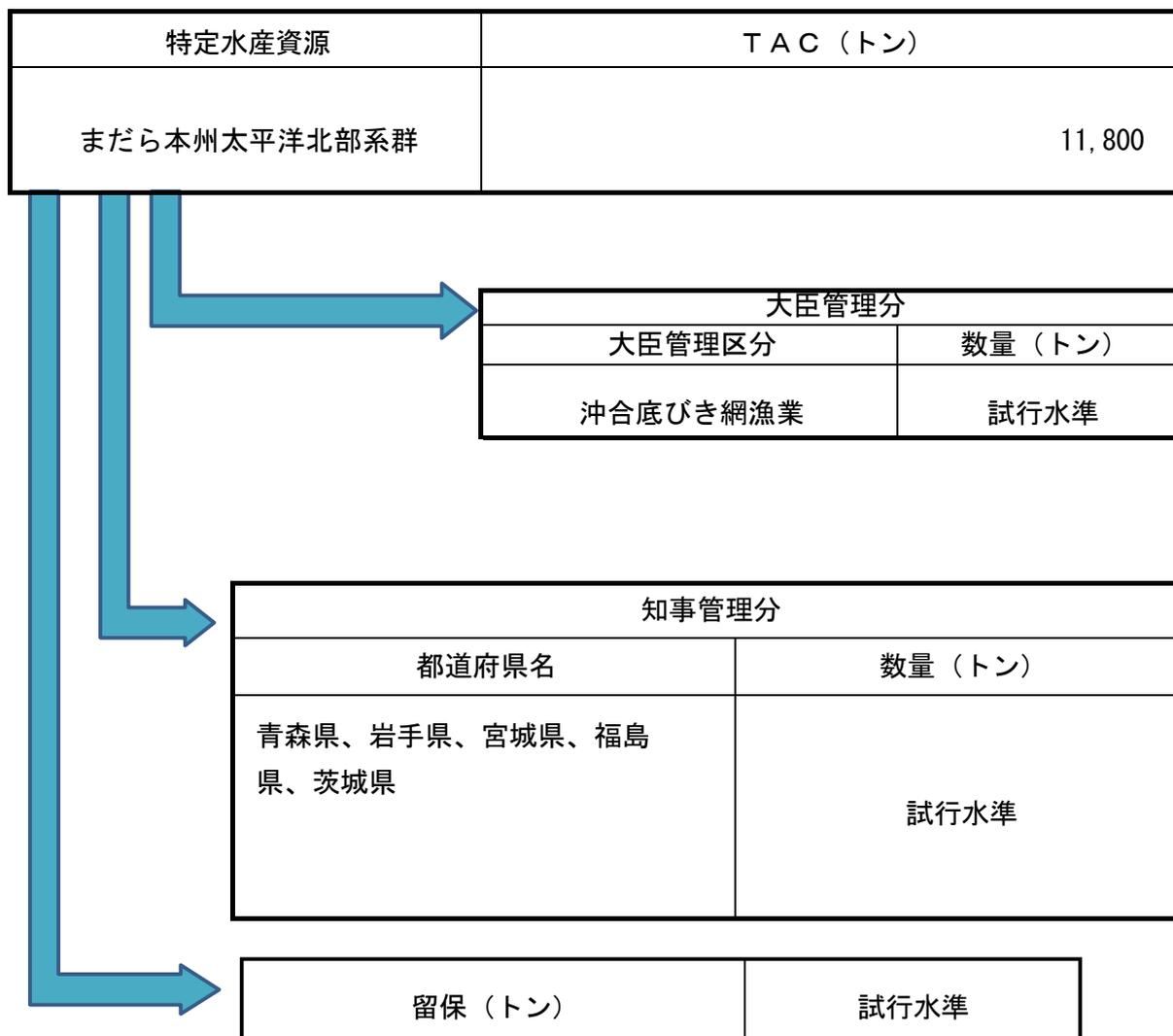
特定水産資源	R7 年 (案)	R6 年 (2024 年)
まだら本州太平洋北部系群	11,800	6,060

2 配分 (案)

ステップ2のため、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量については、別紙のとおり「試行水準」として設定する。国の留保についても「試行水準」として設定する。

また、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の目安として、T A C の全量に過去3か年(令和2年から令和4年まで)の毎年の漁獲実績の比率等の平均値を乗じて算出した数量を「試行目安数量」として提示する。

令和7管理年度まだら本州太平洋北部系群漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）



試行目安数量の試算結果

令和7管理年度まだら本州太平洋北部系群の試行目安数量（速報値）

管理区分	試行目安数量 (トン)	参考シェア (%)
沖合底びき網漁業	6,022	51.03%
その他大臣許可漁業	0	0.00%
青森県	1,005	8.52%
岩手県	2,732	23.15%
宮城県	1,902	16.12%
福島県	102	0.86%
茨城県	37	0.31%
留保	0	0.00%
合計	11,800	100.0%

※現時点で想定されるTACの全量（留保=0パーセント）に過去3か年（令和2年から令和4年まで）の毎年の漁獲実績の比率等の平均値を乗じて算出した数量。

令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）まだら本州日本海北部系群 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 7 年 5 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和 5 年に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源評価結果及び資源管理基本方針別紙 2-43 に定める漁獲シナリオから導かれた ABC（生物学的許容漁獲量）を TAC とする。

（2）漁獲シナリオの概要

- ① 親魚量が令和 15 年（2033 年）に、少なくとも 50% の確率で、目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。
 - ② 当該管理年度の資源量に以下の漁獲圧力をかける。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、最大持続生産量を達成する水準に調整係数（ β : 0.95）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。
 - ③ ②により得られる値を ABC とし、TAC は当該値を超えない量とする。
- ※ なお、ステップ 1・2 では、漁業法第 33 条に基づく採捕の停止等の命令は行わないこととしている。

（3）令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月（ステップ 2））の TAC（案）

特定水産資源	TAC
まだら本州日本海北部系群	2,600 トン

（参考 1）資源管理の目標

- (1) 目標管理基準値 : 5.2 千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値 : 2.5 千トン（最大持続生産量の 60 パーセントを達成する親魚量）
- (3) 禁漁水準値 : 0.4 千トン（最大持続生産量の 10 パーセントを達成する親魚量）

(参考2) まだら本州日本海北部系群 T A C の推移

単位：トン

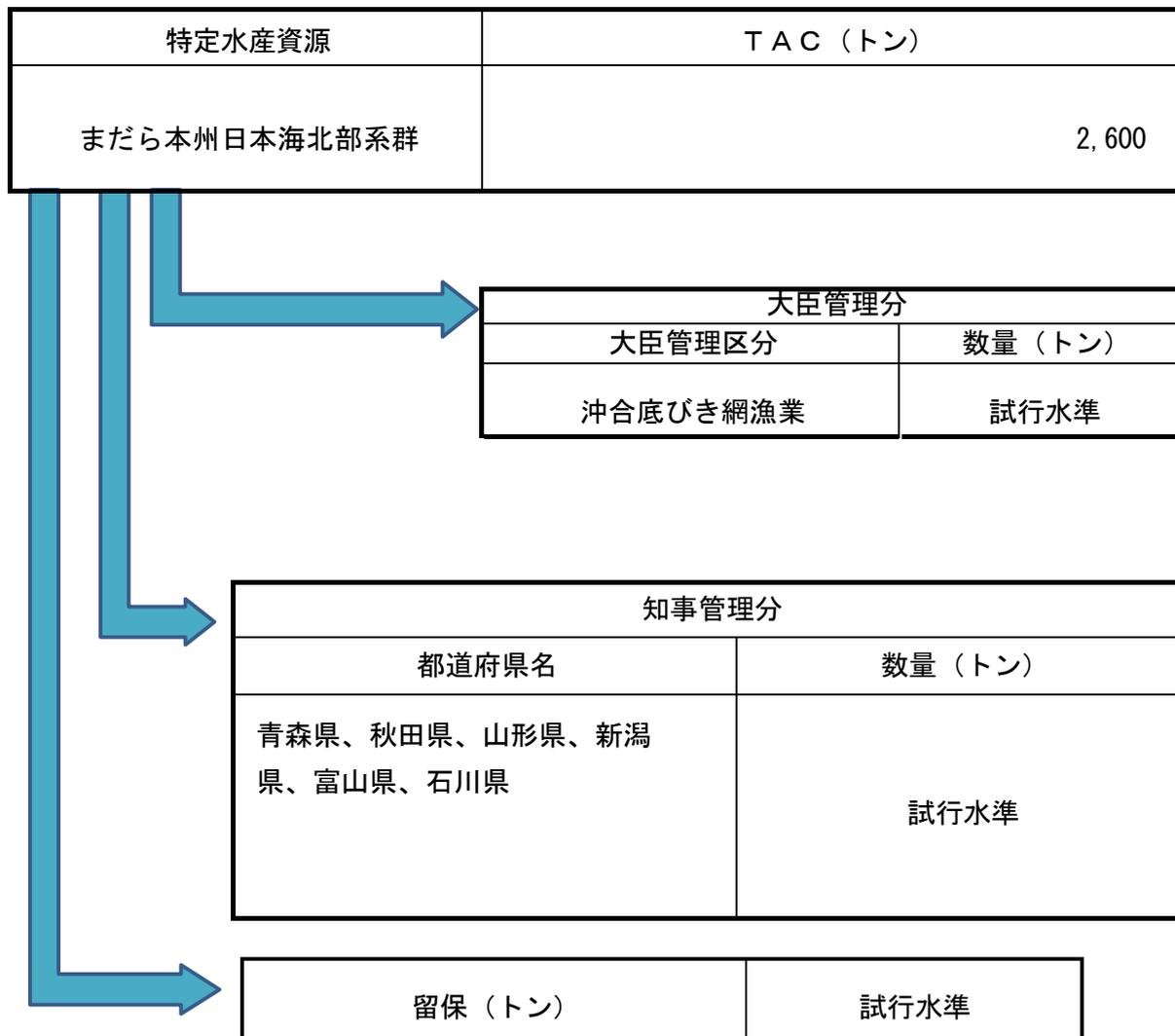
特定水産資源	R7 年 (案)	R6 年 (2024 年)
まだら本州日本海北部系群	2,600	3,260

2 配分 (案)

ステップ2のため、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量については、別紙のとおり「試行水準」として設定する。国の留保についても「試行水準」として設定する。

また、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の目安として、T A C の全量に過去5か年（平成30年から令和4年まで）の毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出した数量を「試行目安数量」として提示する。

令和7管理年度まだら本州日本海北部系群漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）



試行目安数量の試算結果

令和7管理年度まだら本州日本海系群の試行目安数量（速報値）

管理区分	試行目安数量 (トン)	参考シェア (%)
沖合底びき網漁業	301	11.56%
その他大臣許可漁業	0	0.00%
青森県	526	20.24%
秋田県	289	11.10%
山形県	351	13.51%
新潟県	539	20.73%
富山県	14	0.54%
石川県	580	22.32%
留保	0	0.00%
合計	2,600	100.00%

※現時点で想定されるTACの全量（留保=0パーセント）に過去5か年（平成30年から令和4年まで）の毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出した数量。

令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）まだら北海道太平洋 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 7 年 5 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和 6 年に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源評価結果及び資源管理基本方針別紙 2-44 に定める漁獲シナリオから導かれた ABC（生物学的許容漁獲量）を TAC とする。

（2）漁獲シナリオの概要

- ① 直近の資源水準（1.86）と限界管理基準値（1.08）の大小を比較して（※直近の資源水準の方が高い）、用いる計算式を選択。次に、直近の資源水準（1.86）と目管理基準値（1.47）の差に基づき、漁獲量を調整する（漁獲量を調整する値＝1.071）。
 - ② 生物学的許容漁獲量は、直近 5 年の漁獲実績の平均値（22,476 トン）を①の規定に基づき調整した値（ $22,476 \times 1.071 = 24,100$ トン（100 トン単位に切上げ））とし、漁獲可能量は当該値を超えない量（24,100 トン）とする。
 - ③ 漁獲の状況からみて、予期せぬ加入量の増加又は他海域からの資源の移入が発生したとみなされる場合、②において算定した当該管理年度の漁獲可能量に残漁期の推定漁獲量（各月の漁獲量を過去 10 年間の最大値と仮定した数量）を上限として追加する。
- ※ なお、ステップ 1・2 では、漁業法第 33 条に基づく採捕の停止等の命令は行わないこととしている。

（3）令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月（ステップ 2））の TAC（案）

特定水産資源	TAC
まだら北海道太平洋	24,100 トン

（参考 1）資源管理の目標

- （1）目標管理基準値：過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの 80 パーセントに相当する資源水準の値とする。
- （2）限界管理基準値：過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの 56 パーセントに相当する資源水準の値とする。

(参考2) まだら北海道太平洋TACの推移

単位：トン

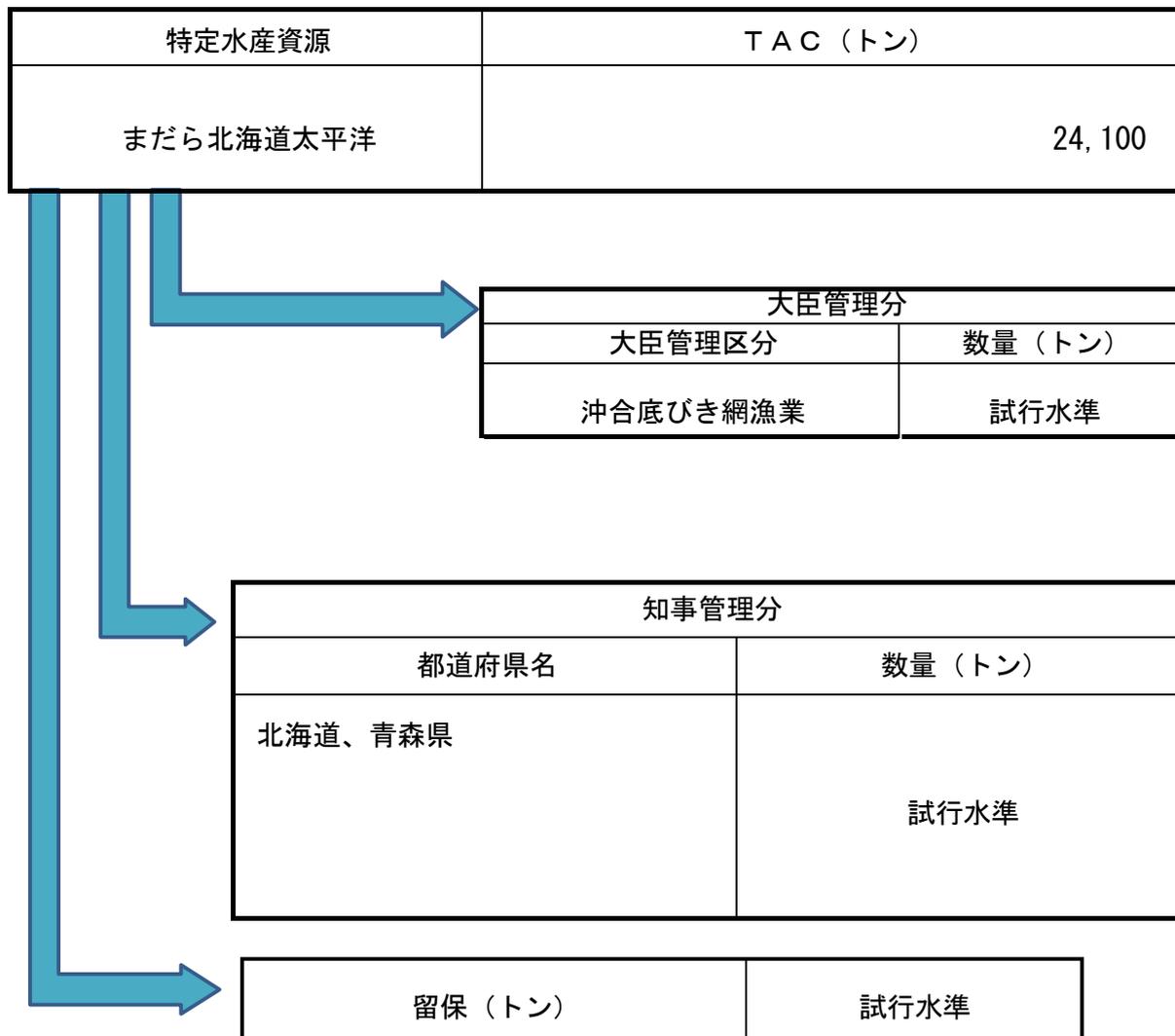
特定水産資源	R7年 (案)	R6年 (2024年)
まだら北海道太平洋	24,100	23,900

2 配分(案)

ステップ2のため、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量については、別紙のとおり「試行水準」として設定する。国の留保についても「試行水準」として設定する。

また、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の目安として、TACの全量に過去3か年(令和2年から令和4年まで)の毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出した数量を「試行目安数量」として提示する。

令和7管理年度まだら北海道太平洋漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）



(参考)

試行目安数量の試算結果

令和7管理年度まだら北海道太平洋の試行目安数量（速報値）

管理区分	試行目安数量 (トン)	参考シェア (%)
沖合底びき網漁業	8,293	34.41%
その他大臣許可漁業	0	0.00%
北海道	14,012	58.14%
青森県	1,795	7.45%
留保	0	0.00%
合計	24,100	100.00%

※現時点で想定されるTACの全量（留保=0パーセント）に過去3か年（令和2年から令和4年まで）の毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出した数量。

令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）まだら北海道日本海 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 7 年 5 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和 6 年に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源評価結果及び資源管理基本方針別紙 2-45 に定める漁獲シナリオから導かれた ABC（生物学的許容漁獲量）を TAC とする。

（2）漁獲シナリオの概要

- ① 直近の資源水準（5.216）と限界管理基準値（1.437）の大小を比較して（※直近の資源水準の方が高い）、用いる計算式を選択。次に、直近の資源水準（5.216）と目管理基準値（2.672）の差に基づき、漁獲量を調整する（漁獲量を調整する値＝1.105）。
- ② 生物学的許容漁獲量は、直近 5 年の漁獲実績の平均値（12,649 トン）を①の規定に基づき調整した値（ $12,649 \times 1.105 = 14,000$ トン（100 トン単位に切上げ））とし、漁獲可能量は当該値を超えない量（14,000 トン）とする。
- ③ 漁獲の状況からみて、予期せぬ加入量の増加又は他海域からの資源の移入が発生したとみなされる場合、②において算定した当該管理年度の漁獲可能量に残漁期の推定漁獲量（各月の漁獲量を過去 10 年間の最大値と仮定した数量）を上限として追加する。

※ なお、ステップ 1・2 では、漁業法第 33 条に基づく採捕の停止等の命令は行わないこととしている。

（3）令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月（ステップ 2））の TAC（案）

特定水産資源	TAC
まだら北海道日本海	14,000 トン

（参考 1）資源管理の目標

- （1）目標管理基準値：過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの 91 パーセントに相当する資源水準の値とする。
- （2）限界管理基準値：過去の資源量指標値の頻度分布データに正規分布をあてはめたときの 63.7 パーセントに相当する資源水準の値とする。

(参考2) まだら北海道日本海TACの推移

単位：トン

特定水産資源	R7年 (案)	R6年 (2024年)
まだら北海道日本海	14,000	13,700

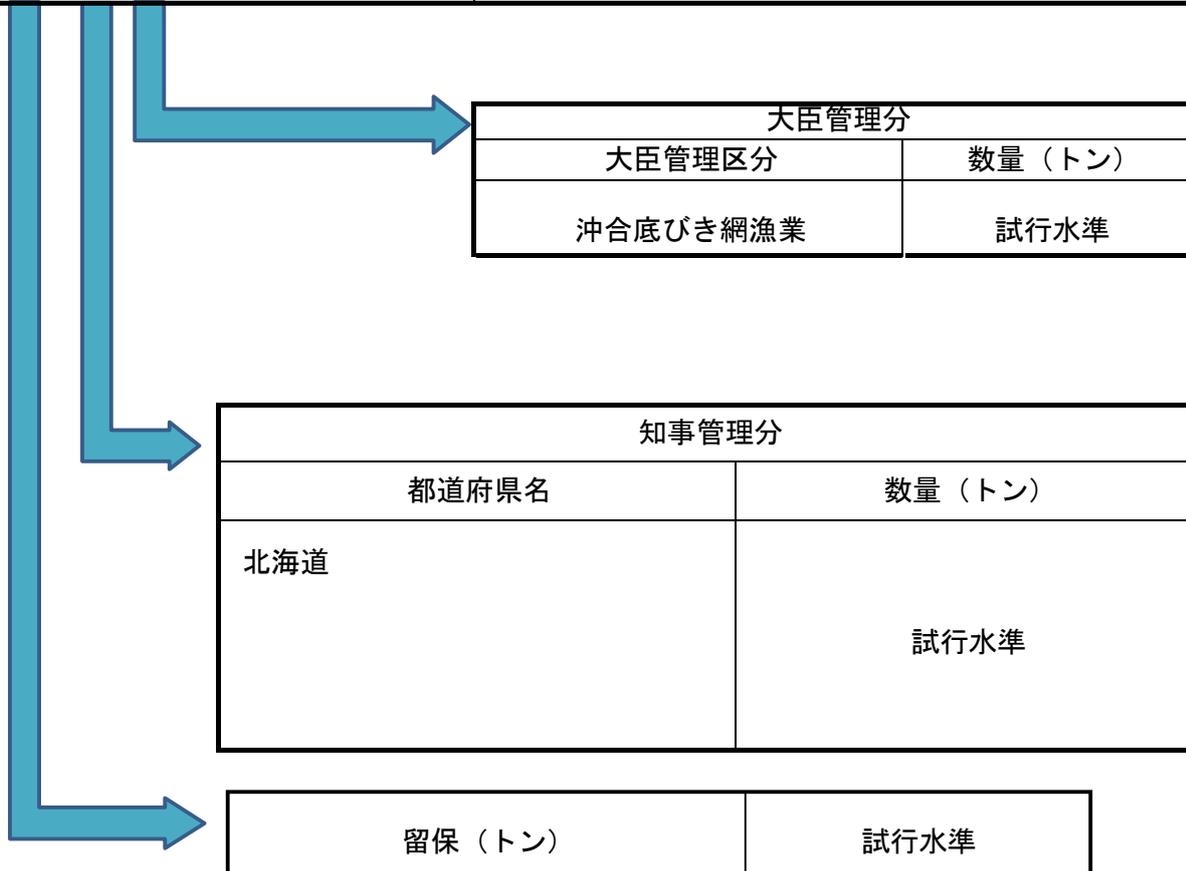
2 配分(案)

ステップ2のため、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量については、別紙のとおり「試行水準」として設定する。国の留保についても「試行水準」として設定する。

また、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う際の目安として、TACの全量に過去3か年(令和2年から令和4年まで)の毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出した数量を「試行目安数量」として提示する。

令和7管理年度まだら北海道日本海漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

特定水産資源	TAC（トン）
まだら北海道日本海	14,000



試行目安数量の試算結果

令和7管理年度まだら北海道日本海の試行目安数量（速報値）

管理区分	試行目安数量 (トン)	参考シェア (%)
沖合底びき網漁業	6,028	43.06%
その他大臣許可漁業	0	0.00%
北海道	7,972	56.94%
留保	0	0.00%
合計	14,000	100.00%

※現時点で想定されるTACの全量（留保=0パーセント）に過去3か年（令和2年から令和4年まで）の毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出した数量。